

経済産業省
令和2年度内外一体の経済成長戦略構築に
かかる国際経済調査事業
(国際仲裁活性化に向けた調査事業)

最終報告書

2021年2月

 **みずほ情報総研株式会社**

目次

1 はじめに.....	- 1 -
2 仲裁件数の増加に関する仲裁機関の取組についての調査.....	- 3 -
2.1 組織・運営の状況.....	- 5 -
2.1.1 ドイツ (DIS)	- 5 -
(1) 財政基盤.....	- 5 -
(2) 仲裁費用.....	- 5 -
(3) 仲裁人の外国人比率	- 6 -
(4) 仲裁機関スタッフの外国人比率	- 6 -
(5) 外部審査員の構成.....	- 7 -
(6) 理事の決定方法.....	- 7 -
(7) 仲裁部の構成	- 7 -
(8) 使用言語及び対応可能言語	- 8 -
(9) 公式ウェブサイト上での表示言語	- 8 -
(10) 海外拠点の業務内容	- 8 -
(11) 審問施設.....	- 8 -
2.1.2 フランス (ICC)	- 9 -
(1) 財政基盤.....	- 9 -
(2) 仲裁費用.....	- 9 -
(3) 仲裁人の外国人比率	- 10 -
(4) 仲裁機関スタッフの外国人比率	- 10 -
(5) 外部審査員の構成.....	- 11 -
(6) 理事の決定方法.....	- 11 -
(7) 仲裁部の構成	- 11 -
(8) 使用言語及び対応可能言語	- 11 -
(9) 公式ウェブサイト上での表示言語	- 12 -
(10) 海外拠点の業務内容	- 12 -
(11) 審問施設.....	- 13 -
2.1.3 英国 (LCIA)	- 13 -
(1) 財政基盤.....	- 13 -
(2) 仲裁費用.....	- 13 -
(3) 仲裁人の外国人比率	- 14 -
(4) 仲裁機関スタッフの外国人比率	- 14 -
(5) 外部審査員の構成.....	- 14 -
(6) 理事の決定方法.....	- 15 -
(7) 仲裁部の構成	- 15 -

〔8〕 使用言語及び対応可能言語	- 15 -
〔9〕 公式ウェブサイト上での表示言語	- 15 -
〔10〕 海外拠点の業務内容	- 15 -
〔11〕 審問施設	- 16 -
2.1.4 米国（AAA／ICDR）	- 16 -
〔1〕 財政基盤	- 16 -
〔2〕 仲裁費用	- 16 -
〔3〕 仲裁人の外国人比率	- 17 -
〔4〕 仲裁機関スタッフの外国人比率	- 18 -
〔5〕 外部審査員の構成	- 18 -
〔6〕 理事の決定方法	- 18 -
〔7〕 仲裁部の構成	- 18 -
〔8〕 使用言語及び対応可能言語	- 18 -
〔9〕 公式ウェブサイト上での表示言語	- 19 -
〔10〕 海外拠点の業務内容	- 19 -
〔11〕 審問施設	- 19 -
2.1.5 シンガポール（SIAC）	- 20 -
〔1〕 財政基盤	- 20 -
〔2〕 仲裁費用	- 20 -
〔3〕 仲裁人の外国人比率	- 22 -
〔4〕 仲裁機関スタッフの外国人比率	- 23 -
〔5〕 外部審査員の構成	- 23 -
〔6〕 理事の決定方法	- 23 -
〔7〕 仲裁部の構成	- 23 -
〔8〕 使用言語及び対応可能言語	- 24 -
〔9〕 公式ウェブサイト上での表示言語	- 24 -
〔10〕 海外拠点の業務内容	- 24 -
〔11〕 審問施設	- 25 -
2.1.6 中国（CIETAC）	- 25 -
〔1〕 財政基盤	- 25 -
〔2〕 仲裁費用	- 25 -
〔3〕 仲裁人の外国人比率	- 26 -
〔4〕 仲裁機関スタッフの外国人比率	- 27 -
〔5〕 外部審査員の構成	- 27 -
〔6〕 理事の決定方法	- 27 -
〔7〕 仲裁部の構成	- 27 -
〔8〕 使用言語及び対応可能言語	- 27 -
〔9〕 公式ウェブサイト上での表示言語	- 27 -

〔10〕 海外拠点の業務内容	- 28 -
〔11〕 審問施設	- 28 -
2.1.7 香港（HKIAC）	- 28 -
〔1〕 財政基盤	- 28 -
〔2〕 仲裁費用	- 29 -
〔3〕 仲裁人の外国人比率	- 30 -
〔4〕 仲裁機関スタッフの外国人比率	- 31 -
〔5〕 外部審査員の構成	- 31 -
〔6〕 理事の決定方法	- 31 -
〔7〕 仲裁部の構成	- 31 -
〔8〕 使用言語及び対応可能言語	- 32 -
〔9〕 公式ウェブサイト上での表示言語	- 32 -
〔10〕 海外拠点の業務内容	- 33 -
〔11〕 審問施設	- 33 -
2.1.8 韓国（KCAB）	- 33 -
〔1〕 財政基盤	- 33 -
〔2〕 仲裁費用	- 33 -
〔3〕 仲裁人の外国人比率	- 35 -
〔4〕 仲裁機関スタッフの外国人比率	- 35 -
〔5〕 外部審査員の構成	- 35 -
〔6〕 理事の決定方法	- 35 -
〔7〕 仲裁部の構成	- 36 -
〔8〕 使用言語及び対応可能言語	- 36 -
〔9〕 公式ウェブサイト上での表示言語	- 36 -
〔10〕 海外拠点の業務内容	- 36 -
〔11〕 審問施設	- 37 -
2.2 仲裁規則の改正プロセス	- 37 -
2.2.1 ドイツ（DIS）	- 37 -
〔1〕 改正頻度	- 37 -
〔2〕 改正プロセス	- 37 -
〔3〕 改正に向けた取組内容等	- 38 -
2.2.2 フランス（ICC）	- 38 -
〔1〕 改正頻度	- 38 -
〔2〕 改正プロセス	- 38 -
〔3〕 改正に向けた取組内容等	- 39 -
2.2.3 英国（LCIA）	- 39 -
〔1〕 改正頻度	- 39 -
〔2〕 改正プロセス	- 39 -

(3) 改正に向けた取組内容等	- 39 -
2.2.4 米国 (AAA/ICDR)	- 40 -
(1) 改正頻度	- 40 -
(2) 改正プロセス	- 41 -
(3) 改正に向けた取組内容等	- 41 -
2.2.5 シンガポール (SIAC)	- 41 -
(1) 改正頻度	- 41 -
(2) 改正プロセス	- 42 -
(3) 改正に向けた取組内容等	- 42 -
2.2.6 中国 (CIETAC)	- 42 -
(1) 改正頻度	- 42 -
(2) 改正プロセス	- 43 -
(3) 改正に向けた取組内容等	- 43 -
2.2.7 香港 (HKIAC)	- 43 -
(1) 改正頻度	- 43 -
(2) 改正プロセス	- 44 -
(3) 改正に向けた取組内容等	- 44 -
2.2.8 韓国 (KCAB)	- 45 -
(1) 改正頻度	- 45 -
(2) 改正プロセス	- 45 -
(3) 改正に向けた取組内容等	- 46 -
2.3 広報活動	- 46 -
2.3.1 ドイツ (DIS)	- 46 -
(1) 広報計画	- 46 -
(2) ターゲット	- 47 -
(3) 説明会の回数	- 47 -
(4) 費用	- 47 -
(5) 今後の展望	- 47 -
2.3.2 フランス (ICC)	- 48 -
(1) 広報計画	- 48 -
(2) ターゲット	- 48 -
(3) 説明会の回数	- 48 -
(4) 費用	- 48 -
(5) 今後の展望	- 48 -
2.3.3 英国 (LCIA)	- 49 -
(1) 広報計画	- 49 -
(2) 説明会の回数及びターゲット	- 49 -
(3) 費用	- 49 -

(4) 今後の展望.....	- 49 -
2.3.4 米国 (AAA/ICDR)	- 50 -
(1) 広報計画及びターゲット	- 50 -
(2) 費用.....	- 50 -
(3) 今後の展望.....	- 50 -
2.3.5 シンガポール (SIAC)	- 50 -
(1) 広報計画.....	- 50 -
(2) ターゲット	- 51 -
(3) 説明会の回数	- 51 -
(4) 費用.....	- 52 -
(5) 今後の展望.....	- 52 -
2.3.6 中国 (CIETAC)	- 52 -
(1) 広報計画.....	- 52 -
(2) ターゲット	- 53 -
(3) 説明会の回数	- 53 -
(4) 費用.....	- 53 -
(5) 今後の展望.....	- 53 -
2.3.7 香港 (HKIAC)	- 53 -
(1) 広報計画.....	- 53 -
(2) ターゲット	- 54 -
(3) 説明会の回数	- 54 -
(4) 費用.....	- 54 -
(5) 今後の展望.....	- 54 -
2.3.8 韓国 (KCAB)	- 55 -
(1) 広報計画.....	- 55 -
(2) ターゲット	- 55 -
(3) 説明会の回数	- 55 -
(4) 費用.....	- 56 -
(5) 今後の展望.....	- 56 -
2.4 その他仲裁件数増加につながる取組等.....	- 56 -
2.4.1 ドイツ (DIS)	- 56 -
2.4.2 フランス (ICC)	- 57 -
2.4.3 英国 (LCIA)	- 57 -
2.4.4 米国 (AAA/ICDR)	- 57 -
2.4.5 シンガポール (SIAC)	- 58 -
2.4.6 中国 (CIETAC)	- 59 -
2.4.7 香港 (HKIAC)	- 59 -
2.4.8 韓国 (KCAB)	- 61 -

3 今後の国際仲裁の動向についての調査・検討	- 62 -
3.1 国際仲裁の需要が高まる分野について	- 62 -
3.1.1 ドイツ (DIS)	- 62 -
3.1.2 フランス (ICC)	- 62 -
3.1.3 英国 (LCIA)	- 63 -
3.1.4 米国 (AAA/ICDR)	- 64 -
3.1.5 シンガポール (SIAC)	- 64 -
3.1.6 中国 (CIETAC)	- 65 -
3.1.7 香港 (HKIAC)	- 66 -
3.1.8 韓国 (KCAB)	- 66 -
3.2 他国の仲裁機関や政府の取組を含めたアプローチ方法	- 67 -
3.2.1 ドイツ	- 67 -
3.2.2 フランス	- 67 -
3.2.3 英国	- 68 -
3.2.4 米国	- 68 -
3.2.5 シンガポール	- 68 -
3.2.6 中国	- 68 -
3.2.7 香港	- 68 -
3.2.8 韓国	- 69 -
4 新型コロナウイルス感染症拡大による影響	- 70 -
4.1 新型コロナウイルス感染症拡大による変化	- 70 -
4.1.1 ドイツ (DIS)	- 70 -
4.1.2 フランス (ICC)	- 71 -
4.1.3 英国 (LCIA)	- 71 -
4.1.4 米国 (AAA/ICDR)	- 72 -
4.1.5 シンガポール (SIAC)	- 72 -
① COVID-19 による変化	- 72 -
② COVID-19 による課題	- 73 -
4.1.6 中国 (CIETAC)	- 74 -
4.1.7 香港 (HKIAC)	- 75 -
4.1.8 韓国 (KCAB)	- 75 -
4.2 アフターコロナ時代の仲裁機関	- 76 -
4.2.1 ドイツ	- 76 -
4.2.2 フランス	- 76 -
4.2.3 英国	- 76 -
4.2.4 米国	- 76 -
4.2.5 シンガポール	- 77 -
4.2.6 中国	- 78 -

4.2.7 香港.....	- 79 -
4.2.8 韓国.....	- 79 -
5 各国の国際仲裁振興施策	- 80 -
5.1 ドイツ.....	- 80 -
5.2 フランス	- 80 -
5.3 英国	- 81 -
5.4 米国	- 81 -
5.5 シンガポール.....	- 81 -
5.6 中国	- 82 -
5.7 香港	- 82 -
5.8 韓国	- 84 -
5.9 その他.....	- 85 -
6 企業の仲裁地及び仲裁機関に係る選定基準及び課題	- 86 -
6.1 企業の仲裁地及び仲裁機関に係る選定基準	- 86 -
6.1.1 ドイツ	- 86 -
6.1.2 フランス	- 88 -
6.1.3 英国.....	- 88 -
6.1.4 米国.....	- 88 -
6.1.5 シンガポール	- 89 -
(1) 仲裁合意について	- 89 -
(2) 企業の国籍による違いについて	- 90 -
(3) 契約の種類による違いについて	- 90 -
(4) 仲裁地として選定する際に重視する要素.....	- 90 -
(5) 企業が仲裁機関を選定する際に重視する要素	- 90 -
(6) 大陸法と判例法の相違が与える影響.....	- 91 -
6.1.6 中国.....	- 92 -
6.1.7 香港.....	- 92 -
6.1.8 韓国.....	- 93 -
6.2 海外の仲裁実務家から日本への示唆	- 93 -
6.2.1 ドイツ	- 93 -
6.2.2 フランス	- 94 -
6.2.3 英国.....	- 94 -
6.2.4 米国.....	- 94 -
6.2.5 シンガポール	- 95 -
6.2.6 中国.....	- 96 -
6.2.7 香港.....	- 96 -
6.2.8 韓国.....	- 98 -
6.3 日本企業が国際仲裁を行う上での課題.....	- 100 -

7 日本が今後取るべき戦略（提案）	- 101 -
7.1 基礎基盤に関する取組	- 101 -
7.1.1 課題として指摘された点と事実関係	- 101 -
7.1.2 ヒアリングで指摘された具体的内容	- 102 -
7.1.3 日本の強み	- 103 -
7.1.4 考察	- 104 -
7.1.5 必要な取組	- 105 -
7.2 日本企業による国際仲裁利用の活性化	- 107 -
7.2.1 課題として指摘された点と事実関係	- 107 -
7.2.2 ヒアリングで指摘された具体的内容	- 107 -
7.2.3 日本の強み	- 108 -
7.2.4 考察	- 110 -
7.2.5 必要な取組	- 111 -
7.3 第三国仲裁地としての日本の可能性	- 113 -
7.3.1 課題として指摘された点と事実関係	- 113 -
7.3.2 ヒアリングで指摘された具体的内容	- 113 -
7.3.3 日本の強み	- 114 -
7.3.4 考察	- 114 -
7.3.5 必要な取組	- 115 -
8 まとめ	- 116 -
8.1 仲裁件数の増加に関する仲裁機関の取組	- 116 -
8.2 今後の国際仲裁の動向について	- 116 -
8.3 新型コロナウイルス感染症拡大による影響	- 117 -
8.4 企業の仲裁地及び仲裁機関に係る選定基準及び課題	- 117 -
8.5 各国の国際仲裁振興施策	- 118 -
8.6 日本が取るべき戦略	- 119 -
8.6.1 国内企業に対する戦略	- 119 -
8.6.2 国外企業に対する戦略	- 120 -

1 はじめに

近年、海外投資の増加とともに企業間の紛争解決手段として国際仲裁が中立性、終局性、柔軟性、秘密性等の面からグローバルスタンダードとなり、国際調停も利用件数が伸びている。また、投資家と投資受入国家間の紛争解決手段として、投資仲裁が多く利用されている。このような世界的潮流の中、アジア地域での国際仲裁のセンター的役割を担ってきた、シンガポール国際仲裁センター（SIAC）の件数は、2007年は86件、2019年は416件となっており、件数を増やしているが、日本の仲裁機関の取扱仲裁件数は増加していない。

日本で国際仲裁が増加しない背景には、海外企業が日本を第三国仲裁地として認識していないこと、また、日本企業の国際仲裁という紛争解決手段の存在への認識不足等が挙げられる。

本報告書は、日本の国際仲裁の不足点を改善し、仲裁の利点を創り出し、係る利点を国際仲裁の顧客たる日本企業と海外企業に浸透させることにより、日本の国際仲裁を活性化し、日本の仲裁機関の国際仲裁取扱件数を増加させることを目的とするものである。

また、我が国における国際仲裁を活性化させるためには、経済・金融の中心地として不可欠なインフラ整備への取組が必要であるほか、日本国内企業による仲裁利用の活性化と第三国仲裁の活性化の2つのアプローチが考えられ、いずれの観点においても、官民連携による総合的な基盤整備とそのための措置・枠組が不可欠であるといえる。

本報告書では、これまでの日本国内での国際仲裁振興に向けた取組も踏まえつつ、日本の国際仲裁活性化を目指し、日本の仲裁機関が他国の仲裁機関と比較して不足している点や、改善点について調査するとともに、どのような手法が仲裁件数増加に効果的であるか等について、他国の仲裁機関がどのような取組をしているかについてデスクトップリサーチによる調査結果を中心に整理を行う。また、商事仲裁をはじめとした、投資仲裁等も含む、今後国際仲裁や国際調停の利用が増加すると予測される分野についても整理する。さらに、新型コロナウイルス感染症拡大に伴う影響や、アフターコロナ時代の取組についての整理も行う。

また、本報告書の作成にあたり、各国の国際仲裁の現状や実態に関するヒアリング調査にご協力いただいた弁護士事務所は以下のとおり。

日本	TMI 総合法律事務所
ドイツ	Dr. Boris Uphoff (Munich) from McDermott Will & Emery
フランス	Jacques Buhart (Paris, Brussels) from McDermott Will & Emery Dr. Tami Chida from Altana
米国	Dr. Tom Allen from Greenberg Traurig
シンガポール	Dr. Smitha Menon from WongPartnership
中国	Dr. Chiann Bao from Arbitration Chambers
香港	Dr. Anselmo Reyes from Singapore International Commercial Court, International Judge
韓国	Dr. Kevin Kim from Peter & Kim

2 仲裁件数の増加に関する仲裁機関の取組についての調査

グローバル化の進展に伴い、海外企業との取引が増加し、国際契約紛争の解決策として、欧米のみならずアジアにおいても仲裁制度の近代化、グローバルスタンダード化が進んでいる。このような世界的な潮流の中、主な仲裁機関における仲裁事件取扱い件数の変化について、直近5年間（2015年～2019年）の推移を以下に示す。

なお、本報告書において調査対象とする他国の仲裁機関は以下のとおり。

- ・ ドイツ：ドイツ仲裁協会（DIS）
- ・ フランス：国際商業会議所国際仲裁裁判所（ICC）
- ・ 英国：ロンドン国際仲裁裁判所（LCIA）
- ・ 米国：米国仲裁協会・紛争解決国際センター（AAA/ICDR）
- ・ シンガポール：シンガポール国際仲裁センター（SIAC）
- ・ 中国：中国国際経済貿易仲裁委員会（CIETAC）
- ・ 香港：香港国際仲裁センター（HKIAC）
- ・ 韓国：大韓商事仲裁院（KCAB）

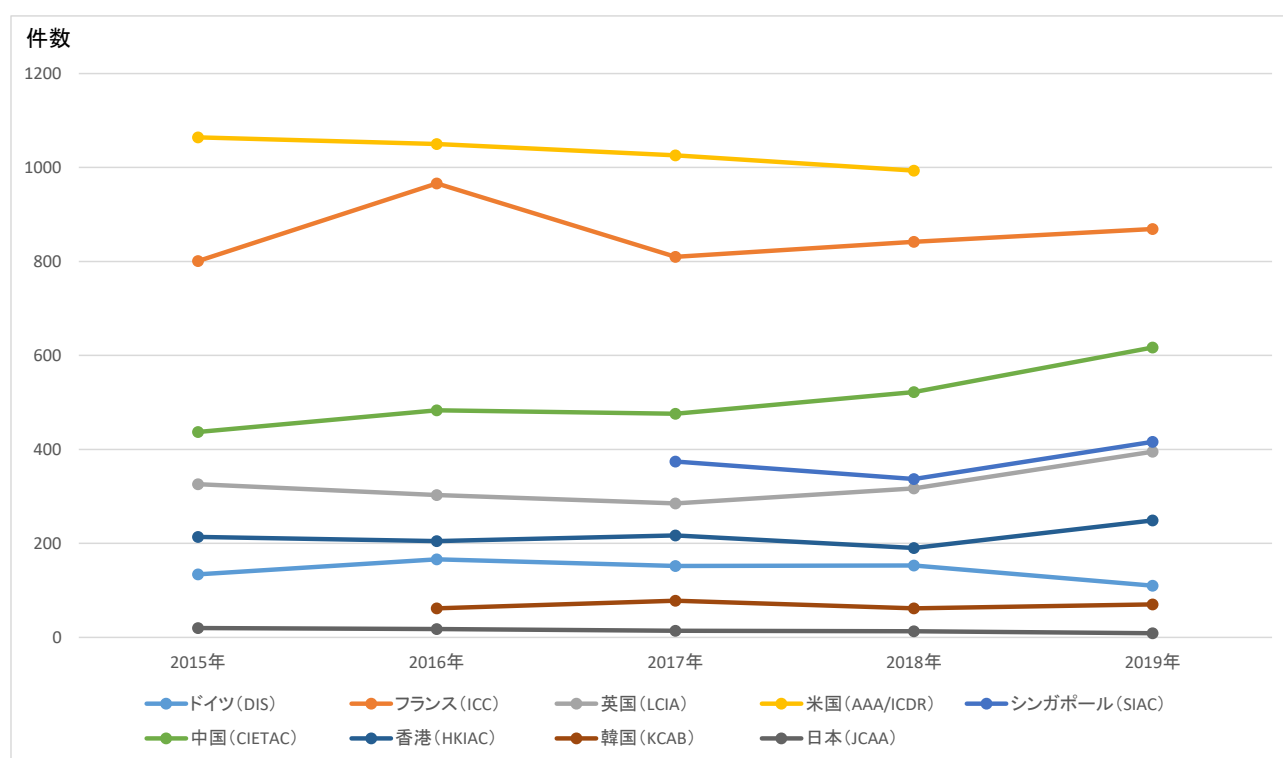


図1：主要仲裁機関の仲裁事件取扱い件数の推移

表 1：主要仲裁機関の仲裁事件取扱い件数

地域	仲裁機関	2015 年	2016 年	2017 年	2018 年	2019 年
欧州	ドイツ (DIS) ¹	134	166	152	153	110
	フランス (ICC) ²	801	966	810	842	869
	英国 (LCIA) ³	326	303	285	317	395
米州	米国 (AAA/ICDR) ⁴	1,064	1,050	1,026	993	N/A
アジア	シンガポール (SIAC)	N/A	N/A	374	337	416
	中国 (CIETAC)	437	483	476	522	617
	香港 (HKIAC)	214	205	217	190	249
	韓国 (KCAB)	N/A	62	78	62	70
	日本 (JCAA)	20	18	14	13	9

(出典) 各機関の HP より

※赤字は前年比で増加、青字は前年比で減少した機関の件数を表す。

※DIS の仲裁件数は、DIS の手続きのうち仲裁手続きのみの合計を示している。

※ICC の仲裁件数はフランス国籍同士の当事者間での仲裁件数を含む。2019 年は約 25%に当たる 214 件が同国籍の当事者間での仲裁件数である。

※LCIA の仲裁件数は国内仲裁も含む。2019 年の仲裁件数のうち、19 件は国内仲裁である。

※米国に関しては ICDR の仲裁件数のみを示している。

※JCAA の件数の一部は国内仲裁を含み、2015～2019 年の全申立て 74 件のうち、国際仲裁比率は 82%。

本報告書序文でも述べたとおり、SIAC の件数は、2007 年は 86 件、2019 年は 416 件と急速に案件数を伸ばしているが、直近 5 年間では、他の仲裁機関を含め、そのほとんどが前年比で微増と微減を繰り返している。なお、AAA/ICDR と JCAA は 3 年以上減少を続けている。ICC、LCIA、CIETAC は、直近 2 年間（2018 年～2019 年）は連続して件数が増加しているものの、過去 5 年間では減少に転じた年もある。全体的には、CIETAC が比較的安定して件数を伸ばしている。

各仲裁機関の実態に関し、組織・運営状況、仲裁規則の改正プロセス、広報活動、仲裁機関に対する現地政府の支援策、その他現地政府による仲裁機関の運営への関与、その他仲裁件数増加につながる取組等について、デスクトップリサーチ、各国仲裁機関及び各国法律事務所に対するヒアリング調査による結果を以下に整理する。

¹ Wilske, German Arbitration Journal 2020, 97, 102.

² <https://globalarbitrationnews.com/wp-content/uploads/2020/07/ICC-DR-2019-statistics.pdf>

³ <https://www.lcia.org/lcia/reports.aspx>

⁴

https://www.icdr.org/sites/default/files/document_repository/2018_ICDR_Case_Data.pdf?_ga=2.263567940.935526596.1607582130-241591029.1607582130

2.1 組織・運営の状況

主な他国の仲裁機関における、仲裁費用、仲裁人の外国人比率、仲裁機関スタッフの外国人比率、外部審査員の構成、理事の決定方法、仲裁部の構成、使用言語、対応可能言語、海外拠点の業務内容、審問施設との関係等について、整理する。

2.1.1 ドイツ（DIS）

（1）財政基盤

DIS に対するドイツ政府からの財政的支援はなく、仲裁費用によって賄われている。

（2）仲裁費用¹

①仲裁人費用

係争額	当事者が各々指名する仲裁人 (Co-Arbitrator)	第三仲裁人 (President Arbitrator) / 仲裁人が 1 人の場合
-5,000€	770€	1,000€
5,000€—20,000€	1,150€	1,500€
20,000€—50,000€	2,300€	3,000€
50,000€—70,000€	3,000€	4,000€
70,000€—100,000€	3,800€	5,000€
100,000€—500,000€	4,450€に加えて 100,000€超過分の 2%	Co-Arbitrator の費用の 130%
500,000€—1,000,000€	12,450€に加えて 500,000€超過分の 1.4%	Co-Arbitrator の費用の 130%
1,000,000€—2,000,000€	19,450€に加えて 1,000,000€超過分の 1%	Co-Arbitrator の費用の 130%
2,000,000€—5,000,000€	29,450€に加えて 2,000,000€超過分の 0.5%	Co-Arbitrator の費用の 130%
5,000,000€—10,000,000€	44,450€に加えて 5,000,000€超過分の 0.3%	Co-Arbitrator の費用の 130%
10,000,000€ — 50,000,000€	59,450€に加えて 10,000,000€超過分の 0.1%	Co-Arbitrator の費用の 130%
50,000,000€ — 100,000,000€	99,450€に加えて 50,000,000€超過分の 0.06%	Co-Arbitrator の費用の 130%
100,000,000€—	129,450€ に 加 え て 100,000,000€超過分の 0.05% (ただし最大 650,000,000€)	Co-Arbitrator の費用の 130%

¹ 2018_DIS-Arbitration-Rules.pdf

DIS の管理費用

係争額	DIS への管理費用
-5,0000€	係争額の 2%、最小 750€
50,000€－1,000,000€	1,000€に加えて 50,000€超過分の 1%
1,000,000€－	10,500€に加えて 1,000,000€超過分の 0.5% (ただし最大 40,000€)

(3) 仲裁人の外国人比率

DIS の仲裁人リストにおいて、最も多いのはドイツ人 (80%) であり、外国人は 2 割である。外国人が多いのは、同じドイツ語圏を有するスイス人 (6%)、オーストリア人 (3%) である。外国人の仲裁人の国籍はほぼ欧州出身者で占められている。

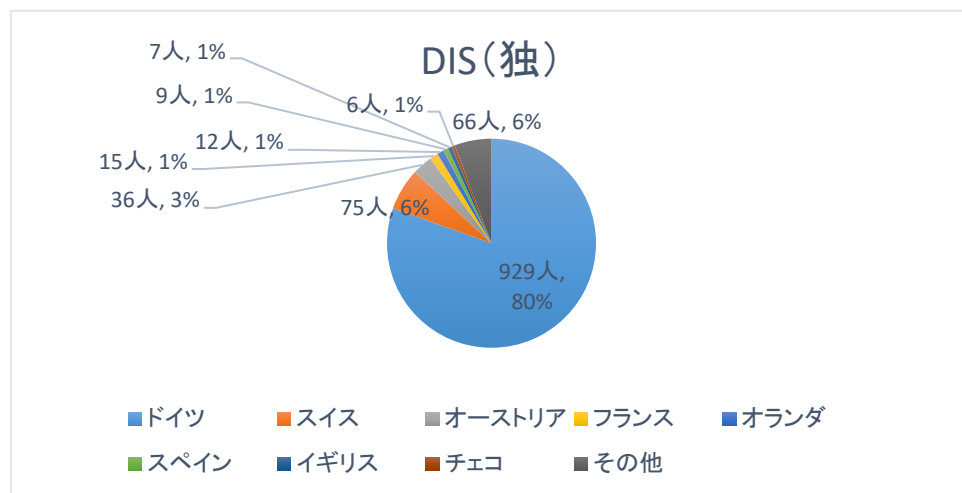


図 2 : DIS における仲裁人の人数 (国籍別)

(出典) DIS ウェブサイトより¹

(4) 仲裁機関スタッフの外国人比率

DIS は海外オフィス設立時、ドイツからのスタッフ派遣と、現地スタッフの雇用の両方を実施している。なお、ドイツでは法律上外国人を一定割合雇用しなければならないという定めはなく、DIS は外国人スタッフ割合の目標を設けていない。スタッフは、専門性 (職務経験)、言語 (ドイツ語、英語) 等の能力を重視し、国籍問わず雇用している。2021 年 2 月現在、外国人スタッフの割合は 30%～50% 程度である。なお、最近会計、IT の部署において多くのドイツ国籍の新規スタッフを雇用したため、外国人スタッフの割合は低下した。

DIS としては、外国人スタッフの割合が重要とはみなしておらず、ドイツ国籍であっても海外経験を有す等、国際的なマインドを持つことが条件としては重視されている。また、DIS では採用後のスタッフを提携関係にある仲裁機関に 2～3 か月程度、研修のために派遣している。

¹ <https://www.disarb.org/en/membership/members>

（5）外部審査員の構成

DIS 仲裁規則のセクション 9 及び 10¹に基づき、諮問委員会（advisory board）が設置されている。同諮問委員会の構成は以下のとおり。

- 20 人を上限とするメンバーで構成され、委員長（chairman）と副委員長（chairman's deputy）を含む。
- 仲裁に関心を持つ組織及び専門家、特にドイツのビジネス部門の主要な組織、国際商業会議所のドイツ代表は諮問機関のメンバーに含まれる。
- 理事会（Board of Directors）の推薦に基づき、総会（General Assembly）において選出される。任期は 4 年。

（6）理事の決定方法

DIS の理事会は 18 名で構成され、現在（2020/11/30 時点）の理事長は Herbert Kronke 教授。理事会のメンバーには、学术界、商業界、法律専門家の代表が含まれる。理事会は、その業務において諮問委員会の支援を受ける。また、仲裁における様々なテーマに関する作業部会が随時設置されている。これらの作業部会では、専門家が新たな進展や課題について意見を述べ、議論のための提案を行う。

DIS の理事会の決定方法は以下のとおり²。

- ① 理事会は、理事長 1 名、副理事長 2 名及び最大で 15 名のメンバーで構成される。
- ② 理事長及び副理事長は、民法第 26 条（BGB）の下、理事会から選ばれる。
- ③ DIS は、民法第 26 条（BGB）の下、2 名の理事会メンバーにより、judicially 及び extra-judicially に代表される。
- ④ 理事会の構成は、協会の目的及び目的に特に関心を有する専門職及び組織をバランスよく反映すべきである。理事会の 5 人のメンバーは、ドイツ商工会議所（DIHK）の提案により選出される。
- ⑤ 理事会のメンバーは、4 年ごとに総会によって選出される。選任された理事会は、新理事会が選任されるまで在任する。
- ⑥ 理事会は、理事の中から理事長及び副理事長を選出する。
- ⑦ 理事会の理事が任期満了を前に退任した場合、総会は残りの任期における補欠の理事を選出するものとする。

（7）仲裁部の構成

DIS は、1992 年 1 月 1 日、1920 年に設立されたドイツ仲裁委員会（ドイツ証券取引所：DAS）と 1974 年に設立されたドイツ仲裁協会を前身としており、両者が合併し、ベルリンに拠点を置くようになった。現在、DIS には、主要な経済・貿易団体や商工会議所、主要なドイツ企業、裁判官、弁護士、学者等、ドイツ内外に 1,400 人以上の会員が在籍している。

DIS の機関には、Herbert Kronke 教授を理事長とする 18 人からなる理事会、20 人からなる諮問委員会が存在する。

DIS は、以下の各組織によって構成されている（DIS-Statutes, Section 6 Organs of the Association）。

¹ <https://www.disarb.org/en/about-us/organisation/statutes>

² DIS-Statutes, Section 7 Board of Directors

- ① 総会 ("Mitgliederversammlung")
- ② 理事会 ("Vorstand")
- ③ 諮問委員会 ("Beirat")
- ④ 作業部会 ("Ausschüsse")

(8) 使用言語及び対応可能言語

DIS で使用される言語については、German Arbitration Law 98, Section 1045 に規定されている。2018 年及び 2019 年に DIS の仲裁において使用された言語は以下のとおり。ドイツ語が 6～7 割を占めるが、2019 年は 2018 年よりも英語の使用率が増加している。

表 2 : DIS における使用言語

	2018 年	2019 年
英語	37 件 (29%)	91 件 (71%)
ドイツ語	44 件 (36%)	79 件 (64%)

(出典) DIS ウェブサイトより

(9) 公式ウェブサイト上での表示言語

DIS の公式ウェブサイト上において、国際仲裁に関する法律、規則等について、入手可能な翻訳言語は以下のとおり。ウェブサイト自体は英語とドイツ語のみであるが、ドイツ仲裁法 (1998 年) や DIS 仲裁規則 (2018 年) は 5 か国語で公開されており、フランス語やスペイン語等の欧州言語だけでなく、中国語や韓国語にも対応している。なお、改正前の DIS 仲裁規則 (1998 年) では、トルコ語やアラビア語等、中東の言語にも対応しており、2018 年に改正された DIS 仲裁規則についても、今後、対応言語が増える可能性もある。

表 3 : 公式ウェブサイト上での表示言語 (DIS)

コンテンツ	言語
ウェブサイト表示言語	ドイツ語、英語
German Arbitration Law 98	ドイツ語、英語、フランス語、スペイン語、ロシア語、中国語
2018 DIS Arbitration Rules	ドイツ語、英語、ロシア語、ポーランド語、韓国語
DIS Arbitration Rules 98	ドイツ語、英語、フランス語、スペイン語、ロシア語、中国語、トルコ語、アラビア語

(出典) DIS ウェブサイトより

(10) 海外拠点の業務内容

DIS の海外拠点は無い。なお、DIS の本部はベルリン、理事会はボン、拠点をミュンヘンに置いている。

(11) 審問施設

2019 年に DIS で行われた仲裁のうち、ドイツを仲裁地 (Place of Arbitration) としたものは 118 件、同じドイツ語圏である隣国のオーストリアを仲裁地としたものは 2 件であった。それ以外を指定した事

案は無かった。

2.1.2 フランス（ICC）

（1）財政基盤

ICCの財源は仲裁費用、イベント参加費、ICC会員費等である。また、本部の所在するフランスでは、オフィスの無料貸与に加え、最近では収入に係る税金が免除されるようになっている。なお、ICCシンガポールでは、シンガポール政府からケースマネジメントオフィスに対して助成金が与えられ、スタッフの給与の一部への支援も受けている。また、上海の代表オフィスでは、オフィスの賃料やスタッフの給与に対して毎年助成金が政府から支払われている。

（2）仲裁費用¹

①仲裁人費用

仲裁人が2人以上の場合、仲裁廷は自身の裁量で、仲裁人の総費用を仲裁人1人の場合の3倍までの範囲内で自由に設定できる。

係争額	ICCへの代理人費用	
	最少額	最大額
-\$50,000	\$3,000	18.0200%
\$50,000-\$100,000€	2.6500%	13.5680%
\$100,001-\$200,000	1.4310%	7.6850%
\$200,001-\$500,000	1.3670%	6.8370%
\$500,001-\$1,000,000	0.9540%	4.0280%
\$1,000,001-\$2,000,000	0.6890%	3.6040%
\$2,000,001-\$5,000,000	0.3750%	1.3910%
\$5,000,001-\$10,000,000	0.1280%	0.9100%
\$10,000,001-\$30,000,000	0.0640%	0.2410%
\$30,000,001-\$50,000,000	0.0590%	0.2280%
\$50,000,001-\$80,000,000	0.0330%	0.1150%
\$80,000,001-\$100,000,000	0.0210%	0.1150%
\$100,000,001-\$500,000,000	0.0110%	0.0580%
\$500,000,001-	0.0100%	0.0400%

②ICCの管理費用

係争額	ICCへの管理費用
-\$50,000	\$5,000
\$50,000-\$100,000€	1.53%

¹ 2017 Arbitration Rules - ICC - International Chamber of Commerce (iccwbo.org)

\$100,001－\$200,000	2.72%
\$200,001－\$500,000	2.25%
\$500,001－\$1,000,000	1.62%
\$1,000,001－\$2,000,000	0.788%
\$2,000,001－\$5,000,000	0.46%
\$5,000,001－\$10,000,000	0.25%
\$10,000,001－\$30,000,000	0.10%
\$30,000,001－\$50,000,000	0.09%
\$50,000,001－\$80,000,000	0.01%
\$80,000,001－\$500,000,000	0.0123%
\$500,000,001-	\$150,000

(3) 仲裁人の外国人比率

ICC の仲裁人は隣国ドイツの DIS よりも多様性があり、所在国フランスの仲裁人は 8%のみで、92% は外国人である。最も多いのは英国人（14%）であり、米国人、スイス人、ドイツ人、ブラジル人がそれぞれ 6%となっている。欧州以外の国籍の仲裁人も多く、カナダ人、メキシコ人等も登録している。

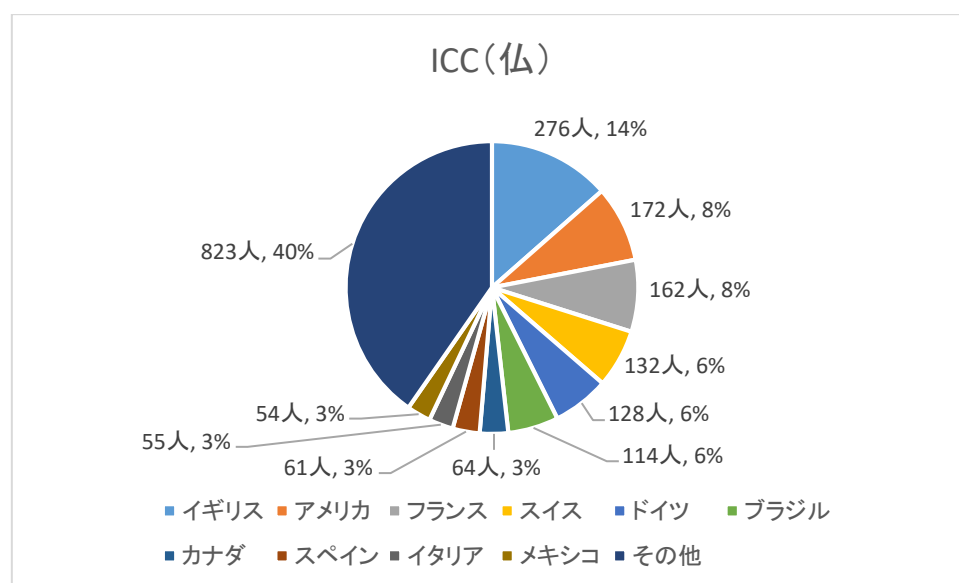


図 3：ICC における仲裁人の人数（国籍別）

（出典）ICC ウェブサイトより¹

(4) 仲裁機関スタッフの外国人比率

ICC 自体は国際商業会議所という国際機関であり、仲裁機関ではない。仲裁機関は ICC International Court of Arbitration（以下、「ICC 仲裁国際裁判所」とする）である。ICC の本拠地はフランスだが、フランスの機関ではなく国際的な機関と自認しており、スタッフの国籍の多様性が重要視されているため、スタッフのうち、フランス人は 10～20%のみである。

¹ <https://iccwbo.org/dispute-resolution-services/arbitration/icc-arbitral-tribunals/>

ICC 仲裁国際裁判所においても、外国人スタッフの割合は大きく、判例法体系、大陸法体系、中東の法体系、アジアの法体系（2 チーム）等、法体系毎に特化したチームが 20 程存在し、各チームが各々の言語に対応している。全体として 20 の言語で日常業務を遂行することが可能である。ICC へのヒアリングによると、こうした国際性があるからこそ ICC 仲裁国際裁判所は世界で最も利用されている仲裁機関であると ICC は認識している。

（5）外部審査員の構成

ICC 仲裁国際裁判所には、約 180 人の仲裁専門家が在籍している。その他、外部委員会である External court が存在し、多種多様な国籍のメンバーが存在する。外部委員会のメンバーは、各国で選出される場合（日本であれば ICC 日本委員会）と、ICC 仲裁国際裁判所から直接選出される場合がある。

External court メンバーの役割は仲裁判断の精査であり、手続面や内容面から仲裁判断の質が保たれているかどうかを確認する。例えば、手続面に関し、仲裁判断が執行される国において執行可能かどうか等について確認する。内容面に関しては、仲裁判断の理由が十分に説明されており、仲裁地の裁判所が承認するに十分であるかどうか等が焦点となる。

加えて、ICC Commission of Arbitration という外部委員会が別途存在する。同委員会は世界中から各国を代表する 600 人程の委員で構成され、ICC 仲裁規則の改正等を担う。また、同委員会は ICC 仲裁国際裁判所のシンクタンクとしての役割も果たしている。証人による証言の価値、気候変動に関する仲裁、財務的な紛争に関する仲裁、仲裁費用について等、様々なテーマについて、委員会はレポートを作成している。このレポートは、関連する仲裁案件において参考文献として使用されたり、仲裁規則改訂において利用されたりしている。

（6）理事の決定方法

ICC の理事は、経験、知名度等を勘案して世界中のビジネス界のエリートで構成される。選任方法は、各国委員会独自の選任、及び事務総長の推薦である。

ICC 紛争解決サービス（国際仲裁、調停を含む）の統治体制の選任に関しては、事務総長や上級の理事会によって行われており、国際的に著名な弁護士や多国籍企業の顧問弁護士が選ばれる。同統治機関は、個別の仲裁案件ではなく、ICC 紛争解決サービスの全体的な戦略構築を担う。

（7）仲裁部の構成

ICC は以下の組織によって構成される¹。

- World Council（総会）
- Chairmanship and Secretary General（総会議長及び事務局長）
- ICC Executive Board（理事会）

（8）使用言語及び対応可能言語

ICC の使用言語は、ICC Arbitration Rules（2017）Article 20 によって規定されている。2019 年に ICC で下された仲裁判断は、合計 12 の言語で起草された。英語は依然として支配的な言語である

¹ <http://www.iccjapan.org/icc/soshiki.php>

(79%)。その他の言語は、フランス語 (42 件)、スペイン語 (32 件)、ポルトガル語 (20 件)、ドイツ語 (7 件)、ルーマニア語 (5 件) の順で、イタリア語、ギリシャ語、中国語が各 2 件、ヘブライ語、トルコ語、韓国語が各 1 件。二か国語で下された仲裁判断は、英語／ルーマニア語 (2 件)、英語／ポルトガル語 (2 件)、英語／ギリシャ語 (1 件) であった。

(9) 公式ウェブサイト上での表示言語

ICC の公式ウェブサイト上において、国際仲裁に関する規則等について、入手可能な翻訳言語は以下のとおり。本部ウェブサイトは英語のみであるが、各国の海外支所では、英語だけでなく現地語による案内がある。また ICC 仲裁規則は 15 言語で本部ウェブサイトにおいて公開されている。

表 4：公式ウェブサイト上での表示言語 (ICC)

コンテンツ	言語
ウェブサイト表示言語	英語 (ICC 本部) ※拠点 HP では現地の言語も表記される
Standard ICC Arbitration Clause	英語、フランス語、中国語、アラビア語、ドイツ語、イタリア語、スペイン語、ポーランド語、ポルトガル語、ルーマニア語、チェコ語、ロシア語、ウクライナ語、スロヴァキア語、トルコ語、日本語 (日本語版は日本 ICC のウェブサイトに掲載)

(出典) ICC ウェブサイトより

(10) 海外拠点の業務内容

ICC には以下の海外拠点が存在する。ICC の海外拠点がある国の企業、銀行、法律事務所、商工会議所、個人、協会、及びその他の組織は、自国内の ICC の拠点を通じて ICC に参加し、本部と現地国両方の ICC のメンバーになる必要がある。

各海外拠点は所在する国の政府に対し、国際ビジネス上の懸念を表明したり提言を行ったりしている。例えば、ICC 日本では、主な取組みとして以下の活動を行っている。

- ICC が定めた諸規則等の出版及びその拡販
- ICC が制定した国際的な商取引関連ルールの普及促進のためのセミナー等の開催
- ICC 仲裁・ADR 等の普及及び啓発のため仲裁セミナー等の開催、紛争解決に資する活動
- パリ本部からの仲裁人推薦依頼に迅速に対応するため、仲裁人候補者選定委員会による仲裁人候補者名簿の策定

表 5：ICC の海外拠点

アフリカ	ICC ブルキナファソ、ICC カメルーン、ICC エジプト、ICC ガーナ、ICC ケニア、ICC モロッコ、ICC ナイジェリア、ICC 南アフリカ
中南米	ICC アルゼンチン、ICC ボリビア、ICC ブラジル、ICC チリ、ICC コロンビア、ICC コスタリカ、ICC キューバ、ICC ドミニカ共和国、ICC エクアドル、ICC グアテマラ、ICC メキシコ、ICC パナマ、ICC パラグアイ、ICC ペルー、ICC ウルグアイ、ICC ベネズエラ

北米	ICC アメリカ、ICC カナダ
アジア	ICC アフガニスタン、ICC バグラデッシュ、ICC 中国、ICC 台湾、ICC 香港、ICC インド、ICC インドネシア、ICC 日本、ICC 韓国、ICC マカオ、ICC マレーシア、ICC パキスタン、ICC フィリピン、ICC シンガポール、ICC スリランカ、ICC タイ、ICC ベトナム
オセアニア	ICC オーストラリア、ICC ニュージーランド
欧州	ICC アルバニア、ICC アルメニア、ICC オーストリア、ICC ベルギー、ICC ブルガリア、ICC クロアチア、ICC キプロス、ICC チェコスロバキア、ICC デンマーク、ICC エストニア、ICC フィンランド、ICC フランス、ICC ジョージア、ICC ドイツ、ICC ギリシャ
中東	ICC バーレーン、ICC イラン、ICC ヨルダン、ICC クエート、ICC レバノン、ICC サウジアラビア、ICC シリア、ICC アラブ首長国連邦

（出典）ICC ウェブサイトより

（11）審問施設

仲裁地は当事者間の合意によって決定される。当事者間で合意されない場合は、仲裁廷が決定する。仲裁廷は当事者と協議した後、当事者間で別段の合意がない限り、適切と思われる場所で審問を行うことができる（ICC Arbitration Rules（2017）Article 1）。2019年のICC年次報告書によると、仲裁判断が下されたのは、ロンドン 114件、パリ 106件、ジュネーブ 53件、シンガポール 32件、ニューヨーク 27件、チューリッヒ 27件、マドリード 15件、香港 14件、サンパウロ 14件、ドーハ 12件、ドバイ 12件であった（ICC Dispute Resolution 2019 Statistics）。

2.1.3 英国（LCIA）

（1）財政基盤

本項目については、英国の弁護士事務所へヒアリングを試みたものの、該当する情報を得られなかった。

（2）仲裁費用¹

LCIAにおける仲裁費用は以下の様に構成される。

①登録費用

£ 1,950

②仲裁管理のため管理局で発生する費用

Registrar / Deputy Registrar	£ 280／時間
Counsel	£ 250／時間
Case administrators	£ 195／時間

¹ Schedule of Arbitration Costs (lcia.org)

- LCIA Court 構成員が、LCIA 仲裁規則において仲裁人が忌避を判断するために発生する費用
- 仲裁廷が 1 時間当たり費用を決定する
- 仲裁廷の全料金の 5%に相当する金額が、LCIA の一般間接費として徴収される。

③ 仲裁廷に対する料金と費用は

仲裁案件の複雑性及び仲裁人に求められる専門性等を考慮し、仲裁廷は文面において、仲裁人の選定の前に仲裁人の 1 時間当たり費用を決定する（ただし £ 500／時間以下）

④ 緊急仲裁人制度にかかる費用

- 申請費用：£ 9,000
- 緊急仲裁人費用：£ 22,000

⑤ 仲裁事務局において発生する費用

£ 75 – £ 175／時間

（3） 仲裁人の外国人比率

LCIA は仲裁人のデータベースを保有しており、仲裁人の選択にあたって必要となる情報（言語スキルや法律／業界経験等）が含まれている。さらに、案件によって最良の人材が他に存在する場合には、データベースの外部からも仲裁人を選択することが可能である。

なお、原則、仲裁人のデータベースは非公開だが¹、当事者が同意すれば、LCIA は案件に適した仲裁人のリストを提供することとなっている。

（4） 仲裁機関スタッフの外国人比率

仲裁機関のスタッフの外国人比率については、情報公開されていない。

（5） 外部審査員の構成

仲裁廷は当事者と協議の後、仲裁廷によって特定された仲裁の特定の問題について、仲裁廷及び当事者に書面で報告する 1 人又は複数の公平で独立した外部審査員を任命することができる。外部審査員は公平性・独立性に関して書面の宣言に署名する必要がある、これは仲裁廷に提出され、またすべての当事者にコピーが渡される²。

¹ https://www.lcia.org/Frequently_Asked_Questions.aspx

² https://www.lcia.org/Dispute_Resolution_Services/lcia-arbitration-rules-2020.aspx#Article%2021 Article 21 Expert to Arbitral Tribunal

（6）理事の決定方法

理事の決定方法については、情報公開されていない。なお、理事会のメンバー構成については、理事長（1名）、副理事長（1名）、メンバー（12名）、審議役（Deputy Director General）（1名）である¹（2020年12月時点）。

（7）仲裁部の構成

LCIA の構成は以下の組織によって構成される。

- ・ The Director General
- ・ The LCIA Board
- ・ The Secretariat

（8）使用言語及び対応可能言語

LCIA 仲裁規則第 17 条に言語に関する規定があり、仲裁において最初に使用される言語（仲裁申立てまで）は、当事者間に書面による別段の合意がある場合を除き、仲裁合意において定められた言語又は一般的な言語（prevailing language）とするとしている。

（9）公式ウェブサイト上での表示言語

LCIA の公式ウェブサイト上において、国際仲裁に関する規則等について、入手可能な翻訳言語は以下のとおり。多言語に対応している欧州の他の仲裁機関に比べると少なく、英語版のみ公開されている。

表 6：公式ウェブサイト上での表示言語（LCIA）

コンテンツ	言語
ウェブサイト表示言語	英語
LCIA Arbitration Rules（2020）	英語

（出典）LCIA ウェブサイトより

（10）海外拠点の業務内容

表 7：LCIA の海外拠点

拠点名	業務／概要
ドバイ国際金融センター・ロンドン国際仲裁裁判所（DIFC-LCIA） ²	ドバイ国際金融センター（DIFC）と LCIA の合併事業であり、仲裁と調停を管理する。2008 年に設立されて以来、建設、メディア、不動産、国際貿易、金融、銀行、海事、レジャー、電気通信等の様々なセクターで、現地、地域、国際的な当事者間の仲裁及び調停を行っている。DIFC-LCIA は、湾岸地域の国内外の企業及び湾岸地域の企業とビジネスを行う他の管轄区域の企業に、裁判外紛争解決サービス（仲裁及び調停）を提供するために設立された。DIFC-LCIA の主な目的は、多岐にわたるセクターの企業向けの効

¹ <https://www.lcia.org/LCIA/the-lcia-board.aspx>

² <http://www.difc-lcia.org/>

	果的、効率的、かつ柔軟な仲裁及び調停サービスを、様々な言語で、また異なる国の法令を適用しながら、促進して実施することである。
インド（LCIA India ¹ ）	インド固有の規則に基づいて制度的に管理されるインドの仲裁機関を通じて、仲裁と ADR を促進することを目的に 2009 年に設置された。しかし電子通信の発達から物理的にインドに存在する必要がなくなり、2016 年 6 月 1 日から既存の事件はロンドンで管理されている。ただし、LCIA は引き続きインドでシンポジウムとイベントを開催し、仲裁と調停を推進するとしている。
モーリシャス（LCIA-MIAC ² ）	LCIA とモーリシャス政府の合併事業計画に基づき、2011 年に設置されたが、2018 年 7 月 27 日に閉所。

（出典）LCIA ウェブサイトより

（11）審問施設

当事者は、仲裁廷の設立前であればいつでも仲裁地（又は法的管轄地）を書面で合意することができる。仲裁地に関する合意が不履行の場合、仲裁廷の命令がない限り、及び仲裁廷の命令があるまでは、仲裁地はロンドンとする。それまでに、他の仲裁地がより適切であるということを書面で述べる合理的な機会を当事者に与えなければならない。審問を対面で開催する場合、仲裁廷は当事者と協議をし、地理的に便利な場所で開催しなければならない。なお、LCIA における審問は、英国（ロンドン）が 89% と大部分を占める（LCIA Annual Report 2019）。

2.1.4 米国（AAA/ICDR）

（1）財政基盤

財源は仲裁費用と考えられる。また、イベント開催時には民間セクターからスポンサーを募り、スポンサー収入を得ている可能性もある。なお、AAA/ICDR は年次報告書を発行しているが、財務情報は公表していない。

（2）仲裁費用³

AAA では「標準費用表（Standard Fee Schedule）」と「柔軟な料金表（Flexible Fee Schedule）」の 2 種類が用意されている。ただし、双方とも仲裁人の費用は含まれておらず、仲裁の判決が出される際に仲裁廷により決定される。

①標準料金表

初期申立料金（Initial Filing Fee）は比較的高価なものの、審問を実施する場合、最終費用（Final Fee）を含めた総費用は安価である。

¹ <http://www.lcia-india.org/>

² <https://www.lcia.org/lcia-miac.aspx>

³ ICDR-AAA International Arbitration Fee Schedule | ICDR.org (adr.org)

係争額	初期提訴料金	最終費用
－\$75,000	\$1,000	\$1,000
\$75,000－\$150,000	\$2,035	\$1,450
\$150,000－\$300,000	\$3,050	\$2,300
\$300,000－\$500,000	\$4,600	\$4,025
\$500,000－\$1,000,000	\$5,750	\$7,125
\$1,000,000－\$10,000,000	\$8,625	\$10,350
\$10,000,000－	\$12,650 に 加 え て \$10,000,000 以上の 0.15% (ただし上限\$100,000)	\$16,100
未決定の場合	\$8,625	\$10,350
非金銭的な仲裁	\$3,750	\$2,875

②柔軟な料金表

初期提訴料金が比較的安価、かつ3回に分けて支払いすることができる。しかし、審問を行う際は総費用が比較的高価である。

係争額	初期提訴料金	進行費用 (Proceed Fee)	最終費用
－\$75,000	係争額が\$150,000 以上の場合においてのみ利用可能		
\$75,000－\$150,000			
\$150,000－\$300,000	\$1,900	\$1,950	\$2,300
\$300,000－\$500,000	\$2,300	\$3,450	\$4,025
\$500,000－\$1,000,000	\$2,875	\$4,950	\$7,125
\$1,000,000－\$10,000,000	\$4,600	\$8,050	\$10,350
\$10,000,000－	\$6,900	\$11,500 に 加 え て \$10,000,000 以上の 0.15% (ただし上限\$100,000)	\$16,100
未決定の場合	\$4,600	\$8,050	\$10,350
非金銭的な仲裁	\$2,300	\$2,600	\$2,875

(3) 仲裁人の外国人比率

AAA では、分野ごとの専門家から構成される仲裁人パネルを設置している。全体を包括する仲裁人の名簿は公開されていないが、大規模建設分野（CONSTRUCTION MEGA PROJECT PANEL）に関して、パネリストの名簿が存在する。大規模建設分野における仲裁人の国籍の割合は以下のとおり。同分野の仲裁人の国籍としては、米国人が最も多く、全体の約8割を占める。

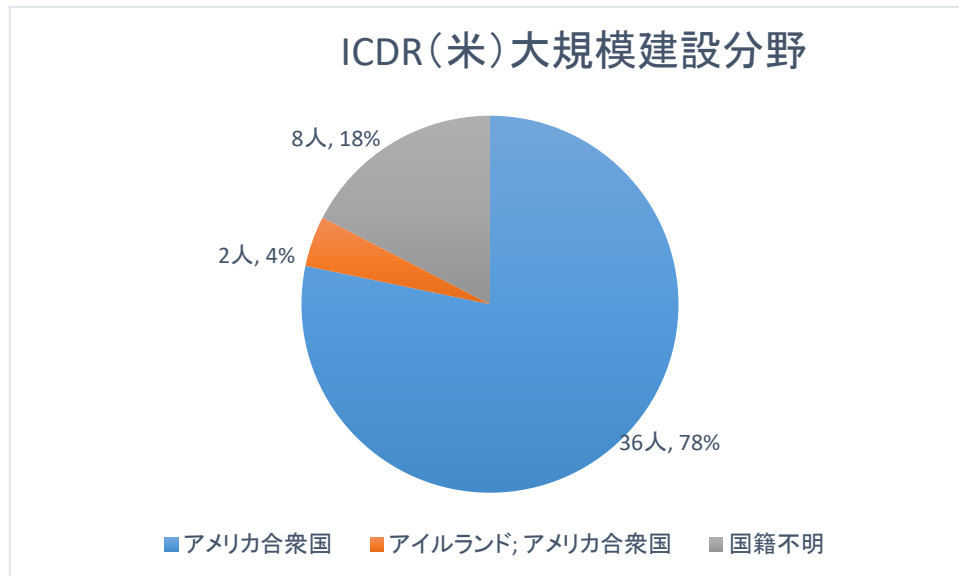


図4：ICDRにおける仲裁人の人数（国籍別）

出典：ICDRのウェブサイトより¹

（4）仲裁機関スタッフの外国人比率

ICDRには国際的なプロフィールを持つスタッフも存在するが、詳細は不明である。なお、ICDRの利用者は米国企業が多いが、メキシコ企業も多い。ただし、メキシコ企業もスペイン語ではなく英語を使用している場合が多く、ICDRが多言語に対応しているかどうかは不明である。

（5）外部審査員の構成

仲裁廷は、当事者と協議した後、1人又は複数の独立した外部審査員を任命することができる²。

（6）理事の決定方法

理事の決定方法について、公開情報はない。また、仲裁を扱う米国の弁護士事務所にヒアリングを実施したものの、ICDRの内部情報は得られなかった。

（7）仲裁部の構成

仲裁部の構成について、公開情報はない。また、仲裁を扱う米国の弁護士事務所にヒアリングを実施したものの、ICDRの内部情報は得られなかった。

（8）使用言語及び対応可能言語

使用言語については、AAA/ICDR International Arbitration Rules（2014）Article 18に規定されており、当事者が別段の合意をしていない場合、使用言語は仲裁の合意を含む文書の言語である。仲裁

¹ <https://apps.adr.org/constructionmegapanel/faces/FeaturedPanelists>

²

<https://www.adr.org/sites/default/files/ICDR%20Rules%20English%20Version%20June%202014.pdf>
Article 25: Tribunal-Appointed Expert

廷が別の方法で決定した場合には、それに従わなければならない。また、仲裁廷は、使用言語ではない言語で書かれた文書を使用言語に翻訳することを命じるとある。

〔9〕公式ウェブサイト上での表示言語

AAA/ICDR の公式ウェブサイト上において、国際仲裁に関する規則等について、入手可能な翻訳言語は以下のとおり。ウェブサイト上では英語を含む 9 か国語での案内がある。また、仲裁規則も英語、スペイン語等だけでなく、中国語やアラビア語を含む 8 か国語で掲載されている。

表 8：公式ウェブサイト上での表示言語（AAA/ICDR）

コンテンツ	言語
ウェブサイト表示言語	英語、アラビア語、中国語、フランス語、ドイツ語、イタリア語、韓国語、ポルトガル語、スペイン語
International Dispute Resolution Procedures (Including Mediation and Arbitration Rules)	英語、中国語、アラビア語、フランス語、ドイツ語、イタリア語、ポルトガル語、スペイン語

（出典）AAA/ICDR ウェブサイトより

〔10〕海外拠点の業務内容

表 9：AAA/ICDR の海外拠点

拠点名	業務／概要
シンガポール ¹	2007 年にシンガポールに拠点を設置し、アジアでの国際仲裁の利用促進のために多くの関係団体と緊密に協力している。ICDR は、アジアの他の仲裁機関と 20 以上の協力協定を、世界中で 200 以上の協力協定を締結している。そのほか、商工会議所、法科大学院、弁護士会とともに、イベント、研修、会議を共同開催している。また、地元企業のニーズに対応するために、諮問会議と委員会を設置している。
カナダ (ICDR Canada) ²	カナダにおける紛争に対し、紛争解決サービスを提供する。仲裁及び調停を含むカナダの紛争解決手続きについては、カナダの慣行に合うように調整されている。

（出典）AAA/ICDR ウェブサイトより

〔11〕審問施設

仲裁地について、長官 (Administrator) が定めた期日までに当事者の合意がない場合、長官は仲裁地を最初に決定することができる。しかし、仲裁廷の設置については、45 日以内に仲裁廷が最終的に決定する仲裁地に従わなければならない。仲裁廷は、審問、会議の開催、証人の聴聞、財産又は文書の検査を

¹ <https://www.adr.org/OfficeLocations>
https://go.adr.org/ICDR-Singapore.html?_ga=2.116192901.2038349896.1608103214-241591029.1607582130

² <https://www.icdr.org/index.php/icdrcanada>

含むあらゆる目的に適切と考えられる場所で開催する。なお、右が仲裁地以外で行われた場合であっても、仲裁は仲裁地で行われたとみなされ、いかなる仲裁判断も仲裁地で行われたとみなされる¹。

2.1.5 シンガポール (SIAC)

(1) 財政基盤

SIAC に対し、ヒアリングを実施したものの、収益や財務情報に関しては守秘義務があるため公開されていない。

(2) 仲裁費用²

① 申立費用

- シンガポールの申立人 \$2,140
- 海外の申立人 \$2,000

(Case Filing Fee : 返金不可)

② 登録費用

ただし登録費用は、仲裁廷 (Tribunal) の費用、審問にかかる費用、SIAC 管理費用を含まない。

係争額 (シンガポールドル)	登録費用 (シンガポールドル)
—50,000	3,800
50,001—100,000	3,800+50,000 を超えた部分の 2.200%
100,001—500,000	4,900+100,000 を超えた部分の 1.200%
500,001—1,000,000	9,700+500,000 を超えた部分の 1.000%
1,000,001—2,000,000	14,700+1,000,000 を超えた部分の 0.65000%
2,000,001—5,000,000	21,200+2,000,000 を超えた部分の 2.200%
5,000,001—10,000,000	30,800+5,000,000 を超えた部分の 2.200%
10,000,001—50,000,000	38,800+10,000,000 を超えた部分の 2.200%
50,000,001—80,000,000	76,800+50,000,000 を超えた部分の 2.200%
80,000,001—100,000,000	88,800+89,000,000 を超えた部分の 2.200%
100,000,001—	95,000

③ 仲裁人費用

当事者が仲裁規則 34.1 に基づいて別途合意しない限り、以下の表に記された額を各々の仲裁人に対する最大費用とする。

¹

<https://www.adr.org/sites/default/files/ICDR%20Rules%20English%20Version%20June%202014.pdf>
Article 17: Place of Arbitration

² Singapore International Arbitration Centre | SIAC Schedule of Fees

係争額（シンガポールドル）	仲裁人費用（シンガポールドル）
－50,000	6,250
50,001－100,000	6,250+50,000 を超えた部分の 13.800%
100,001－500,000	13,150+100,000 を超えた部分の 6.500%
500,001－1,000,000	39,150+500,000 を超えた部分の 4.850%
1,000,001－2,000,000	63,400+1,000,000 を超えた部分の 2.750%
2,000,001－5,000,000	90,900+2,000,000 を超えた部分の 1.200%
5,000,001－10,000,000	126,900+5,000,000 を超えた部分の 0.700%
10,000,001－50,000,000	161,900+10,000,000 を超えた部分の 0.300%
50,000,001－80,000,000	281,900+50,000,000 を超えた部分の 0.160%
80,000,001－100,000,000	329,900+80,000,000 を超えた部分の 0.075%
100,000,001－500,000,000	344,900+100,000,000 を超えた部分の 0.065%
500,000,001－	605,000+500,000,000 を超えた部分の 0.040% （ただし最大 2,000,000）

④緊急仲裁人制度（Emergency Interim Relief）

- 登録費用（返金なし）
 - シンガポールの申立人 \$5,350
 - 海外の申立人 \$5,000
- 緊急仲裁人費用と一時金
 - 緊急仲裁人の費用のための一時金は S\$30,000、緊急仲裁人の費用は S\$25,000 とする。

⑤異議申立て費用（Challenge Fee：返金なし）

- シンガポールの申立人 S\$8,560
- 海外の申立人 S\$8,000

⑥Arb-Med-Arb 費用

- シンガポールの申立人 SIAC S\$2,140 + SIMC S\$1,000 = S\$3,140
- 海外の申立人 SIAC S\$2,000 + SIMC S\$1,000 = S\$3,000

⑦指名費用（返金なし）

Ad hoc 仲裁において仲裁人の指名する場合に発生する費用。

	仲裁人 1 人の場合	仲裁人 2 人の場合	仲裁人 3 人の場合
シンガポールの申立人	S\$3,210	S\$4,280	S\$5,350
海外の申立人	S\$3,000	S\$4,000	S\$5,000

⑧評価、又は Taxation 費用

仲裁の終了時に、通常仲裁人は当事者が払うべき法的費用を決定するが、それについて同意ができない場合、SIAC はその費用を評価することがあり、これを費用の”taxation”と呼ぶ。SIAC に”taxation”を求める当事者は、請求される法的費用に基づいて費用を払う。

請求される法的費用	評価もしくは taxation 費用
－50,000	5,000
50,001－100,000	5,000+50,000 を超える部分の 2%
100,001－250,000	6,000+100,000 を超える部分の 1.5%
250,001－500,000	8,250+250,000 を超える部分の 1%
500,001－1,000,000	10,750+500,000 を超える部分の 0.5%
1,000,000－	13,250+1,000,000 を超える部分の 0.25% (ただし最大 25,000)

(3) 仲裁人の外国人比率

SIAC における仲裁人の外国人比率は 67%であり、シンガポール人よりも多い。米国に加えて、英国、同じく英連邦王国に属する、オーストラリア、マレーシア、インド、カナダが多く含まれる点が特徴的である。なお、インド国籍の仲裁人が多いのは、SIAC の仲裁件数における同国企業の割合が年々増加していることに起因すると推測される。

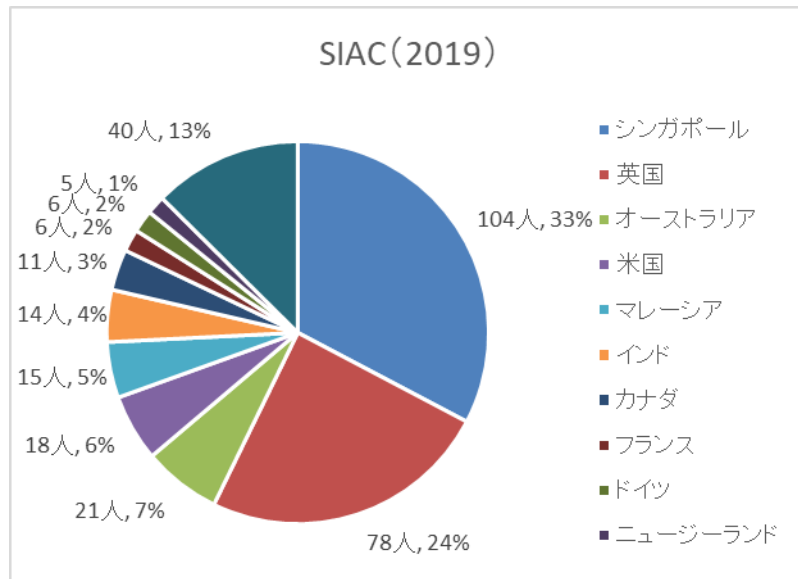


図 5：SIAC における仲裁人の人数（国籍別）

（出典）SIAC Annual Report 2019

表10：SIAC 仲裁人の国籍割合（2019 年）

国籍	人数（割合）
SIAC より指名された非シンガポール国籍仲裁人	114 （36%）
当事者より指名された非シンガポール国籍仲裁人	79 （25%）
（仲裁人3人時において）当事者仲裁人により指名された 非シンガポール国籍仲裁人	21 （6%）

（出典）SIAC Annual Report 2019

（4）仲裁機関スタッフの外国人比率

SIAC には 47 名のスタッフ（2020 年 1 月時点）が在籍しているが、外国人比率は不明である。そもそも多民族国家であり、多くの多国籍企業が所在するシンガポールでは自国民と外国人の区別が困難である。また、アフーマティブ・アクションとして必然的に多国籍な雇用環境とならざるを得ないケースがある。なお、SIAC の事件担当者（case manager）は 20 人ほどいるが、その内 3 分の 1 がインターンであり、外国人が多い。国籍はインド、マレーシア、インドネシア等で世界各国から優秀な人材をインターンとして雇用している¹。

また、SIAC では、スタッフのジェンダーバランスにも配慮しており、仲裁廷メンバー 33 人のうち、10 人（36.5%）は女性である。また、SIAC マネジメントチーム、事務局において女性は 60%を占める²。

（5）外部審査員の構成

SIAC では仲裁廷が中心的な役割を担っており、外部という文脈では、各国の仲裁実務家によって構成される「Users Council」が意見招請等に対応している³。

（6）理事の決定方法

理事の決定方法については、公開情報はないものの、SIAC は国際的に著名な仲裁人を招致することで、SIAC の国際性をアピールしていると考えられる。

（7）仲裁部の構成

SIAC は以下の組織によって構成される⁴。

- 理事会（Board of Directors）
- 仲裁廷（Court of Arbitration）
- 事務局（CEO & Secretariat）
- インド代表オフィス
- 米州代表オフィス（2020 年 12 月創設）

¹ 元 SIAC 研修員からのヒアリング（2021 年 2 月）

² Annual Report 2019

³ 元 SIAC 研修員からのヒアリング（2021 年 2 月）

⁴ <https://siac.org.sg/2014-11-03-13-33-43/about-us>

- ソウルオフィス
- 上海代表オフィス

〔8〕使用言語及び対応可能言語

使用言語については、SIAC 規則（2016 年）第 22 条第 1 項に定められており、全当事者に別段の合意がない場合には、仲裁廷が仲裁で使用する言語を決定する。

〔9〕公式ウェブサイト上での表示言語

SIAC の公式ウェブサイト上において、国際仲裁に関する規則等について、入手可能な翻訳言語は以下のとおり。ウェブサイト上では英語のみだが、仲裁規則については、各国の法律事務所が翻訳した計 13 か国語で掲載されている。他の仲裁機関に比べ、インドネシア語、タイ語、ベトナム語、ビルマ語等、東南アジアの言語対応が充実している。

表 1 1 : 公式ウェブサイト上での表示言語（SIAC）

コンテンツ	言語
ウェブサイト表示言語	英語
SIAC Rules 2016	アラビア語、中国語、ドイツ語、インドネシア語、日本語、韓国語、ポルトガル語、ロシア語、タイ語、ウズベキスタン語、ベトナム語、ビルマ語、ペルシア語（※各国法律事務所が翻訳したものを SIAC ウェブサイトに掲載）

（出典）SIAC ウェブサイト¹より

〔10〕海外拠点の業務内容

SIAC の海外拠点は、インド拠点、ソウル拠点（韓国）、上海拠点（中国）、米国拠点が存在する。

表 1 2 : SIAC の海外拠点

国	主な活動
インド	• SIAC 及びシンガポール仲裁に関する情報提供 • インド企業に対して、仲裁制度及び SIAC の利用促進 • 政策イニシアチブ、意見交換、法制度変更について、インドの司法及び政府との緊密な協力
韓国	• 国際仲裁の法と実践の最新動向の情報共有を促進 • 韓国の国際仲裁コミュニティにおける重要なステークホルダーとの繋がりを強化 • 弁護士や企業の法務部に対して、SIAC 仲裁の活用のための実践的な情報を共有 • SIAC 仲裁サービスの向上のため、韓国企業からフィードバックを獲得
中国	• 2016 年 3 月に上海の自由貿易区（FTZ）に設置

¹ About Us: <https://www.siac.org.sg/2014-11-03-13-33-43/about-us>

	中国の仲裁機関等と協力し、仲裁人や仲裁利用者に向けたワークショップを開催
米国	2020年12月に設置

（出典）SIAC ウェブサイトより

（11）審問施設

審問施設については、SIAC 規則（2016 年）第 24 条第 2 項に規定されており、仲裁廷は、全当事者と協議した後、あらゆる会議又は審問の日時及び場所を設定し、全当事者に合理的な通知を行うこととされている。

2.1.6 中国（CIETAC）

（1）財政基盤

CIETAC の財源は①当事者が支払った仲裁費用、②イベント又はその他のサービスにより得た収入、③政府からの経済的支援及び公共寄付、並びに④その他の合法的な収入である¹。

（2）仲裁費用²

仲裁費用に加えて、CIETAC 仲裁規則に基づいて、CIETAC は合理的な追加費用を徴収することがある。

①管理費用（金額は人民元（RMB））

係争額	管理費用
—1,000	100
1,001—50,000	100+1,000 を超える部分の 5%
50,001—100,000	2,550+50,000 を超える部分の 4%
100,001—200,000	4,550+100,000 を超える部分の 3%
200,001—500,000	7,550+200,000 を超える部分の 2%
500,001—1,000,000	13,550+500,000 を超える部分の 1%
1,000,001—	18,550+1,000,000 を超える部分の 0.5%

¹ CIETAC About Us Articles of Association Article 34

<http://www.cietac.org/index.php?m=Page&a=index&id=36&l=en>

² arbitration-rules-en-2015 (1) .pdf

②取扱い費用（Handling Fee）

係争額	取扱い費用
－200,000	6,000
200,001－500,000	6,000+200,000 を超える部分の 2%
500,001－1,000,000	12,000+500,000 を超える部分の 1.5%
1,000,001－2,000,000	19,500+1,000,000 を超える部分の 0.5%
2,000,001－5,000,000	24,500+2,000,000 を超える部分の 0.45%
5,000,001－10,000,000	38,000+5,000,000 を超える部分の 0.4%
10,000,001－20,000,000	58,000+10,000,000 を超える部分の 0.3%
20,000,001－40,000,000	88,000+20,000,000 を超える部分の 0.2%
40,000,001－100,000,000	128,000+40,000,000 を超える部分の 0.15%
100,000,001－500,000,000	218,000+100,000,000 を超える部分の 0.13%
500,000,001－	738,000+500,000,000 を超える部分の 0.12%

（3）仲裁人の外国人比率

CIETAC の仲裁人リストによれば、中国人 1,012 人（71.3%）が最も多く、香港人 64 人（4.5%）も含めると全体の約 8 割を占める。外国人では、米国人 56 人（3.9%）、英国人 49 人（3.5%）、その他 238 人（16.8%）の構成となっている。

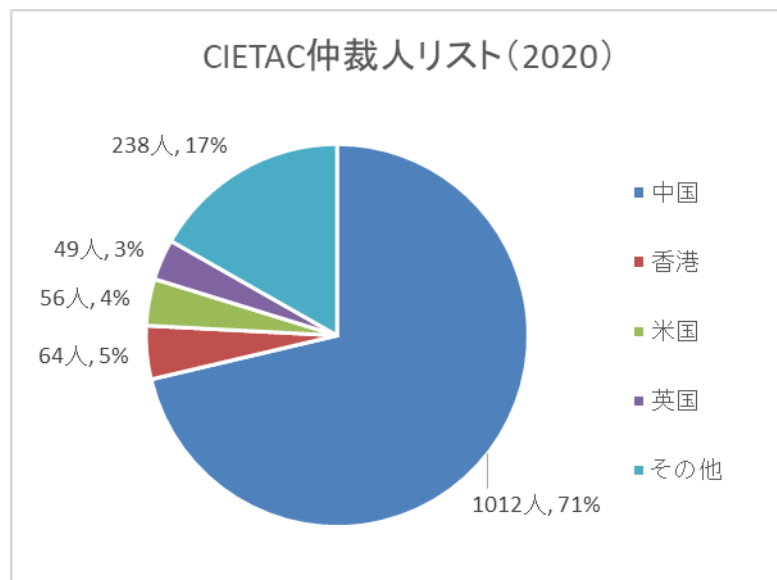


図 6：CIETAC における仲裁人の人数（国籍別）

（出典）CIETAC Arbitrators Search¹

¹ CIETAC Arbitrators リスト：<https://www.cietac-eu.org/arbitrators/>,
<http://www.cietac.org/index.php?g=User&m=Arbitrator&a=index&l=en>

〔4〕 仲裁機関スタッフの外国人比率

CIETAC の中国語版のホームページ及びその他の中国語のウェブサイトで調査したところ、CIETAC のスタッフの外国人比率に関する情報は公開されていない。

〔5〕 外部審査員の構成

CIETAC の外部審査員は、中国国際貿易促進委員会（the China Council for the Promotion of International Trade）から招集される名誉会長（Honorary Chairman）及び数名の顧問（advisors）から構成される¹。

〔6〕 理事の決定方法

理事長、主席副理事長、副理事長の選任には中国国際貿易促進委員会（the China Council for the Promotion of International Trade）が関与する。また、名誉理事長及び顧問は中国国際貿易促進委員会（the China Council for the Promotion of International Trade）から招集される²。

また、本部と支部には各々事務総長（Secretary-General）及び事務局が設置されており、事務総長の監督の下、事務局は日常的な業務を遂行する。

〔7〕 仲裁部の構成

CIETAC の評議会は会長、主席副会長、副会長数名、会員数名で構成され、各々任期は原則3年である。これらの役職から構成される評議会は2つあり、会長、主席副会長、副会長、事務総長、会員が参加する標準委員会（member's council）と、会長、主席副会長、副会長、事務総長が参加する主席委員会（chairman's council）である。また、必要に応じて専門家により構成される特別委員会（Special Committees）が開催される。別途、名誉会長、数名の顧問が存在する。

〔8〕 使用言語及び対応可能言語

CIETAC 規則第81条によると、当事者が仲裁言語の約束がない場合、中国語を使用するとある。

〔9〕 公式ウェブサイト上での表示言語

CIETAC の公式ウェブサイト上において、国際仲裁に関する規則等について、入手可能な翻訳言語は以下のとおり。ウェブサイト上では英語と中国語のみであるが、仲裁規則は英語だけでなく、近隣国であるロシア、韓国、日本の言語も含む8か国語で掲載されている。

¹ CIETAC About Us Articles of Association Article 6

<http://www.cietac.org/index.php?m=Page&a=index&id=36&l=en>

² CIETAC Work Reports : <http://www.cietac.org/index.php?m=Article&a=index&id=38&l=en>

表 13：公式ウェブサイト上での表示言語（CIETAC）

コンテンツ	言語
ウェブサイト表示言語	英語、中国語
Arbitration Rules	中国語、英語、オランダ語、フランス語、ロシア語、スペイン語、日本語、韓国語

（出典）CIETAC ウェブサイトより

（10）海外拠点の業務内容

現在（2020 年 12 月時点）、CIETAC の海外拠点は無い。

（11）審問施設

CIETAC 規則第 33 条第 1 項によると、当事者間で合意がない限り、口頭審問は中国投資紛争解決センター（IDSC）の本部（北京）、もしくは CIETAC 香港仲裁センターの本部（香港）において実施することと定められている。

2.1.7 香港（HKIAC）

（1）財政基盤

HKIAC の運営資金源は主に 3 つであり、①仲裁管理費（Arbitration administration fee）、②仲裁や調停における施設利用料、③HKIAC が開催するイベント収入である。この内、大半は仲裁管理費が占める。2019 年の裁判外紛争解決サービスによる収入は、350 万米ドル（27,000 万香港ドル）だった。財務の透明性のため、毎年発行する Annual Report においてこれらの情報は掲載されている。なお、HKIAC は 1985 年に設立されたが、設立当時の収入については不明である。

香港の行政府は、①仲裁機関は基本的に収益性の低いビジネスであるため、財政支援が不可欠である一方、②仲裁機関が信頼を得るためには国家からの独立が重要であるという基本姿勢に立っている。したがって、香港政庁は仲裁機関に金銭的支援を行うものの、発言は行わないという方針を貫いている。

HKIAC の収入の中心は、審問室のレンタル料であり、HKIAC の収支はほぼ収支が合う状態である（2014 年時点）。今後、収支が改善すれば、香港政府からの支援を削減していくとしている。

また、香港政庁は小さな政府を基本理念としているため、民業への財政支援には批判も多く、財政支援は政治的に容易ではない。そのような政治的社会的環境の中、今後財政支援を維持拡大するためには、仲裁振興のための財政支援を客観的に正当化する必要がある。2013 年の試算では、HKIAC での仲裁は、香港の GDP 全体の 0.2%～0.3% の貢献があるとしている。また、司法サービスが GDP 全体の 1.2% ほどを占め、その 1～2 割程度が国際仲裁と見ている。

HKIAC は米国各地での香港仲裁の宣伝活動に Professional Service Development Assistance Scheme という資金提供を行っている。これは、1997 年の中国への香港の返還後も、香港における法の支配に何ら変化が生じていないことを HKIAC が米国で宣伝するために香港行政府が補助金を支出したものである。Professional Service Development Assistance Scheme では、香港の専門職（司法の専門職に限られない）の支援のため、3 年間で 1 億香港ドルの補助金が準備された。他方、既にこの資金は

底をついており、あらたな財政支援を検討している。

なお、箱物の重要性も認識されており、仲裁機関は最も地の利のよいところにある必要があるとして、香港国際空港から Airport Express が乗り入れる香港の中心部であり、かつ香港駅に直結した Exchange Square ビル（38F）の一フロアを年間 1 香港ドルで HKIAC に貸し出している¹。

（2）仲裁費用²

2013 年 11 月 1 日から 2019 年 5 月 31 日に最終的な仲裁判断がなされた仲裁案件について、仲裁費用（仲裁廷の費用、HKIAC 登録費用、管理費用のみを含む）の中央値は 56,138 米ドル、平均は 119,078 米ドルである。

①登録費用

Notice of Arbitration が提出されるとき、原告は 8,000 香港ドル（返金なし）を支払う。

②管理費用

係争額（香港ドル）	管理費用（香港ドル）
－400,000	19,800
400,001－800,000	19,800+400,000 を超える部分の 1.300%
800,001－4,000,000	25,000+800,000 を超える部分の 1.000%
4,000,001－8,000,000	57,000+4,000,000 を超える部分の 0.545%
8,000,001－16,000,000	78,800+8,000,000 を超える部分の 0.265%
16,000,001－40,000,000	100,000+16,000,000 を超える部分の 0.200%
40,000,001－80,000,000	148,000+40,000,000 を超える部分の 0.110%
80,000,001－240,000,000	192,000+80,000,000 を超える部分の 0.071%
240,000,001－400,000,000	305,600+240,000,000 を超える部分の 0.059%
400,000,000－	400,000

③仲裁廷及び仲裁事務に係る費用

- Schedule 2：時間当たり費用に基づく場合
 - 仲裁人の最高費用は 6,500 香港ドル／時間
 - 仲裁事務員の最高費用は 2,500 香港ドル／時間

¹ 日本仲裁人協会「ICSID 条約第 13 条に基づく仲裁人及び調停人の指名に向けた調査・分析に関する委託調査報告書」（平成 26 年 3 月 31 日）

² Costs & Duration | HKIAC

• Schedule 3：係争額に基づく場合

係争額（香港ドル）	仲裁人費用（香港ドル）
－400,000	係争額の 11.000%
400,001－800,000	44,000+400,000 を超える部分の 10.000%
800,001－4,000,000	84,000+800,000 を超える部分の 5.300%
4,000,001－8,000,000	253,600+4,000,000 を超える部分の 3.780%
8,000,001－16,000,000	404,800+8,000,000 を超える部分の 1.730%
16,000,001－40,000,000	543,200+16,000,000 を超える部分の 1.060%
40,000,001－80,000,000	797,600+40,000,000 を超える部分の 0.440%
80,000,001－240,000,000	973,600+80,000,000 を超える部分の 0.250%
240,000,001－400,000,000	1,373,600+240,000,000 を超える部分の 0.228%
400,000,001－600,000,000	1,738,400+400,000,000 を超える部分の 0.101%
600,000,001－800,000,000	1,940,400+600,000,000 を超える部分の 0.067%
800,000,001－4,000,000,000	2,074,400+800,000,000 を超える部分の 0.044%
4,000,000,001－	3,482,400+4,000,000,000 を超える部分の 0.025% (ただし最大 12,574,000)

※上の表は、一人の仲裁人への最大費用をあらわす。

※仲裁廷が事務員を指名する場合、その費用は仲裁廷の費用の一部から支払われる。

④仲裁人の忌避申立て費用

50,000 香港ドル（返金なし）

⑤緊急仲裁制度

緊急仲裁制度の総費用は 200,000 香港ドルを超えない。緊急仲裁制度の申立者は申請時に 250,000 香港ドルの一時預かり金を支払うが、以下の費用が含まれる。

- 緊急仲裁費用 45,000 香港ドル
- 緊急仲裁人費用 205,000 香港ドル

〔3〕仲裁人の外国人比率

2019 年に HKIAC より指名された仲裁人 137 人の国籍は、英国人が 36 人（29.5%）と香港人が 34 人（27.9%）とほぼ同程度の割合で最も多く、次いでオーストラリアが 10 人（8.2%）、中国人が 9 人（7.4%）と続いている。

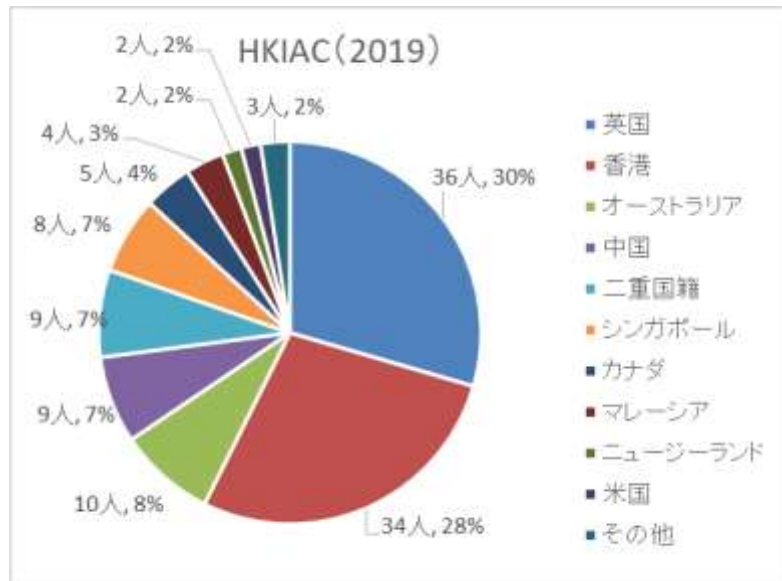


図7：HKIACにおける仲裁人の人数（国籍別）

（出典）HKIAC, About Us, Statistics¹

（4）仲裁機関スタッフの外国人比率

HKIACの事務局スタッフは、香港、ニュージーランド、モロッコ、中国、シンガポール、ドイツ、オーストラリア、カナダ等、さまざまなバックグラウンドを持つ人々で構成されている。事務局メンバーは、大陸法及び判例法の両方で資格を有し、10の言語を話すことが可能である。

（5）外部審査員の構成

国際ビジネス及び国際仲裁の要人で構成される国際諮問会議（International Advisory Board）が存在し、2020年12月現在22人で構成されている²。

（6）理事の決定方法

前任の理事会メンバーや現HKIAC委員長（Chairperson）等によって構成される指名委員会（Nominations Committee）からの推薦により決定する³。

（7）仲裁部の構成

HKIACは以下の組織によって構成される。

- 実行委員会（Executive Committee）：HKIAC委員会に承認された政策に従って、HKIACの活動を指導するHKIACの主たる機関である。委員には企業内弁護士も含まれており、利用者である企業のニーズの変化に対応可能な体制となっている。事務局に対して政策の方向性に関して助言を行う。

¹ HKIAC Statistics 2019, <https://www.hkiac.org/about-us/statistics>

² HKIAC Statistics : <https://www.hkiac.org/about-us/statistics>

³ HKIAC Council Members and Committees : <https://www.hkiac.org/about-us/nominations-committee>

- 国際諮問委員会（International Advisory Board）：様々な国籍の弁護士及び法務専門家で構成され、HKIAC の政策に関する助言を行う。
- 遂行委員会（Proceeding Committee）：HKIAC より委任された、以下の 2 つの役割を有する。
（1）仲裁人及び緊急仲裁人の忌避の決定、（2）HKIAC の仲裁規則の改訂を検討する。
- 指名委員会（Appointments Committee）：以下の 4 つの役割を有する。（1）仲裁人、緊急仲裁人、調停人、及び専門家を選任及び承認する。（2）仲裁人の人数を決定する。（3）仲裁費用を決定する。（4）HKIAC パネルと仲裁人リストを修正及び承認する。
- 香港調停委員会（Hong Kong Mediation Council Committee）：調停の裁判外紛争解決手続きとしての発展及び利用促進を担う。
- 指名諮問委員会（Appointment Advisory Board）：仲裁規則に基づき、仲裁指名機関としての役割を果たす。
- 推薦委員会（Nominations Committee）：HKIAC の元委員や現在の HKIAC 委員長で構成され、HKIAC 委員会に対して、新しい委員を推薦する。

（8）使用言語及び対応可能言語

2018 Administered Arbitration Rules の第 15 条によると、英語又は中国語と定められている。なお、2019 年に開始された国際仲裁において、使用された言語は以下のとおり¹。

- 英語：80.3%
- 中国語：14.5%
- 中国語及び英語（2 言語）：5.2%

（9）公式ウェブサイト上での表示言語

HKIAC の公式ウェブサイト上において、国際仲裁に関する規則等について、入手可能な翻訳言語は以下のとおり。ウェブサイト上では英語と中国語のみだが、仲裁規則（2018 年）は 5 か国語に対応している。なお、改訂前の 2013 年規則は 7 か国に翻訳されているため、今後、翻訳言語が増える可能性もある。

表 14：公式ウェブサイト上での表示言語（HKIAC）

コンテンツ	言語
ウェブサイト表示言語	英語、中国語（簡体字・繁体字）
2018 HKIAC Administered Arbitration Rules	英語、中国語（簡体字・繁体字）、韓国語、モンゴル語、ロシア語
2013 HKIAC Administered Arbitration Rules	英語、中国語、韓国語、ポルトガル語、スペイン語、日本語、ロシア語

（出典）HKIAC ウェブサイトより

¹ HKIAC Statistics : <https://www.hkiac.org/about-us/statistics>

〔10〕海外拠点の業務内容

表 15 : HKIAC の海外拠点

国	主な活動
韓国（ソウル） ¹	韓国企業の顧客獲得、韓国における仲裁制度浸透のための活動
中国（上海） ²	中国本土における仲裁制度浸透、仲裁人育成のための活動

（出典）HKIAC ウェブサイトより

〔11〕審問施設

香港における HKIAC の審問施設として、香港国際仲裁センター（Hong Kong International Arbitration Centre）が設置されている³。2018 年の HKIAC の年次報告書によると、仲裁地として香港が占める割合は 94.7%であった（HKIAC Annual Report 2018）。

2.1.8 韓国（KCAB）

〔1〕財政基盤

KCAB の予算は、所管庁である法務省からの財源が主である。これに加え、経産省及び国会からの財源もある。総額は不明であるが、JIDRC のヒアリングでは、KCAB のケースマネジメントフィーがほぼ全体予算の半分ほどになっている⁴。なお、KCAB は政府から独立した機関であるが、財政支援を受けていることから、政府の役人（元役人）がボードメンバーとなっており、KCAB の財政面をチェックしている⁵。

〔2〕仲裁費用⁶

①申立料金（Filing Fees）

申立料金：100 万ウォン（返金なし）

ただし、係争額が事務局の定める一定額を下回る場合は、申立料金は免除される。

¹ HKIAC Seoul Office : <https://www.hkiac.org/HKIAC-Seoul-Office/hkiac-seoul-office>

² HKIAC Shanghai Office : <https://www.hkiac.org/HKIAC-Shanghai-Office/hkiac-shanghai-office>

³ <https://www.hkiac.org/our-services/Facilities>

⁴ 一般社団法人日本国際紛争解決センター「日本における国際仲裁の活性化に向けた施策に関する調査研究」（2019 年 3 月 1 日）

⁵ KCAB へのヒアリングより（2021 年 1 月）

⁶ KCAB International Arbitration Rules

②管理料金

係争額	管理料金
－10,000,000	2%（最低 5 万ウォン）
10,000,000－50,000,000	200,000+（係争額-10,000,000）*1.5%
50,000,000－100,000,000	800,000+（係争額-50,000,000）*1.0%
100,000,000－5,000,000,000	1,300,000+（係争額-100,000,000）*0.5%
5,000,000,000－10,000,000,000	25,800,000+（係争額-5,000,000,000）*0.25%
10,000,000,000－	38,300,000+（係争額-10,000,000,000）*0.2% （ただし上限 1 億 5 千万ウォン）
金額がない場合	3,000,000

③緊急仲裁人手続の管理料金

緊急処分を申し立てる当事者は、申立書の提出時に 300 万ウォンを事務局に予納しなければならない。

④仲裁人の報酬

別段の合意がない限り、仲裁人の報酬は、事務局が紛争の性格及び係争額、仲裁人が仲裁に要した時間等を考慮して、下記の表の下限額と上限額の間で決定する。

係争額	仲裁人報酬	
	下限	上限
－50,000,000	1,000,000	2,000,000
50,000,000 100,000,000	1,000,000+1%* （係争額-50,000,000）	2,000,000+5%* （係争額-50,000,000）
100,000,000 500,000,000	1,500,000+0.75%* （係争額-100,000,000）	4,500,000+3%* （係争額-100,000,000）
500,000,000 1,000,000,000	4,500,000+0.5%* （係争額-500,000,000）	16,500,000+2.8%* （係争額-500,000,000）
1,000,000,000 5,000,000,000	7,000,000+0.25%* （係争額-1,000,000,000）	30,500,000+1%* （係争額-1,000,000,000）
5,000,000,000 10,000,000,000	17,000,000+0.04%* （係争額-5,000,000,000）	70,500,000+0.2%* （係争額-5,000,000,000）
10,000,000,000 50,000,000,000	19,000,000+0.025%* （係争額-10,000,000,000）	80,500,000+0.1%* （係争額-10,000,000,000）
50,000,000,000 100,000,000,000	29,000,000+0.015%* （係争額-50,000,000,000）	120,500,000+0.07%* （係争額-50,000,000,000）
100,000,000,000－	36,500,000+0.007%* （係争額-10,000,000,000）	155,500,000+0.03%* （係争額-10,000,000,000）

⑤緊急仲裁人の報酬

緊急仲裁人の報酬は、1,500 万ウォンとする。

（3）仲裁人の外国人比率

KCAB が所有する国際仲裁人リストに掲載されている仲裁人の国籍を地域別にみると、アジア太平洋地域は 57.1%（うち韓国籍 37.1%）、米州 18.2%、欧州 24.3%、アフリカ 0.4%となっている（KCAB Annual Report 2019）。国籍別では、韓国人が最も多い 32%、次いで米国人 15%、英国人 9%、日本人 7%と続く。

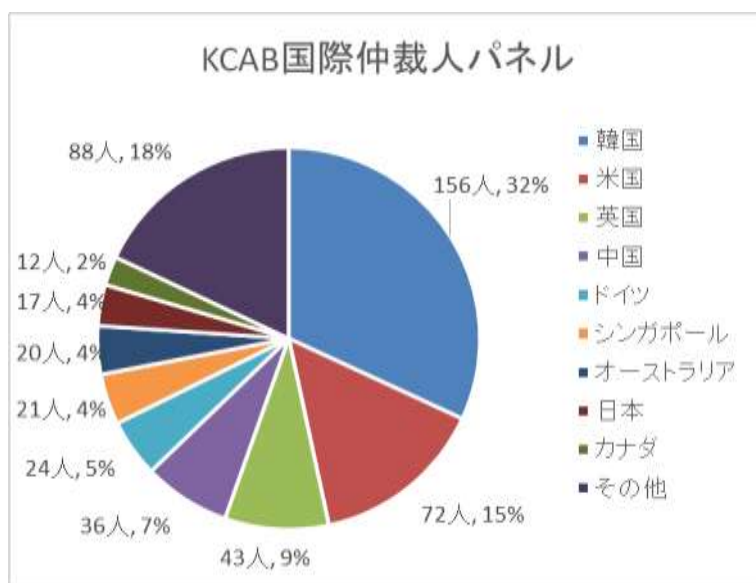


図8：KCABにおける仲裁人の人数（国籍別）

（出典）KCAB International 2019 Annual Report

（4）仲裁機関スタッフの外国人比率

2019年には2名の外国人スタッフがいたものの、現在、KCABに外国人スタッフは在籍しない（2021年1月末時点）。

また、KCABでは、スタッフのジェンダーバランスにも配慮しており、KCAB事務局48人のうち、女性比率は52.1%である¹。

（5）外部審査員の構成

国内外の仲裁専門家19人から構成される国際仲裁委員会（International Arbitration Committee）が組織されており、仲裁人の指名及び忌避等に関する助言を行う。

（6）理事の決定方法

KCABのトップは院長と呼ばれ、現在、公式にはイ・ホオン、キム・ギョンオクの2名である。組織上の意思決定権限は、Board of Directorsによって行われる。Directorの人数は10人であり、法曹、

¹ KCAB Annual Report 2019

官僚、ビジネス界等の利害関係者で構成される。意思決定の対象は、予算、組織上の変更、仲裁、調停等のルール変更の承認等である。院長の下に総務・企画・人事に該当する企画管理本部、国内仲裁を取り扱う仲裁事業本部、海事仲裁を行うアジア太平洋海事仲裁本部、国内紛争の調停・助言を行う紛争総合支援本部、投資仲裁本部、南北担当部、スポーツ仲裁本部、釜山オフィス、及び KCAB International（ロサンゼルス事務所及び上海事務所を含む。）がある。2019 年 2 月現在の人員は、院長を含めて 58 人である。

（7）仲裁部の構成

理事長、事務局長、メンバー（2020 年 12 月現在で 7 名）から構成される¹。

（8）使用言語及び対応可能言語

KCAB 国際仲裁規則（2016 年）第 28 条によると、当事者間に合意がない場合、仲裁廷は、契約言語をはじめとするあらゆる関連状況を適切に考慮して、仲裁言語を決定するとされている。

2019 年に仲裁において用いられた言語は、英語（69.9%）、韓国語（15.7%）、中国語（6.0%）、ベトナム語（3.6%）、ロシア語（1.2%）、スペイン語（1.2%）トルコ語（1.2%）、フランス語（1.2%）であった。

（9）公式ウェブサイト上での表示言語

KCAB の公式ウェブサイト上において、国際仲裁に関する規則等について、入手可能な翻訳言語は以下のとおり。ウェブサイト上では英語と韓国語のみだが、仲裁規則は英語だけでなく、中国語、アラビア語、日本語、ベトナム語を含む 7 か国語で掲載されている。

表 16：公式ウェブサイト上での表示言語（KCAB）

コンテンツ	言語
ウェブサイト表示言語	英語、韓国語
KCAB International Arbitration Rules 2016	アラビア語、中国語、英語、ドイツ語、日本語、ベトナム語、韓国語

（出典）KCAB ウェブサイトより

（10）海外拠点の業務内容

KCAB は、海外では、ロサンゼルスオフィス、上海オフィス、ハノイオフィスを持つ。KCAB へのヒアリングによると、現時点では新たに海外拠点を開設する予定はないものの、将来的には中国に新拠点を設置する可能性はある。なお、予算制限の観点から、海外拠点に人員を十分に割くことができず、上海オフィスは非常駐のスタッフが 1 人在籍するのみである。さらに、同スタッフは中国における仲裁案件のロジスティクス等の業務に追われており、中国司法の重要な人物にネットワークを広げ、KCAB の

¹ http://www.kcabinternational.or.kr/common/index.do?jpath=/contents/sub0404&CURRENT_MENU_CODE=MENU0022&TOP_MENU_CODE=MENU0018

認知度を高めるという本来の目的を達成できていないという課題がある。また、ロサンゼルスオフィスとは時差の関係もあり、十分なコミュニケーションができていないことが課題である。

2019年、ベトナムのハノイにオフィスを開設したが、現地に進出している韓国企業等から開設が遅すぎたとの批判があった。多くの韓国企業がベトナムに投資しているが、ベトナムは開発途上国であるため法や規制が十分に整備されていない。そのため、ハノイオフィスは基本的なガイダンスやアドバイスを企業に対して行っている。こうした活動は直接的には国際仲裁に結びつかないものの、参加者が次第に国際仲裁の重要性に気づき利用促進に繋がることを期待している。

（11）審問施設

KCABは、審問施設であるソウル国際紛争解決センター（Seoul IDRC）と2018年4月に合併している¹。ただし、当事者間の合意があればソウル以外を仲裁地とすることが可能（KCAB仲裁規則（2016年）第24条）。

2.2 仲裁規則の改正プロセス

2.2.1 ドイツ（DIS）

（1）改正頻度

DISの関連規則については、以下の頻度で改正が行われている。

表17：規則の改正頻度（DIS）

改正年／施行年	改正された規則
1998年7月1日施行	DIS-Arbitration Rules 98
2008年4月施行	DIS-Supplementary Rules for Expedited Proceedings 08（SREP）
2009年9月15日施行	DIS-Supplementary Rules for Corporate Law Disputes 09（SRCoLD）
2010年5月1日施行	DIS Conflict Management Rules（CMR）
2018年3月1日施行	DIS Arbitration Rules 2018

（出典）DISウェブサイトより

（2）改正プロセス

2018年に規則改正が行われた際のプロセスでは、300人ほどから成る専門家委員会（Expert Commission）が結成された。構成員は仲裁の実務家が多く、一部は外国籍者だったものの、大半はドイツ国籍者であった。また、仲裁の利用者である民間企業から構成される別の委員会や企業等の意見も踏まえ、専門家委員会が新規則のドラフトを作成。ドラフト作成の段階ではドラフト作成委員（Drafting committee）（英語で議論）と、ドイツ語で議論する委員会（Drafting committee）の二つが、意見交換をしながら並行して作業を進めた。なお、両方の委員会に参加する3人ほどの委員が存在する。このようにして作成された新規則は、大陸法であるドイツ法の特徴を有しているものの、同時に国際的なものとなっている。

¹ <http://www.sidrc.org/page/welcome.php>

ドラフト作成時の委員会を構成するにあたり、外部委員が公開募集され、多くの専門家が集まった。規則改正において最も重要な役割を果たすのはドラフト作成委員会であり、600 頁にもなる膨大なコメントをひとつひとつ処理することで、新規則が改善される。ドイツ語側の委員は、規則改正への貢献が期待される人材を DIS が選出している。他方、英語側の委員は 5～6 人と小規模だが、学者ではなくドイツと繋がりのある仲裁実務家が担った。

(3) 改正に向けた取組内容等

2018 年の DIS 仲裁規則改正では、効率性とスピードだけでなく、特に紛争の早期解決に重点が置かれた。新規則は、すべての当事者が同意すれば、和解が促進されるという他の制度的規則とは異なるドイツ及び欧州大陸法の要素を引き続き強調している。この特徴は、DIS が 2010 年から提供している紛争管理規則にも影響を与えており、2018 年には、これらの規則は大幅に簡素化され、DIS 仲裁規則の付属書 6 に含まれた。

2018 年の DIS 規則第 27 条は、特定の紛争を時間及び費用の観点から効率的に解決するため、仲裁廷が当事者との間で早期の事案管理協議（case management conference）を行うことを要求。本規則により、当事者の特定のニーズに適合する手続的枠組みを提供することが可能となった。

2018 年の仲裁規則に加え、調停（conciliation, mediation）、専門家による決定（expertise）、仲裁鑑定（expert determination）、裁定（adjudication）、DIS スポーツ仲裁規則等、裁判外紛争解決手続の全領域に関する規則を提供し、広範な裁判外紛争解決を行っている。

2.2.2 フランス（ICC）

(1) 改正頻度

ICC の関連規則については、以下の頻度で改正が行われている。

表 18：規則の改正頻度（ICC）

改正年／施行年	改正された規則
1998 年	1998 ICC Arbitration Rules
2012 年	2012 ICC Arbitration Rules
2014 年	2014 ICC Mediation Rule
2017 年	2017 ICC Arbitration Rules
2018 年	2018 Rules of ICC as Appointing Authority in UNCITRAL
2021 年	2021 ICC Arbitration Rules（2021 年 1 月から施行）

（出典）ICC ウェブサイトより

(2) 改正プロセス

仲裁機関の改正プロセスについては、最初に ICC 仲裁国際裁判所の事務局が規則改正を提案する。同提案を仲裁及び裁判外紛争解決委員会が修正し、各国委員会に対してプレゼンテーションを行い、議論がなされた後に規則が改正される。したがって、規則改正に際してパブリックコンサルテーションは募集されない。

また、規則改正の際、まずは ICC 仲裁国際裁判所の事務局が新条項または修正条項を委員に回付し、各国委員会に提案した上で十分な議論を実施した後に規則が改正される。仲裁及び裁判外紛争解決委員会は 600 名程の委員で構成されているため、国籍及び産業の観点において十分な多様性を確保できていると考えられる。

（3）改正に向けた取組内容等

2021 年 1 月から、商事仲裁規則の 2021 版（2021 ICC Arbitration Rules）の運用が開始される¹。

今回の改正では、仲裁費用を第三者の金融機関が補填するアレンジメントを申立人がした場合（いわゆる第三者資金提供者）の規定や、主張が失当である場合に訴えを却下できる制度の創設等、利用者にとって使いやすさを追求するものとなる。

2.2.3 英国（LCIA）

（1）改正頻度

LCIA の関連規則については、以下の頻度で改正が行われている。

表 19：規則の改正頻度（LCIA）

改正年／施行年	改正された規則
1998 年	LCIA Arbitration Rules
2014 年	LCIA Arbitration Rules
2020 年	LCIA Arbitration Rules

（出典）LCIA ウェブサイトより

（2）改正プロセス

本項目については、英国の弁護士事務所へヒアリングを試みたものの、該当する情報を得られなかった。

（3）改正に向けた取組内容等

LCIA 仲裁規則及び LCIA 調停規則の改訂版（2020 年 10 月 1 日施行）を発表した。COVID-19 感染拡大による本改正の方向性や焦点の変更はなかったが、最近の実務モデルにおけるいくつかの変化、特にバーチャル審問の利用の増加と電子的コミュニケーションの全体的な優位性について明確に対処する。

本規則の主な改正点は以下のとおり。

- 早期に仲裁判断を下すことができる可能性について明示的に言及することを含め、仲裁人が手続を迅速化することを可能にする追加的な手段を講じる
- バーチャル審問の利用に対応し、ニューノーマルにおける仲裁を支援する規定の整備・拡充
- LCIA 及び仲裁における電子通信の優位性を確認し、電子署名された仲裁判断の円滑な運用
- 仲裁廷書記官（tribunal secretaries）の役割に関する明文化された規定の追加

¹ <https://iccwbo.org/media-wall/news-speeches/icc-unveils-revised-rules-of-arbitration/>

- 仲裁判断の明確化（order consolidation）の統合と同時に執行（conduct of arbitrations）に関する LCIA 裁判所（court）と権限（tribunal power）の拡大
- データ保護と規制問題への配慮
- 仲裁人の最高時間単価、ならびに LCIA 事務局の時間単価を再評価し（最高 450 ポンドの料金は 500 ポンドに引き上げ）、複雑で重大な紛争を伴う特定のケースにおける利用者の要求を反映できるようにする。

2.2.4 米国（AAA/ICDR）

（1）改正頻度

AAA/ICDR の国際仲裁に関連する主な規則については、以下の頻度で改正が行われている。

表 20：規則の改正頻度（AAA/ICDR）

改正年／施行年	改正された規則
1988 年 1 月 1 日	Employee Benefit Plan Claims Arbitration Rules
1991 年 3 月 1 日	International Arbitration Rules
2000 年 12 月 1 日	AAA Dispute Resolution Board Hearing Rules and Procedures
2000 年 12 月 1 日	AAA Dispute Resolution Board Operating Procedures
2003 年 6 月 1 日	Commercial Arbitration Rules and Mediation Procedures
2005 年 9 月 15 日	Commercial Arbitration Rules and Mediation Procedures
2005 年 9 月 15 日	International Dispute Resolution Procedures
2007 年 9 月 1 日	Commercial Arbitration Rules and Mediation Procedures
2008 年 3 月 1 日	International Dispute Resolution Procedures
2009 年 5 月 1 日	American Arbitration Association Supplementary Procedures for the Arbitration of Olympic Sport Disputes
2009 年 6 月 1 日	Commercial Arbitration Rules and Mediation Procedures
2009 年 11 月 1 日	Employment Arbitration Rules and Mediation Procedures
2010 年 6 月 1 日	AAA-ICDR International Dispute Resolution Procedures（調停及び仲裁規則を含む）
2013 年 10 月 1 日	Commercial Arbitration Rules and Mediation Procedures（調停及び仲裁規則を含む）
2013 年 11 月 1 日	AAA Optional Appellate Arbitration Rules
2014 年 6 月 1 日	AAA-ICDR International Dispute Resolution Procedures（調停及び仲裁規則を含む）
2014 年 9 月 1 日	Consumer Arbitration Rules
2014 年 11 月 1 日	AAA Healthcare Payor Provider Arbitration Rules and Mediation Procedures
2015 年 1 月 1 日	Final Offer Supplementary Arbitration Procedures

2015年2月1日	Accounting and Related Services Arbitration Rules and Mediation Procedures
2015年7月1日	Construction Arbitration Rules and Mediation Procedures
2018年8月1日	Home Construction Arbitration Rules and Mediation Procedures

（出典）AAA/ICDR ウェブサイトより

（2）改正プロセス

米国弁護士事務所へのヒアリングによると、ICDR の改正プロセスについて、政府による関与は一切なく、民間の実務家の意見等を取り入れる仕組みとなっている。

（3）改正に向けた取組内容等¹

AAA/ICDR における国際仲裁規則としては、AAA/ICDR 国際紛争解決手続き（調停及び仲裁規則を含む）が存在するが、その他に商事（commercial）、建設（construction）等の分野ごとに分かれた規則がある。また、他の仲裁機関と比較して頻繁に改正されている点が特徴的である。

1986年、AAA は専門的な国際仲裁規則を策定するため、AAA 商事規則の付属書として国際商業仲裁のための補足規定を施行した。その後、AAA 初の「国際仲裁規則」は 1991 年に導入され、UNCITRAL Arbitration Rules 1976 をモデルとして、1991 年に導入された。

1993 年には、国際仲裁規則の軽微な改正が行われ、当事者間で合意がなされた場合にのみ適用されることが規定された。

1996 年には、AAA の国際専門部門として ICDR が創設され、1997 年には ICDR に国際仲裁に関し、AAA に優先して手続きが行えるよう規則が改正された。また、手続の効果的な管理に関する規則の重要な変更もあった。例えば、組織的な審理を招集する権限を仲裁廷（tribunal）に与えること、累積的又は反復的な証拠を制限又は排除する明示的な権限を仲裁廷に与えること等である。

2003 年、ICDR が一定の条件の下で仲裁判断を下すことを認める条項が追加されたほか、国際仲裁規則と国際調停規則が統合され、「国際紛争解決手続」にまとめられた。

2006 年には、仲裁廷設置前の緊急処分（emergency relief）に関する規定が導入された。ICDR は、こうした規定を最初に導入した主要な仲裁機関である。

2009 年には、主に料金体系の追加的な改正が行われた。2014 年改正では、旧規則では対応していなかった、併合（consolidation）、手続参加（joinder）、電子によるディスカバリ（e-discovery）が盛り込まれている。

2.2.5 シンガポール（SIAC）

（1）改正頻度

SIAC の関連規則については、以下の頻度で改正が行われている。

¹ White & Case, The New ICDR International Arbitration Rules
(<https://www.imimmediation.org/wp-content/uploads/2018/06/2014-ICDR-Rules-Key-Changes.pdf>)

表 2 1 : 規則の改正頻度 (SIAC)

改正年／施行年	改正された規則
1991 年	SIAC Rules (1st Edition, 1 September 1991)
1997 年	SIAC Rules (2nd Edition, 22 October 1997)
2002 年	SIAC Domestic Arbitration Rules (2nd Edition, 1 September 2002)
2007 年	SIAC Rules 2007
2010 年	SIAC Rules 2010
2013 年	SIAC Rules 2013
2016 年	SIAC Rules 2016
2017 年	SIAC IA Rules 2017

(出典) SIAC ウェブサイトより

(2) 改正プロセス

SIAC 規則の具体的な改正プロセスは公開されていないが、シンガポール弁護士事務所へのヒアリングによると、企業のニーズにあうように仲裁規則は適宜改正されている。

また、SIAC とシンガポール政府の協働関係についての公開情報はないが、シンガポール政府は仲裁環境整備に努めており、国際仲裁において代理人をシンガポールの法律事務所から選ばなくてよい、先進的な仲裁規則（サード・パーティー・ファンディングや緊急仲裁制度）、免税や就労ビザの免除等が例に挙げられる。

(3) 改正に向けた取組内容等

2017 年 1 月に導入された投資仲裁規則 2017（通称、IA Rules）において、SIAC は仲裁機関の中で初めて商業仲裁と投資仲裁を分けて取扱った。IA Rules は SIAC Rules 2016 を基礎としているが、投資仲裁のための修正が数点加えられている。主な修正箇所は、仲裁人の指名における遅延行為防止のための規定、緊急仲裁人の規定、第 3 者による情報提供（Third Party Submission）の規定等である。¹

2.2.6 中国 (CIETAC)

(1) 改正頻度

CIETAC の関連規則については、以下の頻度で改正が行われている。

表 2 2 : 規則の改正頻度 (CIETAC)

改正年／施行年	改正された規則
2015 年 1 月 1 日施行	China International Economic and Trade Arbitration Commission (CIETAC) Arbitration Rules
2015 年 1 月 1 日施行	China International Economic and Trade Arbitration Commission Financial Disputes Arbitration Rules

¹ <https://www.inhousecommunity.com/article/whats-new-siac-investment-arbitration-rules-2017/>

2017 年 10 月 1 日施行	China International Economic and Trade Arbitration Commission International Investment Arbitration Rules (For Trial Implementation)
-------------------	--

（出典）CIETAC ウェブサイトより

（2）改正プロセス

CIETAC の仲裁規則及びその他の紛争解決規則の改正については、CIETAC の主任会議（CIETAC の主任、常務副主任、副主任及び事務総長で構成する）により審査、可決し、中国国際貿易促進委員会（CCPIT）に提出してその承認を受けたうえで施行する¹。

（3）改正に向けた取組内容等

2017 年の中国の仲裁制度の整備は、前回と比較して司法監督（judicial supervision）に重点が置かれ、裁判外紛争解決の観点から、「一帯一路」の実施において仲裁が積極的な役割を果たすようになった。

2017 年 9 月 1 日、第 12 回中華人民共和国全国人民代表大会の第 29 回常務委員会において、中華人民共和国裁判官法を含む八法（Eight Laws）の改正に関する全国人民代表大会常務委員会決定を採択し、2018 年 1 月 1 日から施行された。同決定に基づき、仲裁法 13.2 条 1 項は「仲裁業務に 8 年以上の実務経験を有する」から「全国統一法律専門職試験に合格し、法律専門職資格者証を取得し、かつ、仲裁の業務に 8 年以上従事した経験を有すること」に改正された。また、同法第 13.2 条第 3 項を「上級判事を少なくとも 8 年間務めた」から「少なくとも 8 年間裁判官を務めた」に改正した。

司法試験制度から全国一律の法曹資格試験制度への改革に対応するため、この仲裁法の改訂は、仲裁人の資格のみを対象とし、仲裁人の参入条件を新たに規制することで法曹資格を持つ仲裁人の参加を増加させ、また、現職裁判官以外の仲裁人就任の敷居を低くしている²。

2.2.7 香港（HKIAC）

（1）改正頻度

HKIAC の関連規則については、以下の頻度で改正が行われている。

表 2 3：規則の改正頻度（HKIAC）

改正年／施行年	改正された規則
1986 年	HKIAC Procedures for the Administration of Arbitration under the UNCITRAL Arbitration Rules
2005 年	HKIAC Procedures for the Administration of Arbitration under the UNCITRAL Arbitration Rules
2008 年	HKIAC Administered Arbitration Rules
2013 年	HKIAC Administered Arbitration Rules
2015 年	HKIAC Procedures for the Administration of Arbitration under the

¹ CIETAC About Us Articles of Association Article 14 and Article 28

<http://www.cietac.org/index.php?m=Page&a=index&id=36&l=en>

² <http://www.cietac.org/Uploads/202001/5e157b831333f.pdf>

	UNCITRAL Arbitration Rules
2018 年	HKIAC Administered Arbitration Rules

(出典) HKIAC ウェブサイトより

(2) 改正プロセス

HKIAC は、原則 5 年ごとに規則改正を行っている。規則改正の流れは以下のとおり。

- ① HKIAC が Rule Supervision Committee と呼ばれる委員会を設置し、特に重要な改正点について議論する。この委員会は 1 人の議長と、5～6 人の委員で構成され、まずは現行規則の改正すべき点を洗い出す。
- ② Public Consultation Paper を公開し、2 か月間の Public Consultation を実施する。
- ③ Interest group (国内外の法律事務所、政府系機関 (律政司を含む)、仲裁人、企業等) からの多くのコメントが集まる。
- ④ HKIAC の規則改正委員会 (Rule revision committee) が③のコメントを検討し、ドラフトを作成する。
- ⑤ ドラフトをウェブ上で公開する。
- ⑥ ケースシナリオを基に改正案についてワークショップを開催する。
- ⑦ 最終案を公開する。
- ⑧ 組織内部の手続き委員会(Proceeding Committee)が承認手続きを行う。
- ⑨ 最高意思決定機関である HKIAC 委員会にドラフトを提出する。
- ⑩ 確定版を新しい規則としてオンライン上で公表する。

HKIAC は 5 年に一度規則改正をしているが、頻繁に改正を行うと利用者の混乱を招く一方、仲裁は 1～2 年で新しいサービスが生まれる領域であるため、利用者のニーズを反映し、規則は常に最新にアップデートされている必要があると認識されている。なお、HKIAC の現行規則は、2018 年 11 月 1 日に適用開始されている。

委員会の委員は、国際的に著名な仲裁人で構成される。HKIAC Council は合計 25 人で構成され、国際的に紛争解決で著名な裁判官経験者や企業弁護士、国際仲裁人等が中心である。企業内弁護士、企業の顧問弁護士、裁判官、仲裁人、弁護士ではない人物 (建築士等) も参加している。

(3) 改正に向けた取組内容等

2013 年の規則は、2008 年の規則と比較して主に以下の内容が改正された¹。

- 商業紛争が複雑化している背景から、手続参加 (joinder) 条項が拡大され、また仲裁の併合 (consolidation) 条項が加えられた。
- 簡易仲裁制度 (the expedited procedure) の適用範囲が拡大し、紛争額の上限値が 2,500 万香港ドルに引き上げられた。
- 仲裁費用に関し、仲裁人の時給に上限 (1 時間あたり 6,500 香港ドル) が設けられた。

¹ HKIAC News : <https://www.hkiac.org/news/revision-2013-administered-arbitration-rules>

2018年の規則改正では、以下のテーマについて一般から意見の公募が行われた。

- 仲裁と調停の組み合わせ（Arb-Med-Arb）等の仲裁以外の紛争解決手段
- 複数言語プロセス（Multilingual Procedures）
- 併合（consolidation）及び、手続参加（joinder）の基準
- 並行プロセス（Concurrent Process）：法的もしくは事実に関する共通の疑問が発生しており、仲裁が統合されていない場合、同じ仲裁廷（場合によっては異なる仲裁廷）が複数の審問を同時に、もしくは次々に実施する、又は一方の審問が終了するまで他方の審問を延期する
- 第三者資金提供者（third party funding）の開示及び、第三者資金提供者に対する機密保持義務（confidentiality provisions）
- 国際投資仲裁規則の策定

2.2.8 韓国（KCAB）

（1）改正頻度

KCABの関連規則については、以下の頻度で改正が行われている。

表2-4：規則の改正頻度（KCAB）

改正年／施行年	改正された規則
2007年	KCAB International Arbitration Rules 2007
2011年	KCAB International Arbitration Rules 2011
2016年	KCAB International Arbitration Rules 2016（現行）

（出典）KCAB ウェブサイトより

（2）改正プロセス

KCABの国際仲裁規則の改訂にあたっては、他の仲裁機関の動向が影響している。KCABは2007年に最初の国際仲裁規則を定めてから、2011年、2016年の2回改正を行った。

ICC（国際商業会議所）、SIAC（シンガポール国際仲裁センター）、HKIAC（香港国際仲裁センター）等、他の仲裁機関は2013年と2014年に仲裁規則を改正し、緊急仲裁、仲裁手続への参加（joinder）等の画期的な制度を導入している。

このような他機関の動きを受け、KCAB事務局も仲裁規則を改正する必要があると認識していたものの、機関による規則改正は極めて革新的であったため、導入に当たっては韓国国内外の実務家の意見を聞く必要性があり、Kwon氏を含むKCABのメンバー3人による規則改正委員会が結成された。委員会は国際紛争解決に明るい高名な実務家（Kim & Chang 法律事務所等）や、早川教授等の専門家が含まれ、2013、2014年に定期的に会議を開き（10回程度）、現行規則のどの条項を修正するか、緊急仲裁等、当時画期的であった制度をどの程度取り入れるか等について議論し、その後、新規則のドラフトを公開して一般からの意見を募った。

こうして修正された新規則案は、2015年末に最高裁判所に提出され、本件の対応に指名された最高裁判所の高官と4、5回会議を行った。会議において争点となったのは、韓国の司法においてはグレーゾーンとされていた、外国申立差止命令（Anti-suit injunction）である。議論の結果、同命令の条項は削除されたが、新規則に新たに導入された緊急仲裁に同命令の要素は含まれている。なお、実務家や

KCAB の意見を尊重し、最高裁判所は新規規則案の他の箇所については、ほとんどを承認した。

(3) 改正に向けた取組内容等

2007 年、それまでの国内外で画一的な仲裁規則では国際仲裁の処理に制約があることから、国際仲裁規則が制定された¹。

また、2016 年の仲裁規則において、以下の改正が行われた²。

- 仲裁人認定 (Confirmation of Arbitrators) 規定の新設：当事者及び仲裁人が指名した仲裁人について、明らかに不当な指名については事務局が認定を拒否することができる。
- 手続参加 (joinder) 規定の新設：仲裁手続きが開始された後でも、一定の条件の下、第三者である当事者を仲裁に含めることが可能となった。
- 緊急仲裁人制度規定の新設：仲裁廷の構成前に当事者が保全処分等を求められるようになった。

2.3 広報活動

広報計画、ターゲット、説明会の回数、費用、新型コロナウイルス感染症の蔓延への対策、今後の展開等について、海外の主な仲裁機関ごとに以下に整理する。

2.3.1 ドイツ (DIS)

(1) 広報計画

COVID-19 感染拡大の影響により、2020 年に計画されていた下記イベントについては、オンライン開催のもの以外はすべて延期が決定している。開催時期については、決定し次第、DIS のウェブサイト上に公開される予定である。

表 25：広報活動の概要及びターゲット (DIS)

開催日	イベント名	ターゲット
2020 年 4 月 24 日 (ボン)	DIS Anniversary Celebration and the Fab Four Joint Seminar (CAM、DIS、SCC 及び VIAC 共催)	N/A
2020 年 5 月 18～19 日 (シュトゥットガルト)	DIS Spring Conference and DIS 40 Event	若手国際実務家
2020 年 6 月 11～12 日 (ラトビア・リガ)	第 9 回 DIS Baltic Arbitration Days	バルト海沿岸諸国

¹

http://www.kcab.or.kr/servlet/kcab_kor/notice/5112?seq=188&clsf=1&gubun=1&pageno=66&search_word_kind=TITL&search_word=

²

http://www.kcab.or.kr/servlet/kcab_kor/notice/5112?seq=1213&clsf=1&gubun=1&pageno=19&search_word_kind=TITL&search_word=

2020年6月26～28日 （クロンベルク）	ASA Arbitration Practice Seminar	N/A
2020年12月3日 （オンライン開催）	DIS40 Stuttgart: Data protection in national and international arbitration	若手国際実務家

（出典）DIS ウェブサイトより

なお、通常、DIS は学術研究と教育における仲裁の発展を促進するため、仲裁又は裁判外紛争解決の分野における現在の問題に関する会議を年に数回開催している。また、他機関のイベント（例：Petersberg Arbitration Days）においても協力パートナーとして活動している。

さらに、2003 年以降、出版社 Verlag C.H.Beck と共同で、ドイツ仲裁ジャーナル（ドイツ放送協会（Zeitschrift für Schiedsverfahren、SchiedsVZ））を年 6 回発行しており（ドイツ語と英語の論文が掲載）、DIS の会員には無料で配布している。

また、仲裁又は裁判外紛争解決の分野における優れた学術出版物に対し、2 年ごとに褒賞（DIS-Förderpreis）を授与している。

（2）ターゲット

2020 年に計画されていた広報活動では、40 歳以下の若手法曹実務家を対象としてもものや、ドイツから地理的に近く、歴史的にも縁のあるバルト海沿岸諸国をターゲットとするものが予定されていた。また、メキシコ仲裁センター（CAM）、ストックホルム商工会議所の仲裁研究所（SCC）及びウィーン国際仲裁センター（VIAC）とのジョイント・セミナーの開催も予定されており、他国の仲裁機関との共催も行われている。

（3）説明会の回数

2020 年には 5 回（国内 3 回、海外 1 回、オンライン 1 回）計画されていたが、オンライン開催のもの以外はすべて延期が決定している。

（4）費用

DIS へのヒアリングによると、広報活動の具体的費用は明らかとなっていない。他方、DIS の活動資金の一部はイベントへの参加費用（ただしイベントは開催費用も多い）も収入源となっている。

（5）今後の展望

DIS は個別訪問ではなく、会議を開催して仲裁利用の促進を図っている。その有効な戦略として、ドイツにおいて多数を占める中小企業への浸透が考えられる。商工会議所等を通じて対話し、仲裁の認知度を高める必要がある。また、弁護士事務所だけではなく、実際に仲裁を利用する企業に直接コンタクトする必要がある。

2.3.2 フランス（ICC）

（1）広報計画

カタールにおける国際仲裁の現在の問題と将来に関するウェビナーや、アフリカの建設業界における仲裁の現在の傾向について説明するウェビナーから、（40 歳以下の仲裁関係者や ADR 関係者の出席を推奨）、ICC と GIAC がコロナ禍で直面した課題について説明するウェビナーまでトピックは様々である。2020 年 12 月～2021 年 6 月に予定されているもののほとんどがオンラインかつ無料であるが、一部（6th ICC Asia Conference on International Arbitration、5th ICC Africa Conference on International Arbitration 等）オフラインかつ有料のものもある¹。

（2）ターゲット

各イベントによって異なるが、一例として以下のとおり。

- ・若手（40 歳以下）の仲裁関係者
- ・紛争解決に興味がある者
- ・仲裁人
- ・弁護士
- ・調停者等

（3）説明会の回数

2020 年 12 月時点で予定されている ICC の説明会は以下のとおり。

表 2 6：説明会の回数（ICC）

開催日	開催頻度
2020 年 12 月	17 回
2021 年 1 月	4 回（予定）
2021 年 2 月	1 回（予定）
2021 年 3 月	2 回（予定）
2021 年 6 月	2 回（予定）

（出典）ICC ウェブサイトより

（4）費用

ICC へのヒアリングを実施したものの、具体的な金額は明示されなかった。なお、ICC 仲裁国際裁判所の管理・運営費は、仲裁費用等独自の財源で賄われている。さらに、運営費用が各国の企業から徴収する会費で運営されている点において、ICC は他の仲裁機関と異なっている。

（5）今後の展望

ICC 仲裁の主な利用者は欧州企業やアジア企業であるが、広報活動において特に重視している地域はない。ICC 仲裁において、両当事者が仲裁地について合意できない場合、仲裁廷は仲裁地を決定する権

¹ ICC Events : <https://2go.iccwbo.org/explore-our-products/events.html>

利を有する。その判断基準は、①中立性、②専門性（仲裁地の法体系が整備されているか、仲裁地の裁判所が仲裁に友好的で仲裁判断を覆したりしないか）、③当事者の利便性の3点である。かつては仲裁地と審問地は同一にすべきという考え方が支配的だったが、最近では特に審問地は参加者の利便性に応じて柔軟に選ばれている。

また、ICCには多国籍のスタッフが在籍し、全体として20の言語で日常業務を遂行することが可能である。ICCへのヒアリングによると、こうした国際性があるからこそICC仲裁国際裁判所は世界で最も利用されている仲裁機関であるとICCは認識している。

2.3.3 英国（LCIA）

（1）広報計画¹

2020年10月には、LCIA規則2020の解説が計4回行われた。ポッドキャストによる開催であり、これらは現在（2020年12月時点）、LCIAのウェブサイトからオンラインで視聴可能である。

また今後4つのシンポジウムがオフラインで行われる予定である（うち1つは共催）。

（2）説明会の回数及びターゲット

LCIAにおいて、2020年10月～2021年度にかけて予定されている広報活動は以下のとおり。

表27：広報活動の概要及びターゲット（LCIA）

開催日	イベント名	ターゲット
2020年10月17日	LCIA European Users' Council Symposium	ヨーロッパのLCIA利用者
2021年5月7日～9日	LCIA European Users' Council Symposium	ヨーロッパのLCIA利用者
2021年9月23日～25日	2021 LCIA & YIAG European Users' Council Symposium	国際仲裁やADRに関心のある者
不明（延期）	LCIA Asia Pacific and European Users' Councils Symposium	アジア太平洋とヨーロッパのLCIA利用者

（出典）LCIAウェブサイトより

（3）費用

費用については、情報公開されていない。

（4）今後の展望

本項目については、英国の弁護士事務所へヒアリングを試みたものの、該当する情報を得られなかった。

¹ LCIA Events Schedule : https://www.lcia.org/lcia-events/events_schedule.aspx

2.3.4 米国（AAA/ICDR）

（1）広報計画及びターゲット

AAA/ICDR において、2020 年 12 月～2021 年度に予定されている広報活動は以下のとおり。

表 2 8：広報活動の概要及びターゲット（AAA/ICDR）

開催日	イベント名	ターゲット
2020 年 12 月 16 日	Minimizing Risks of Ethical Dilemmas at Arbitration	弁護士、仲裁関係者
2021 年 2 月 6 日～20 日	Multi-Party, Multi-Faceted Dispute Resolution: The Online Experience	ADR 関係者
2021 年 6 月 10 日	2021 AAA® Construction Conference: Moving Forward in a New Decade	建設業界関係者、仲裁関係者
2021 年 6 月 10 日～11 日	2021 AAA National Labor	労働市場と経営に関心がある者
2021 年 10 月 1 日	2021 Healthcare Dispute Resolution Innovation and Strategy Conference	ヘルスケア関係者、仲裁人

（出典）AAA/ICDR ウェブサイト¹より

（2）費用

米国において仲裁は完全に独立した民間の産業であり、AAA/ICDR は政府や経済界からの直接的な支援を受けておらず、財務情報も公開していない。

（3）今後の展望

米国弁護士事務所へのヒアリングによると、ICDR は、ウェビナーや会議を開催しているが、仲裁については巨大な国内需要があるため、他国機関ほど積極的なマーケティングの必要性を感じていないものと思われる。

2.3.5 シンガポール（SIAC）

（1）広報計画

2019 年、年次国際会議をバンガロール、バンコク、チェンナイ、デリー、ジャカルタ、クアラルンプール、マニラ、ソウル、東京にて開催。開催に当たって、日本仲裁人協会、KCAB International、上海国際仲裁センター（SHIAC）等の各国の仲裁機関又は仲裁人協会と共同で開催した。

2019 年、CIETAC、DIS、ニューヨーク大学ロースクール、深圳国際仲裁廷（SCIA）と共同セミナーをシンガポールで開催した。

¹ Education & Resources, ICDR Events : <https://www.icdr.org/index.php/icdrevents>

2019年、北京仲裁委員会／北京国際仲裁センター（BAC／BIAC）、日本仲裁人協会（JAA）、日本国際紛争解決センター（JIDRC）、ニューヨーク国際仲裁センター（NYIAC）、上海国際経済貿易仲裁委員会（SHIAC）と基本合意書（MOU）を締結。

また、SIACは、若手仲裁人（40歳以下）育成のための団体である「YSIAC」を創設しており、2年に一度会議を開催し、討論、エッセイ大会等が開催されている¹。

2020年、SIACは、「仲裁利用促進のためのセミナー」及び「仲裁人育成のためのセミナー」を2020年10月、11月に、実地形式又はウェビナー形式において、日本、韓国、中国、米国、英国、オーストラリア、インド、バングラデシュ、フィリピン、東ティモール、ナイジェリア、南アジア、湾岸諸国、西アフリカ向けに開催した²。

（2）ターゲット

SIACは、シンガポールに拠点を置くシンガポール及び外資系法律事務所、シンガポール企業か外資系企業に関係なく幅広い企業、商工会議所等に対してマーケティング活動とプロモーションを実施している。例えば、セミナーを実施し、ディスカッションの場を設け、当該企業の属する産業に関連する仲裁について議論している。また、国際会議や出版物を用いて海外に向けて広報活動も行っている。SIACが主催するイベントもあり、著名な仲裁人による講義も実施している。

重視している地域としては、過去数十年間の中国、インドネシア、インドの経済成長は、アジア市場の商取引を活発化させ、より多くの紛争が生じるようになった。シンガポールは小国であるものの、SIACは多数の第三国仲裁を取扱い、その大多数はインドの案件である。

2017年には、インド関連が176件、中国関連が77件であった。ASEAN諸国はこれまでのところ、域内で管理される仲裁を望む場合のみHKIACとSIACのどちらかを選択する。現在では、ますます多くのASEAN諸国が独自の仲裁機関を持ち、それが急速に競争相手となりつつある（マレーシアのAIAC（アジア国際仲裁センター）等）。SIACでは、合理的で手頃なコスト、効率性、仲裁の実施における迅速性、及び審査の高い基準をアピールすることにより、SIACが外国の当事者のための仲裁機関としての魅力的であることを示している。

SIACが国際仲裁やSIACの利用促進のため、セミナーを開催した国は以下のとおり。

- ・ 東アジア：日本、中国、韓国
- ・ 東南アジア：タイ、マレーシア、インドネシア、フィリピン、東ティモール
- ・ 南アジア：インド、バングラデシュ
- ・ 中東：湾岸諸国
- ・ アフリカ：ナイジェリア、西アフリカ地域
- ・ 欧米諸国：米国、英国、オーストラリア

（3）説明会の回数

SIACは、2020年10月に35回、2020年11月に21回の説明会を開催している。

SIACが実施した各説明会の趣旨としては、企業及び投資会に対する仲裁・調停の利用促進、若手仲

¹ Annual Reports: <https://www.siac.org.sg/2013-09-18-01-57-20/2013-09-22-00-27-02/annual-report>

² <https://www.siac.org.sg/events/event-calendar>

裁人の育成が挙げられる。

(4) 費用

具体的な金額は非公開だが、SIAC は世界中でイベントやセミナーを数多く実施している。各国の法律事務所に対し、講演者を募集して、講演料を徴収する手法を取っている。また、イベントやセミナーに加えて、年次ミーティングを世界中の都市で開催しているが、講演費用やスポンサー料はそれらの費用に充てられている。

(5) 今後の展望

シンガポールでは、マーケティングが功を奏し、仲裁件数は増加している。シンガポールでは 2019 年に 479 件の新規件数があり、過去最高であった。479 件のうち、454 件（95%）は SIAC により管理された事例であり、これも過去最高であった。残りの 25 件（5%）はアドホックな指定だった。SIAC の案件数が 400 件を超えたのは、これで三年連続である。2020 年 12 月 3 日の式典での基調講演において、シンガポールの K Shanmugam 内務大臣兼法務大臣は、SIAC のニューヨーク事務所の開設を祝し、SIAC が今年、1,005 件（2020 年 10 月 30 日現在）の新記録を達成したことを発表した。SIAC の案件数が 1,000 件を超えたのは、これが初めてである。翌年の 2020 年において、新規件数が 1,080 件と更に増加した。1,080 件のうち、1,063 件（98%）は SIAC により管理された事例であり、残りの 17 件（2%）はアドホックな指定だった。SIAC が取扱う仲裁案件の係争額総計は 84.9 億米ドルに上り、これは前年度比 4.9%の増加であった。当事者の国籍としては、インド、米国、中国の順に多かった。他にも上位 10 ヶ国の中には、スイス、タイ、インドネシア、香港、ベトナム、日本、ケイマン諸島の市民法体系と大陸法体系の双方の国々が名を連ねた¹。

また、シンガポールは国際仲裁における人気が高まっている。シンガポール議会は仲裁に関する改正法案を可決した。同様に、裁判所は、仲裁廷が行う円滑かつ独立した手続を促進するため、仲裁手続への介入を制限している。SIAC は、近代的な規則と優れた設備を備えた効率的な機関と見なされている。

2.3.6 中国（CIETAC）

(1) 広報計画

2017 年、CIETAC は、海外進出を行う中国企業向けに「中国仲裁サミット」を開催した。同サミットに参加した、中国商務部 Assistant Minister である Li Chenggang 氏が「一带一路構想において、CIETAC が仲裁を促進することにより、中国の国際化に貢献することを期待する」とコメントしている²。

2020 年における広報活動の内容としては、国内企業や投資家に対する仲裁及び CIETAC 利用の促進、

¹ SIAC Our Rules “<https://www.siac.org.sg/our-rules/rules/69-siac-news/699-siac-sets-a-new-record-in-2020>”

² http://en.ccpit.org/info/info_402881175e71937a015ea763251c001f.html

CIETAC Activates : <http://www.cietac.org/index.php?m=Article&a=index&id=49&l=en>

海外進出や特定の産業（不動産、e スポーツ等）における法的リスクと仲裁利用の可能性、若手仲裁人の育成等が挙げられる。加えて、国際仲裁が役割を果たすことが期待されている「一帯一路」戦略について、ハイレベル戦略が行われている。¹

中国とEUは2020年12月30日、包括的投資協定（CAI）に大筋合意したことにより、中国とEUの経済や世界経済に大きな影響を与えることとなり、国際投資に関する仲裁と密接な関係を有するため、CIETACは、2021年3月26日、「中国・EU投資協定及び国際投資仲裁に関するサミット」を開催する²。

（2）ターゲット

国内企業。特に、仲裁の利用が見込まれる産業の企業、又は海外進出を行う企業をターゲットとしている。

（3）説明会の回数

CIETACは、2020年10月に9回、2020年11月に2回の説明会を開催している³。

（4）費用

CIETACの中国語版のホームページ及びその他の中国語のウェブサイトで調査したところ、CIETACの広報活動の費用に関する情報は公開されていない。

（5）今後の展望

『北京「一帯一路」仲裁機関共同宣言』の協力メカニズムの構築を推進し、国際連合国際商取引法委員会（UNCITRAL）会議など紛争解決分野の代表的な国際会議に参加し、国際機関や国際仲裁機関等との交流、協力を強化し、国際的な影響力をさらに高めるとしている⁴。

2.3.7 香港（HKIAC）

（1）広報計画

COVID-19蔓延後はウェビナーを主に開催している。対象は、仲裁利用者向けであり、使用言語は中国語、韓国語、英語、ロシア語等、幅広い言語で視聴可能である。

また、HKIACでは、毎年一回、国内外の仲裁人等関係者向けに2020 Hong Kong Arbitration Weekを開催している⁵。

¹ <http://www.cietac.org/index.php?m=Article&a=index&id=48&l=en&year=2020>

² <http://www.cietac.org/index.php?m=Article&a=show&id=17463&l=en>

³ 2020年12月時点のCIETACウェブサイトより（※なお、同サイトのアップデートに伴い、2021年2月時点で当該ページ情報は削除されている。）

⁴ CIETAC 2020 Work Report and 2021 Work Plan

<http://www.cietac.org/index.php?m=Article&a=show&id=17433&l=en>

⁵ HKIAC Events : <https://www.hkiac.org/events/upcoming>

(2) ターゲット

広報活動の主なターゲットは、仲裁利用者（企業、海外投資家）及び、仲裁関係者（仲裁人等）である。また、香港の弁護士へのヒアリングによると、HKIAC にとっては、ロシア、韓国、中国（特に一帯一路構想）、東南アジア（ミャンマー、ベトナム、カンボジア）がターゲットである。ロシアの案件に対応できるよう、HKIAC はロシア語が堪能な人を置いている。

ロシアでは代表団を招致し、香港の仲裁制度を説明した他、年一回サンクトペテルブルクにマーケティングチームを派遣し、宣伝活動を行ったり、HKIAC 内の一部署がロシア語での相談に対応したりしている等が挙げられる。また、SIAC、AIAC もロシアに進出している。

(3) 説明会の回数

HKIAC における説明会の開催頻度は以下のとおり。

表 29：説明会の回数（HKIAC）

イベント名	開催頻度
Hong Kong Arbitration Week	年 1 回
ウェビナー	毎月 1～4 回

（出典）HKIAC ウェブサイト¹より

(4) 費用

HKIAC へヒアリングを実施したところ、広報の具体的な費用については不明であった。

(5) 今後の展望

HKIAC は第三国仲裁機関としてのプロモーションを積極的に行っており、上海、ソウルに拠点を設置し、企業との直接的な接点を有している。特に韓国でのプロモーションには積極的である。

また、HKIAC は香港以外を仲裁地とすることを認めており、韓国企業であれば韓国を、中国企業であれば中国を仲裁地とすることができる柔軟性を利点の一つとしている²。

香港では、2019 年の民主化運動の影響が懸念されているが、一般的に、国際商業取引の契約締結から紛争の発生まで数年を要し、現在行われている仲裁は数年前に締結された契約書に基づくため、現時点（2021 年 2 月時点）で民主化運動の影響を評価することは困難である。ただし、香港はリスクが高いと判断した企業が香港での仲裁を契約書の条項から削除する等、数年後に影響が現れる可能性は存在する。香港の弁護士に実施したヒアリングによると、実際に香港を仲裁地とする国際取引の契約数は民主化運動以降、減少しているとの所感もある³。

HKIAC はこうした現状を十分に認識しており、対策のひとつとして中国本土からの仲裁の呼び込みを構想している。特に中国本土の企業や、「一帯一路」構想に関する取引をターゲットとしている。例えば、

¹ HKIAC Events : <https://www.hkiac.org/events/upcoming>

² 香港の弁護士事務所へのヒアリングより（2021 年 1 月）

³ 香港の弁護士事務所へのヒアリングより（2021 年 1 月）

中国企業と外国企業が一带一路において合弁企業を設立する場合、「中立的な第三国仲裁地」として香港を仲裁地とすることが考えられる。この文脈において、近年、HKIACは中国本土と基本合意書(MoU)を多数締結している¹。

また、香港の仲裁地としての地位を高める必要があり、HKIACは自身の仲裁振興を図ることのみを目的としていない。CIETACの香港オフィス開設にあたり、一部には歓迎しない空気もあったが、仲裁地としての香港を育成するためには、オープンであることが重要であった。ICCも香港オフィスを既に開設しており、台湾のCAAも香港オフィスの開設を検討している（台湾企業が中国本土への進出にあたって香港を拠点とする動きを見せているため）²。

2.3.8 韓国（KCAB）

（1）広報計画

2020年10月、11月はウェビナーのみを開催。仲裁利用者である企業や海外投資家を対象としたものがほとんどで、テーマは一般的な仲裁制度の紹介に加えて、中国企業に対する国際仲裁、中東地域の建設業界における国際仲裁についてのものが特徴的である³。

（2）ターゲット

2020年10月及び11月にKCABが企画したイベントでは、以下をターゲットと想定したものが開催されている。

- ・ MENA 地域（中東及びアフリカ北部）に進出する建設業の企業
- ・ 中国の企業
- ・ 北米の企業

（3）説明会の回数

KCABでは、2019年には50～60件実施し、そのうち20～25件は海外利用者向け（ベトナム、中国、UAE、ドイツ等）であった。

2020年10月～11月の説明会の開催頻度は以下のとおり。

表30：説明会の回数（KCAB）

年月	開催頻度
2020年10月	4件
2020年11月	17件

（出典）KCABウェブサイト⁴より

¹ 香港の弁護士事務所へのヒアリングより（2021年1月）

² 日本仲裁人協会「ICSID条約第13条に基づく仲裁人及び調停人の指名に向けた調査・分析に関する委託調査報告書」（平成26年3月31日）

³ KCAB Events：

http://www.kcabinternational.or.kr/user/Board/comm_notice.do?BD_NO=170&CURRENT_MENU_CODE=MENU0026&TOP_MENU_CODE=MENU0024

⁴ KCAB Events：

(4) 費用

KCAB へのヒアリングを実施したものの、費用については非公開情報との回答であった。

(5) 今後の展望

KCAB では、米国、中国、ベトナムからの企業が当事者として多いことから、これらの国々を広報における重点国とみなしている。なお、2021 年度の広報計画については、2021 年 2 月末の会議で決定する。

また、仲裁地としてのプロモーションでは、コーポレート弁護士への啓発が重要である。KCAB ではないが、ICC の韓国支部は会員企業に対してウェビナーを開催しており、ICC の仲裁規則改正等の情報発信を行っている。また、2016 年に有志の弁護士によって韓国における主要な法律事務所の弁護士や大学教授等と共に KO CIA (Korean Council for International Arbitration) が設立され、SIAC、LCIA、ICC 等の仲裁機関とイベントを共催している。こうした活動によって、企業弁護士や企業の法務部の仲裁の認知度を高めている¹。

2.4 その他仲裁件数増加につながる取組等

その他、仲裁件数増加に繋がる取組について以下に述べる。

2.4.1 ドイツ (DIS)

- 無料サポート：

DIS では、ベルリンにおけるミーティング又は審問 (hearing) の無料サポート業務を実施している。技術的に十分な機能を備えた設備 (審問室) や顧客の専門的なニーズに合わせた証言録取書 (transcripts) ・通訳サービスを紹介している²。

- 若手仲裁人の育成：

2002 年、DIS は若手仲裁人 (40 歳以下) によるイニシアチブ「DIS40」を設立した。会費無料であり、若手仲裁人の非公式な意見交換の場として、若手弁護士が興味を持つテーマに焦点を当て、議論を実施している。

また、若手の国際仲裁実務家によって構成される「Co-Chairs' Circle (CCC)」の活動も積極的に行っている。CCC は、各国の若手仲裁実務者グループ間の交流のための非公式なプラットフォームであり、現在、30 の若手仲裁実務家グループが参加している。主に各国の仲裁機関の下で運営されており、国際商業仲裁と投資仲裁に関連する事項を扱う。2014 年、DIS が主導となって構成される DIS40 が第 1 回会合を開催し、国際仲裁における文化的相違に着目した議論が行われ、25 か国から 150 人の若手仲裁実務家が参加している³。

http://www.kcabinternational.or.kr/user/Board/comm_notice.do?BD_NO=170&CURRENT_MENU_CODE=MENUE0026&TOP_MENU_CODE=MENUE0024

¹ 韓国の弁護士事務所へのヒアリングより (2021 年 1 月)

² <http://www.disarb.org/en/72/content/hearing-support-berlin-id69>

³ <http://www.co-chairs-circle.com/>

2.4.2 フランス（ICC）

- 若手仲裁人の育成：

ICC では無料のオンラインイベントが多数行われているが、40 歳以下の若手仲裁関係者を対象にしたものが数多くある。これらは ICC Young Arbitrators Forum（YAF）と呼ばれており、40 歳以下の人々を対象としている。個人が知識を習得し、スキルを磨き、ICC の仲裁手続きやその他の紛争解決サービスを理解するためのさまざまな機会を提供する。世界中で、若い専門家がベストプラクティスを発見し、話題の問題について話し合い、経験豊富な実務家とネットワークを築く機会を提供するイベントが数多く開催されている。

- ICC 仲裁の普及活動：

イベントを通じて仲裁規則 2021 の変更点等の解説を行う等、ICC 仲裁規則の普及理解促進に努め、また海外支部を通じて ICC 仲裁の普及啓発に努めている。仲裁規則 2021 に関するイベントは、例えば中国語でも行われており（2020 年 12 月 20 日、オンライン）、世界中での ICC 仲裁規則の普及に努めていることがうかがえる。

2.4.3 英国（LCIA）

- LCIA オンライン・ファイリングシステム：

LCIA は以下のオンライン・サービスを提供している。

- 仲裁申立書、答弁書、迅速な仲裁廷設置の申立て、仲裁人交代の迅速な申立て、緊急仲裁人選任の申立て等の提出
- 関連文書の電子送信
- 着手金のオンライン支払
- 仲裁プロセスの終了時の PDF 文書の作成
- 支払い履歴を含むオンライン上で作成されたすべてのファイルへのアクセス

- 若手の育成：

LCIA は、1997 年に設立された Young International Arbitration Group（YIAG）のスポンサーとなっている。YIAG は、40 歳までの若手実務家、学生、仲裁コミュニティーメンバー向けの協会であり、国際商業仲裁における時事問題について意見交換する機会を提供し、国際仲裁法及び国際仲裁実務の理解と利用を促進している。現在、140 か国以上から 1 万人以上のメンバーが登録している。

2.4.4 米国（AAA/ICDR）

AAA/ICDR では、以下のサービスの提供を行い、顧客ニーズに応えるよう努めている。

- 独立審査プロセス・プロバイダ（IRP プロバイダー）：

ドメイン名、IP アドレス等のインターネット基盤資源を、世界規模で管理・調整する非営利公益法人「ICANN」による調整が困難な加盟国に対し、2006 年以降、ICDR はプロバイダーサービスを提供している。

- 分野別トップレベルドメイン（gTLD）：
2009 年、ICDR は、紛争解決サービスプロバイダー（DRSP）の分野別トップレベルドメイン（gTLD）として ICANN に選定された。現在は終了しているが、将来的には第 2 ラウンドの開始が予定されている。
- ICDR エネルギー紛争解決サービス：
ICDR は、石油・ガス、電気、代替エネルギー等を含むエネルギー関係の業界団体と協力して、世界中の主要エネルギー市場に関するカンファレンスを開催している。複雑かつ付加価値の高いエネルギー分野の紛争には、常に業界トップクラスの専門家が求められるため、ICDR のエネルギー分野の仲裁人パネルは、国籍、職業、年齢、性別等に多様性を持たせている。また、ICDR のヒューストン・オフィスで審問を行っているほか、当事者の必要に応じて世界各地での審問室の提供等、審問のファシリテーションを行っている。を容易にすることができる。
- エネルギー仲裁人リスト（EAL）：
国際的なエネルギー紛争を解決する上で、専門的な実績を持つ経験豊富な仲裁人のパネルが設置されており、ICDR ヒューストン・オフィスを拠点として、様々な料金制の仲裁人の任命と管理サービスを提供している。EAL は、国、地域、及びキーワード別に検索が可能であり、また 13 の産業分類による詳細な仲裁人の情報を提供する包括的な国際エネルギー分野の仲裁人のデータベースとなっている。
- ICDR 製造業者・サプライヤーのためのオンライン紛争解決プロトコル（MSODR）：
MSODR は、オンラインで行われる交渉・仲裁プロセスであり、製造者とサプライヤーが少額の請求や請求に関する紛争解決を支援するために設置された。同プロセスは 60 日以内に完了することが意図されており、非常に短い時間枠で最終的な解決策を提供する。

2.4.5 シンガポール（SIAC）

近年、SIAC はインド企業の誘致に積極的に活動している¹。2013 年、SIAC はインドのビジネス界や法曹界と緊密に交流し、機関仲裁に対する意識を高めるため、初めての海外駐在員事務所をムンバイに設立。2017 年にはグジャラート州に第 2 の駐在員事務所を開設。インドは、2001 年から 2012 年の間に増加を続け、SIAC の利用者のトップ 3 に入っており、2013 年、2015 年、2016 年には外国の利用者のトップにランクされている。また、SIAC はインドにおいて年次総会を開催しており、SIAC の仲裁トレーニングビデオを上映し、手続きへの理解を深めるほか、国際仲裁の実用性に関し、インドが関心を持つトピックについて議論を行っている。（例：2014 年会合では 1996 年のインド仲裁・調停法の修正案、及び仲裁によって技術部門で生じる紛争への対処法等について議論）

- SIAC 及びシンガポールにおける仲裁に関する必要な情報の普及を促進
- 国際仲裁機関としての SIAC の活用を推進
- インド当事者の仲裁地としてシンガポールの売り込み
- インドでの国際仲裁のために、SIAC とシンガポールのコミュニティの主要な関係者とのネット

¹ <https://www.siac.org.sg/2014-11-03-13-33-43/about-us/siac-india-representative-offices>,
<https://www.siac.org.sg/69-siac-news/373-india-conference>

ワークの構築

- 特に政策イニシアチブ、現場の問題に関する定期的な意見交換、法改正について、インドの司法当局及び政府と緊密に協力

SIAC の規則に基づく仲裁を執行する機能は、仲裁地又は紛争当事者の地理的出身地に関係なく、引き続きシンガポールにある SIAC の多国籍事務局が取り扱う。シンガポールは、最新の SIAC 規則の下でのデフォルトの仲裁地ではなく、インドを含む様々な国・地域において、仲裁を行うことができる。

2.4.6 中国（CIETAC）

2017 年年度報告書では、2017 年の国際商事仲裁事案の分析を踏まえ、中国における国際商事仲裁の法制度整備のフォローアップ、同分野における司法見直しの議論、国際投資紛争の解決と中国における投資仲裁の現状と展望の分析を行っている。特に第2章における中国の PPP 関連プロジェクトの仲裁実務に関する考察では、その発展経緯、適用範囲、法的枠組み及び法的関係の分析に基づき、PPP プロジェクトの紛争類型及びその仲裁上の問題、仲裁を通じた PPP 関連紛争の解決における CIETAC の利点及びサービスについて仲裁実務に関する見解が示され、PPP に関連する仲裁が国際商事仲裁の発展に貢献していると位置付けている。

2.4.7 香港（HKIAC）

HKIAC は企業招致にあたり、当機関のメリットについて、公式ウェブサイト上等で以下の点をアピールしている。

- 革新的で独立した紛争解決サービスの提供者としての評価
 - HKIAC は、仲裁、調停、裁定、ドメイン名の案件を扱うワンストップショップである。
 - [Global Arbitration Review](#) が毎年行っている国際仲裁業務のランキング調査 GAR を受賞し、革新的な国際仲裁の発展に寄与している。
- 立地及び最新設備
 - GAR の審問センター調査（Hearing Centres Surveys）（2016 年、2017 年、2018 年）において、場所、費用対効果、スタッフの親切さ、及び IT サービスで第1位にランクされた。
 - HKIAC は香港のビジネス地区の中心部に位置し、利便性が高く、近代的な設備を有している。
 - HKIAC は、当事者の少なくとも一方が OECD の ODA 援助リストに掲載されている国である場合、当該国のために無料の審問及び会議室を提供している。
- 経験豊富な国際的事務局
 - 事務局は香港、上海、ソウルにオフィスを構え、香港、ニュージーランド、モロッコ、中国、シンガポール、ドイツ、オーストラリア、カナダ等、さまざまなバックグラウンドを持つ人々で構成されている。事務局メンバーは、大陸法及び判例法の両方で資格を有し、10 の言語を話すことが可能である。
 - HKIAC では、事務局職員を仲裁廷の書記官に任命することが可能である。

-
- 市場をリードする仲裁規則下における時間及び費用効果の高いプロセス
 - HKIAC の 2013 年仲裁規則は、市場で最も近代的かつ包括的な一連の規則であるとして、2013 年に GAR による推薦を受けた。
 - 仲裁人手数料の支払構造：HKIAC は、時間当たり料金（6,500 香港ドル／時を上限とする）又は紛争額に基づいて仲裁人に支払うかどうかを当事者に明示的に提示する。また、本規則に基づいて任命されたすべての仲裁人に標準化された条件を導入した。
 - 複雑な仲裁のためのメカニズム：複数の契約に基づく単一の仲裁であっても、HKIAC 仲裁規則によって効果的かつコスト効率良く処理することが可能。
 - 緊急仲裁の利用可能性：本規則は、仲裁廷を設置する前に、当事者が執行可能な緊急臨時処分（urgent interim relief）を申請することを認める緊急仲裁人手続について規定されている。
 - 本規則に基づく仲裁は、期間中央値 12.43 か月（平均：4.63 か月）、仲裁費用中央値 40,671 米ドル（平均：106,503 米ドル）であるが、迅速な手続によって、期間、費用ともに半減することが可能である。
 - 簡易な（light touch）手続きによる充実したサービス
 - HKIAC は、必要な場合に限り、規則に基づき、仲裁の効率的かつ効果的な運営を仲裁廷に対し促進する権限を有するが、基本的に HKIAC は介入しない。
 - したがって、HKIAC は仲裁判断を精査せず、有効な裁定を下すことを仲裁廷に委ねる。これにより、仲裁廷の決定に干渉するリスクを最小限に抑え、審査プロセスに伴う遅延や追加費用を回避することが可能となる。
 - 中国関連紛争における専門性と中国における優れた執行実績
 - HKIAC は、あらゆる国際取引から生じる紛争に対処するが、特に中国に関係する紛争において優位性を有する。香港は中国本土に近接しているため、HKIAC は中国の商業、規制、法的環境等に関する優れた知識を活用できる。また、仲裁は中国語、英語、又は二国語で対応可能である。
 - HKIAC が管理する仲裁において、中国本土の裁判所（court）から暫定措置へアクセス可能である。
 - HKIAC は、すべての国際仲裁機関の中で、中国の当事者が関与する最大の案件数を扱った実績がある。
 - HKIAC は、中国において強力な執行実績を有している（1999 年以降、中国で執行されなかった HKIAC の仲裁判断は 3 件のみ）。

なお、ターゲットとしている地域については、2020 年に HKIAC は企業や投資家等の国際仲裁利用者向けに中国語、韓国語、英語、ロシア語でウェビナーを開催している。また、韓国のソウル、中国の上海に海外拠点を設置していることから、これらの国の企業等を対象に誘致していると考えられる。

2.4.8 韓国（KCAB）

KCABは企業招致にあたり、当機関のメリットについて、公式ウェブサイト上等で以下の点をアピールしている。

- ・ 仲裁に適した環境：世界銀行の2018年度ビジネス環境報告書において、ソウルは「契約履行」で第1位であった。
- ・ 2017年に発効した仲裁促進法に代表される仲裁活性化のための政府の支援がある。
- ・ 韓国はアジアで最初にUNCITRALモデル法を採用した国の一つであり、韓国仲裁法はUNCITRALモデル法の改正を反映して2016年に修正されている。
- ・ 韓国の仲裁判断は、1958年ニューヨーク条約に基づき150以上の司法管轄区で執行可能である。
- ・ 韓国は、仲裁に積極的かつ仲裁法の改正にも柔軟に対応できる公正で効率的な司法制度を持つ。
- ・ 大陸法と判例法双方の伝統を独自に融合させ、両法域の当事者に快適な環境を提供できる。
- ・ 高度な教育を受けた英語に堪能な法律専門家がいます。
- ・ ブルームバーグ・イノベーション・インデックスにおいて、「世界で最も革新的な経済」第1位を獲得した社会インフラを有する。
- ・ 世界最大の経済大国に近い北東アジアのハブとして最適な立地条件を持つ。
- ・ KCAB INTERNATIONALと提携しているソウル国際紛争解決センター（IDRC）では、優れた諮問施設を提供している。

なお、ターゲットとしている地域については、MENA地域（中東地域及び北アフリカ地域）の建設業、米国及び中国においてオンラインセミナーを開催している。また、米国のロサンゼルス、中国の上海、ベトナムのハノイに海外拠点を設置していることから、これらの国の海外企業等を誘致していると考えられる。

韓国や日本は多国籍企業を多数有する世界的な輸出国であるため、海外企業からソウル／東京は仲裁地として中立的とはみなされ難い。しかし、このように韓国企業が仲裁地を韓国とすることが難しい状況においても、KCABは韓国企業に対し、交渉のないままSIACやHKIAC等の第三国仲裁で同意することは避け、KCAB利用を検討するよう推奨している。また、韓国企業が交渉の初期段階から第三国仲裁を提案した場合、相手企業は自国の仲裁機関を主張し第三国仲裁さえも難しくなる場合があるので、最初にKCABを主張することは重要である。

また、韓国の中小企業は、一般的に仲裁条項を自ら作成する能力を有していないので、政府等が作成したモデル条項をそのまま流用している。したがって、JCAAも中小企業向けにJCAAを仲裁機関に指定するモデル条項を作成すれば、中小企業においてJCAAの利用が広まる可能性がある。さらに、KCAB Internationalは国際仲裁のみをターゲットとした機関であったため、以前は英語のみでウェブサイトを運営していた。しかし、中小企業にとってのハードルを下げるため、韓国語への翻訳を行った。

3 今後の国際仲裁の動向についての調査・検討

3.1 国際仲裁の需要が高まる分野について

今後、商事仲裁をはじめ投資仲裁や国際調停等を含む国際仲裁の需要が高まる分野に関し、各仲裁機関において、近年、取扱件数が多い主な分野は以下のとおり。

表 3 1：主要な仲裁機関において取扱件数が多い分野

仲裁機関	需要が高まっている分野
フランス（ICC）	建設／エンジニアリング、エネルギー
英国（LCIA）	銀行業／ファイナンス、エネルギー／資源、建設／インフラ、運輸業／日用品
米国（AAA／ICDR）	技術、ヘルスケア、科学
シンガポール（SIAC）	貿易、コーポレート、商業、建設／エンジニアリング、海事
中国（CIETAC）	商品販売、サービス、電子機器、投資、建設
香港（HKIAC）	貿易、コーポレート、銀行業／ファイナンス、海事、建設
韓国（KCAB）	貿易、建設、IT

（出典）各仲裁機関ウェブサイトより

また、海外の仲裁機関における分野別の仲裁件数の割合について、機関別に以下に述べる。

3.1.1 ドイツ（DIS）

ドイツの弁護士事務所へのヒアリングによると、ドイツでは過去 10～20 年間に於いて、裁判よりも仲裁が好まれている。さらに、グローバル化の進展に伴い世界中で仲裁件数は増加している。柔軟性、スピード、中立性、低コスト、非公開性等の利点が認知されるにつれ、利用件数が増えている。また、係争額が高いほど、また事実関係や法的問題が複雑であるほど、仲裁が選ばれる可能性が高い。例えば、銀行間の係争は複雑なので、法律だけではなく金融の専門知識を備えた仲裁人が仲裁することが必要である。また、仲裁人の能力の向上、ニューヨーク条約に基づく執行可能性の高さも重要な要素である。

件数増加を牽引しているのは建設分野である。特にドイツ企業の中東や極東地域での利用が多い。中国においては、開発プロジェクト（特に住宅）が増加している。

デジタル化、特許に関する分野も今後増加する可能性がある。これらの分野のプロジェクトが、建設業界と同様に、複数のステップで構成される等、工程が複雑であり、問題が生じたときに後から修復することが難しいという特徴を有しているのであれば、仲裁は有効な紛争解決手段になる可能性がある。

3.1.2 フランス（ICC）

フランスでは、建設／エンジニアリングが 23%（2017 年）、24%（2019 年）と最も多く、次いで、エネルギーが 19%（2017 年）、16%（2019 年）が多い。その他の分野、貿易／流通、産業機器／サービス、ファイナンス／保険、健康／製薬／美容、通信／専門技術、運送業については、全体に占める割合

は数%である。

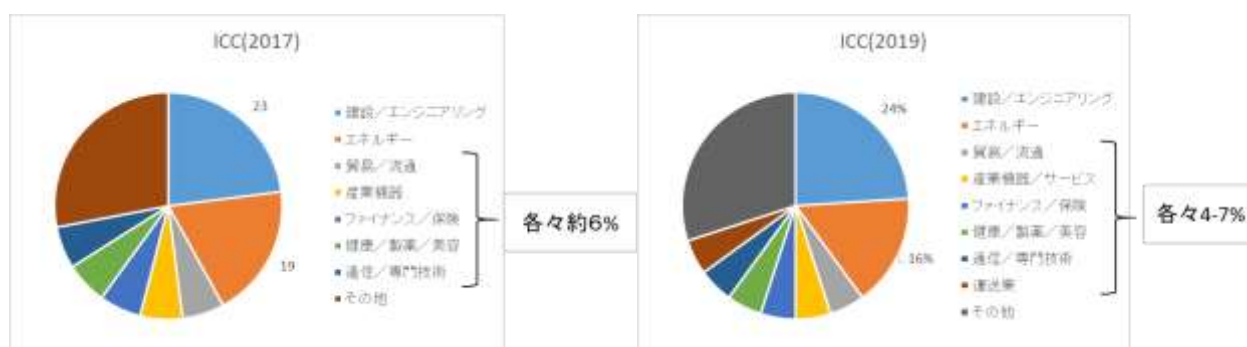


図9：ICCにおける分野別の仲裁件数の割合（2017年及び2019年）

（出典）ICC Dispute Resolution Statistics

また、フランス弁護士事務所へのヒアリングによると、企業や病院等の買収価格が上昇している生物化学分野の仲裁件数は増加すると考えられる。また、政府-投資家間の仲裁は仲裁の主要な分野であり続けると予想される。

また、エネルギーに関連するあらゆる産業は、COVID-19前から仲裁における主要な産業であり、今後も増加が見込まれる。このような産業では、契約がクロスボーダーで締結され、係争金額も大きいいため、仲裁が選ばれやすい傾向にある。

3.1.3 英国（LCIA）

LCIAでは、過去4年間に於いて、銀行業/ファイナンスが占める割合が21～32%と全体の2～3割を占め、次いで19～24%エネルギー/資源が全体の2割強を占めている。また、建設/インフラや運輸業/日用品もほぼ全体の1割となっている。



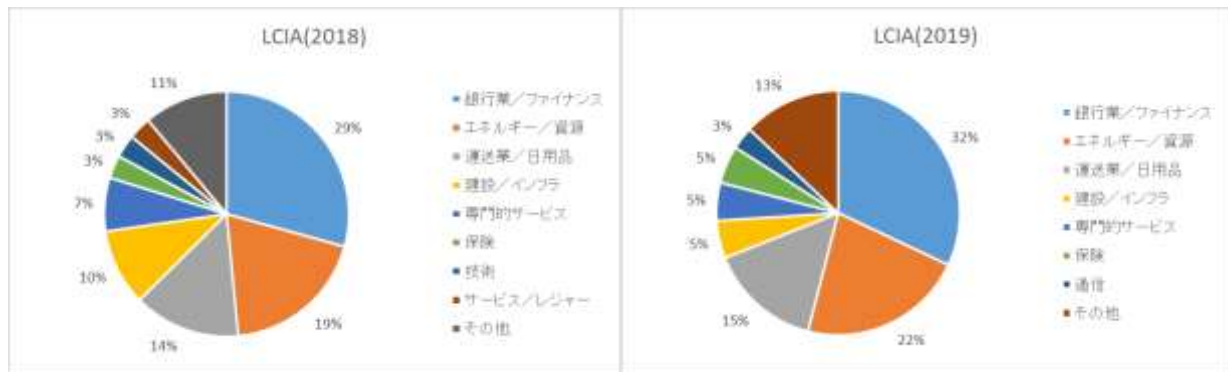


図 10 : LCIA における分野別の仲裁件数の割合 (2016 年～2019 年)
(出典) LCIA Annual Casework Report

3.1.4 米国 (AAA/ICDR)

AAA/ICDR では、商事仲裁において大部分を占める大規模かつ複雑な仲裁において、技術分野、ヘルスケア分野、及び科学分野が仲裁数増加を牽引している。そのうち、2019 年に最も仲裁件数が伸びた分野は科学分野、次いでヘルスケア分野となっている。

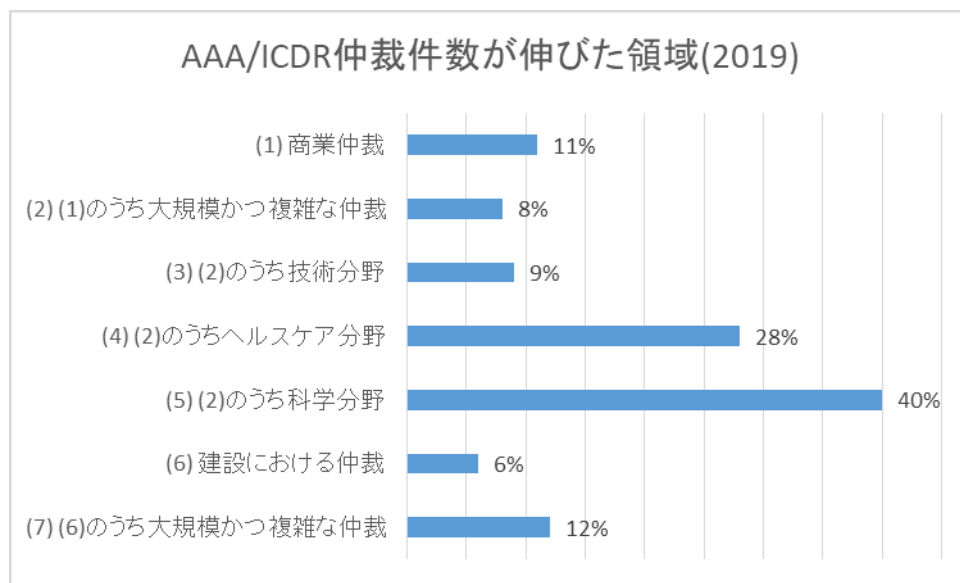


図 11 : AAA/ICDR において仲裁件数が伸びた分野 (2019 年)
(出典) 2019 Annual Report & Financial Statements

3.1.5 シンガポール (SIAC)

SIAC 年次報告書によれば、近年、以下の分野で紛争件数が増加している。

- ・ 企業分野 : 64 件 (2017 年、14%)、61 件 (2018 年、15%) から、140 件 (29%、2019 年)
- ・ 建設・エンジニアリング分野 : 42 件 (9%、2017 年)、45 件 (11%、2018 年) から、76 件 (16%、2019 年)

また、ICC では多岐にわたる分野の案件を扱っているが、2019 年は建設分野 (211 件) とエネルギー分野 (140 件) が最も多く、全仲裁件数の約 40%を占めていた。投資仲裁に関しては、増税、ロイヤリ

ティの増加、規制と関税制度の改正を通じて、国家による資源ナショナリズム政策の影響を受け、鉱業分野において増加している。国家が持続可能な開発とのバランスに取り組む中、環境分野や人権分野は、益々定期的に提起される可能性が高いと考えられる。



図 1 2 : SIAC における分野別の仲裁件数の割合（2015 年～2019 年）

（出典）Singapore International Arbitration Centre Annual Report

3.1.6 中国（CIETAC）

CIETAC では、商品販売が 21.2%（2016 年）、19.5%（2017 年）と最も多く、次いでサービスが 10.9%（2016 年）、14.7%（2017 年）、電子機器が 12.3%（2016 年）、11.6%（2017 年）、投資が 7.9%（2016 年）、9.6%（2017 年）となっている。

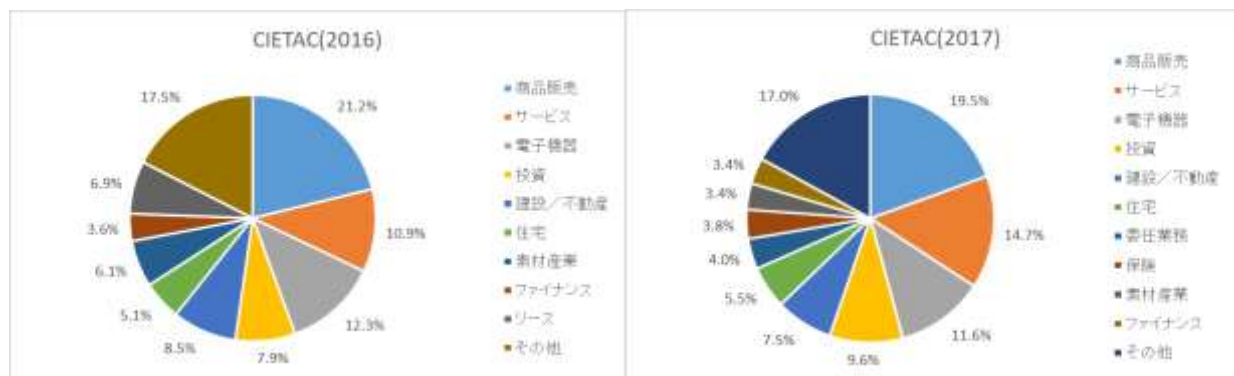


図 1 3 : CIETAC における分野別の仲裁件数の割合 (2016 年～2017 年)

(出典) Annual Report on International Commercial Arbitration in China

3.1.7 香港 (HKIAC)

HKIAC では、国際貿易、コーポレート、銀行業／ファイナンス、海事、建設が占める割合が大きいことが特徴として挙げられる。コーポレート、貿易、海事が多い傾向はシンガポールの SIAC と類似している。

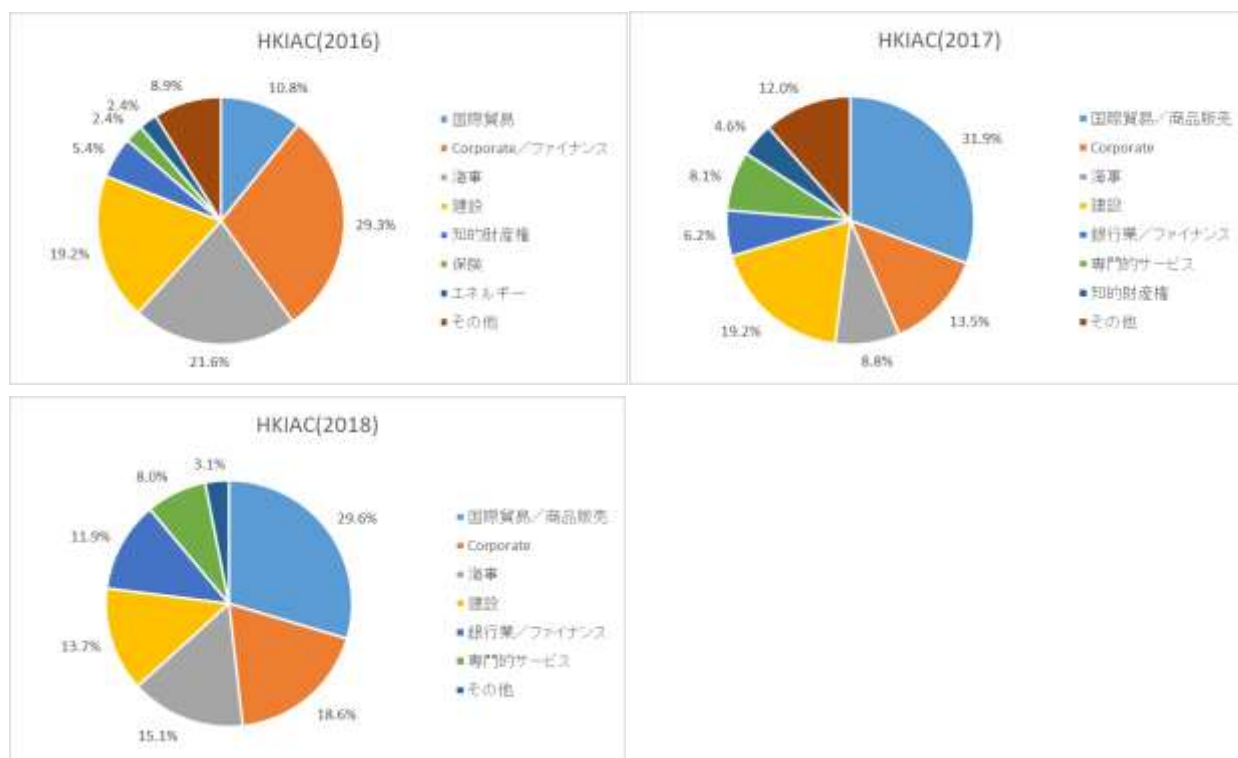


図 1 4 : HKIAC における分野別の仲裁件数の割合 (2016 年～2018 年)

(出典) HKIAC Annual Report Reflections

3.1.8 韓国 (KCAB)

KCAB では、国際貿易、建設、IT の占める割合が大きいですが、特に近年、IT の割合が増加傾向にある。また、他の仲裁機関と比べ、2017 年以降は建設の占める割合が大きくなっている。

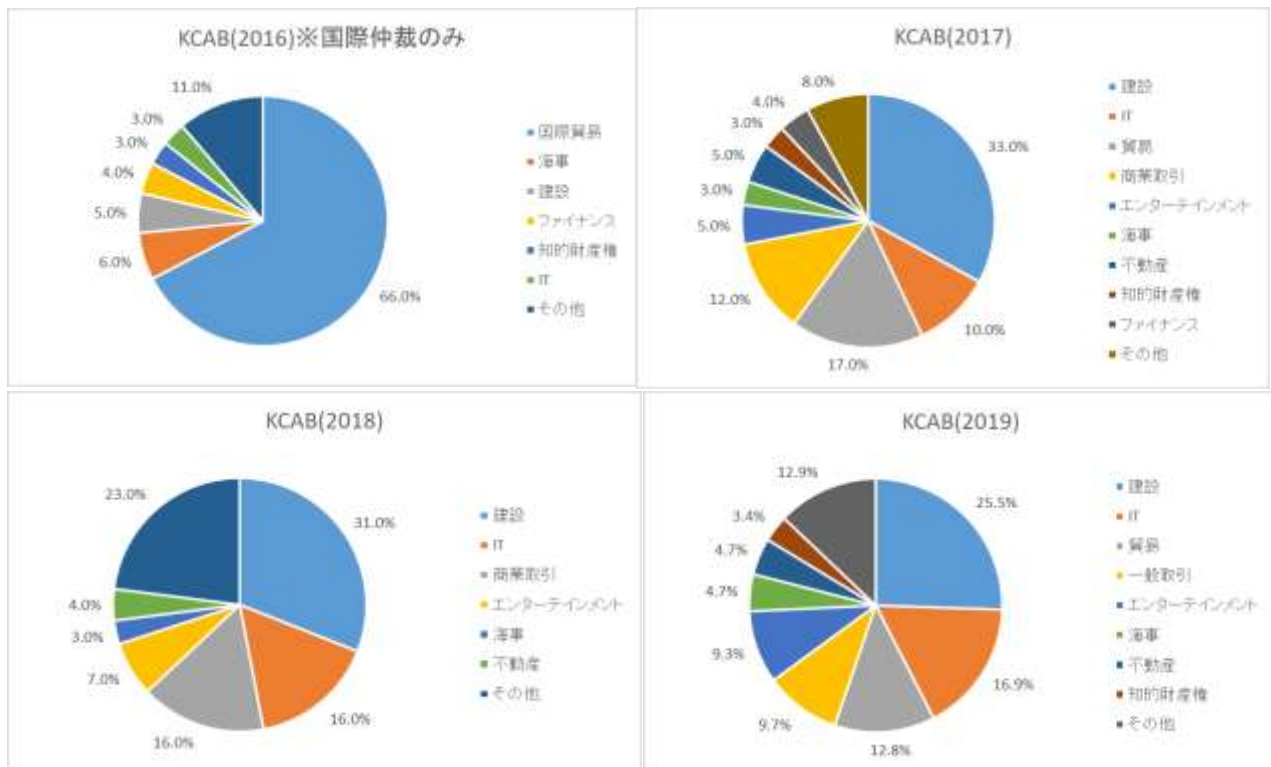


図15：KCABにおける分野別の仲裁件数の割合（2016年～2018年）

（出典）KCAB Annual Report

3.2 他国の仲裁機関や政府の取組を含めたアプローチ方法

3.1 の分野について、他国の仲裁機関や政府の取組を含めたアプローチ方法については、以下のとおり。

3.2.1 ドイツ

ドイツの弁護士事務所へのヒアリングによると、今後増加が予想される分野について、ドイツ政府からの支援はない。ドイツは連邦制であるため、各州政府の権限が強いが、州政府は仲裁に否定的であることが多く、企業に対して仲裁ではなく裁判を企業に勧めることがある。また、裁判官に対して知的財産権等、専門的な知識の教育、ビデオ会議用の設備、英語で裁判手続きを進められるパネルの設置等に対して投資している。仲裁に否定的な理由は、判事が連邦司法省に影響力を有しているためと考えられる。

3.2.2 フランス

フランスでは、ICCは民間の機関として発展した歴史があり、政府が干渉する権利が非常に制限されている。フランスの弁護士事務所へのヒアリングによると、ドイツとは異なり、フランス政府は仲裁制度に反対する立場ではなく、「なすに任せよ（laissez-faire）」という態度を取っている。

3.2.3 英国

本項目については、英国の弁護士事務所へヒアリングを試みたものの、該当する情報を得られなかった。

3.2.4 米国

米国では、仲裁が既に確立した紛争解決分野であるため、あえて振興のためにマーケティングをしている印象はない。ただし、国際仲裁に限定したものではないが、米国最高裁が個人のケース（例：雇用問題等）に仲裁が対応できるようにした例がある。

最近増加している分野としては、COVID-19 感染拡大以降、サプライチェーンや建設等のハードインフラに関する紛争が増加している。また、COVID-19 の影響だけではないが、石油やガス関連分野も多い。

3.2.5 シンガポール

分野に特化した関連策やプロジェクトはないが、企業のニーズに合うように仲裁規則は改正されている。例えば、2020 年 10 月 6 日、国際仲裁に関する改正法がシンガポール議会を通過した。本改正前は、企業分野や建設分野における紛争の多くが 2 者以上の当事者間のものであり、複数当事者間の仲裁が増加していたにも関わらず、IAA は 2 者以上の当事者が関与する仲裁人を任命するためのいかなるデフォルトの手続きも規定していなかった¹。

今回の改正では、IAA に新たな第 9 条 B 項を導入し、複数当事者間の紛争において、仲裁人を任命するためのデフォルトの仕組みを定めている。本改正は仲裁を実施するための手続きについて、いかなる合意も持たない当事者、又は選択された仲裁機関がこのようなルールを持たない場合において特に有効である。また、本改正は、いかなる当事者も他の当事者の期待を犠牲にして、仲裁を遅延又は失速させるような手続きの欠如が起こらないよう保証するとしている。

3.2.6 中国

本項目については、中国人弁護士等を通じた文献調査を実施したものの、該当する情報が得られなかった。

3.2.7 香港

HKIAC では仲裁分野としては建設業界を主なターゲットとしている。建設業界における合弁会社も多く、インフラ関連、石油ガス関連、ビル建設の他、IT、原子力発電所等も挙げられる。また、香港は海事仲裁にも注力しており、ロンドン海事仲裁協会（LMAA）の代替として指定されることを目指している。海事仲裁は比較的小規模（大規模なものでも 10 万米ドル程度）、かつアドホック仲裁の割合が高い。

また、政府はセミナー等の広報活動も実施している。香港は、特に知財に関する仲裁の広報活動を展開している。

¹ 仲裁廷の決定について、両当事者間で合意できない場合、遅延又は停止する場合があった。

3.2.8 韓国

KCAB へのヒアリングによると、KCAB の仲裁件数のうち、建設及びエネルギー産業は 3～4 割を占めており、戦略上非常に重要である。韓国の行政と産業の関係は「Public Sector Oriented System」といい、公的セクター（省庁等）は各々担当する産業の成長戦略を立案する。建設及びエネルギー産業は国土交通部が担当している。KCAB は、国土交通部や実務家に対し、同産業の専門性を有し、仲裁を行う能力があることをアピールしている。

しかし、建設業界は海外に拠点を有していることが多く、KCAB を選ぶインセンティブは小さい。海外の建設依頼主は自国の仲裁機関を希望するため、KCAB を指定することが困難である。そのような場合、主要な契約は相手国に譲るとしても、付随的な契約（サブコントラクト）は KCAB にするよう交渉することを企業に勧めている。

また、韓国の音楽、美容品等が中東、北アフリカ、東南アジア等で流行しているが、これらの企業に対してプロモーションを行えば、KCAB をより多く利用することが期待される。

一方、IT 産業及び技術分野に関しては、仲裁が浸透していない。アジア太平洋地域を対象とした最近の仲裁関係の文献に、同分野における国際仲裁振興策が取り上げられていたことから、国際仲裁の利用が進んでいないといえる。

知財分野では、紛争発生前に仲裁条項を締結しないことが多く、仲裁を利用しない不法行為案件（tort case）が多い。また、韓国の IT 産業及び技術分野は、多国籍企業であり世界中に拠点を有しているため、韓国における仲裁への需要は大きくない。したがって、知財権侵害等が発生した場合は、仲裁ではなく、日本であれば東京地方裁判所、韓国であれば韓国特許法院（Patent Court of Korea）を利用すると推察される。KCAB で取り扱った知財関連の最も大きな仲裁案件は、2009 年に中国企業と韓国企業の間で発生したゲーム産業におけるライセンス合意に関する紛争で、係争額は約 1 億米ドルであった。ゲーム産業は成長産業であり、同産業を含む知財案件については重視したいと KCAB は考えている。

なお、韓国のエンジニアリング企業が、海外企業から EPC（設計・調達・建設）事業を韓国国内で受託している場合、仲裁規則は ICC 等に妥協し、仲裁地は自国（韓国）とするようなケースも存在する。

4 新型コロナウイルス感染症拡大による影響

新型コロナウイルス感染症拡大に伴い、渡航制限や外出禁止の中で外国の仲裁機関はどのような対応をとったのか、今後の仲裁機関の在り方等について以下に述べる。

4.1 新型コロナウイルス感染症拡大による変化

仲裁件数は増加したか、仲裁手続きのオンライン化、オンラインで仲裁手続きを実施する場合の情報の保秘、仲裁機関組織内の働き方等について、海外の仲裁機関における対策を以下に示す。

4.1.1 ドイツ (DIS)

2018 年 DIS 仲裁規則に従って実施される現在係属中の仲裁及び今後予定される仲裁の双方の管理について、DIS 仲裁規則の付属書 1 第 2.2 条の文脈において、リモートで活動するため、以下の措置を行う (2020 年 4 月 1 日から有効)。

- 事件管理／進行協議 (Case management) における組織的調整
- 郵送又はクーリエ便による書類送付の中止
- 電話による問合せ受付
- 期限の延長 (DIS 仲裁規則第 4 条 9 項)
- 仲裁の開始は電子メールにより、文書原本の提出要求を差し控える (DIS 規則第 5 条 1 項及び第 5 条 4 項)
- 請求書を PDF で電子メールによって受取 (DIS 規則第 5 条 3 項)
- 事件ファイル受領後、21 日以内に事件管理会合 (case management conference) を開始 (DIS 規則第 27 条 2 項)
- すべての当事者が明示的に合意する場合、仲裁判断の通知を電子形式で行う (DIS 規則第 39 条 6 項)
- 最終的な仲裁判断は事件権利会合の終了後 6 か月以内と定められているが、COVID-19 の影響で右期限を順守できない場合、当事者及び DIS に通報し、可及的速やかに終結させる。また、期限を順守できないことを理由に仲裁廷が管轄権を失うことがないことを明示的に定める (付属書 4)
- 仲裁人の手数料及び費用に対する付加価値税に関し、2020 年 6 月 29 日、「COVID-19 緊急措置法 (第 2 次 COVID-19 税救済法)」が施行されたことから、税率は 19 から 16% に、7 から 5% にそれぞれ引き下げられる。ただし、2020 年 7 月 1 日から 2020 年 12 月 31 日までの期間に限定される

なお、広報においては、COVID-19 感染拡大とそれに伴うリスクのため、DIS は 2020 年に予定されていた以下のすべてのイベントを延期した。今後の状況は DIS のウェブサイト上で随時更新される予定。

- DIS Anniversary Celebration and the Fab Four Joint Seminar-CAM、DIS、SCC 及び VIAC (ボン、2020 年 4 月 24 日)

- DIS Spring Conference and DIS 40 Event（シュトゥットガルト、2020年5月18～19日）
- 第9回 DIS Baltic Arbitration Days（リガ、2020年6月11～12日）
- ASA Arbitration Practice Seminar（クロンベルク、2020年6月26～28日）

4.1.2 フランス（ICC）

SIAC では、COVID-19 の対応について、以下の措置が取られている¹。なお、ビデオ会議等によるバーチャル審問（virtual hearing）においてはデータ保護やプライバシー保護対策が必要との議論がある。

- 仲裁手続きの効率向上
- 仲裁廷事務局における手順や処理の合理化（効率性を高めコロナウィルスを回避）。仲裁の新規申請やその他の開始文書 initiating documents を電子形式にする等、電子的方法での連絡を行う
- 聴聞会や会議の延期等の考慮が必要。当事者が同意する場合、又は仲裁廷が決定した場合は単一の物理的な場所での召集は可能。その場合はマスクや消毒液等衛生対策に努める

4.1.3 英国（LCIA）

LCIA では、運用は継続するものの COVID-19 感染拡大の影響により、以下の点について変更が生じる²。

- イベントに関しては第三者と調整する必要があることから、開催の決定とタイミングは左右される
- 現在イベント登録している場合はできる限り早くに連絡するとしており、今後のイベントに関してはウェブサイトで周知される
- 紛争当事者間の連絡手段に関して以下の対策を講じている
 - 当事者は、すべてのリクエストをオンライン・ファイリングシステム又は電子メール（銀行口座又はクレジットカードへの登録料の支払いを伴う）で提出する必要がある
 - リクエストが PDF として提出された場合、リクエストのワードバージョン（添付ファイルなし）も提供するように求められる
 - LCIA 第9条に基づいて申請する場合は、必要な手配ができるように、事前に casework@lcia.org まで知らせる
 - 当事者及び仲裁人は、他のすべての質問、文書、及び通信を、casework@lcia.org 又は accounts@lcia.org 宛ての電子メールで LCIA に送信（電話による連絡は避ける）
 - LCIA は、例外的な場合を除いて、当事者及び仲裁人と電子メールでのみ連絡する

¹ ICC Guidance Note on Possible Measures Aimed at Mitigating the Effects of the COVID-19 Pandemic : <https://iccwbo.org/publication/icc-guidance-note-on-possible-measures-aimed-at-mitigating-the-effects-of-the-covid-19-pandemic/>

² LCIA Services Update: COVID-19 : <https://www.lcia.org/lcia-services-update-covid-19.aspx>

Message from the Institutions: Arbitration and COVID-19 : <https://www.lcia.org/News/message-from-the-institutions-arbitration-and-covid-19.aspx>

4.1.4 米国 (AAA/ICDR)

AAA/ICDR では COVID-19 の対応としてオンラインでの作業を重要視している。AAA/ICDR は完全に機能しているものの、COVID-19 によりオフィスへのアクセスに影響が出ているためである。具体的な対策は以下のとおり¹。

- 確実な受け取りのために、全ての仲裁及び調停の事件事実をオンラインで提出
- 請求書や明細書の支払いには、オンライン支払いツールを使用

4.1.5 シンガポール (SIAC)

(1) COVID-19 による変化

シンガポールの法律事務所へのヒアリングによると、COVID-19 禍の中で、裁判所が正常に運営できなかったことにより、仲裁件数は増加した。商事仲裁に関しては、COVID-19 禍は国際仲裁の減少には繋がらなかった。実際、COVID-19 禍の初期の数週間において国内裁判所は混乱したが、国際仲裁システムが危機に迅速に適応することができ、仲裁機関、利用者及び実務者が仲裁手続及び審問の継続を確保するために努力したため、結果的には仲裁事件の数の増加に繋がった。また、仲裁案件は、COVID-19 禍の最初の数週間に相対的に減速をしたものの、遅延、停止又は終了は限定的だった。多くの場合、当事者は、弁護士や仲裁廷の支援と助言を得たことにより、停止、期間延長は限定的で、多様な手続きについて交渉し、合意することができており、電子申請が一般的になっている。

SIAC では、COVID-19 の対応について、以下の措置が取られている²。

- 事務所の営業時間やサービスは限定されているものの、仲裁手続きは平常どおり行われている
- 仲裁申立書、資料等は電子メールを用いた提出を推奨
- 隣接する Maxwell Chambers において、オフライン／オンラインの証人尋問を実施可能。小規模の仲裁においては、証人尋問に代えて、書類のみを用いた仲裁形式を推奨

多くの仲裁機関の規則（例：ICC 規則、LCIA 規則）では、仲裁廷が審問地を決定することを認めており、必ずしも仲裁地と同一でなくても良いとされている。また、当事者は仲裁条項において仲裁地だけでなく審問地について合意することができる。したがって、可能であれば、当事者は証人がアクセスしやすい最も地理的に利便性の良い場所を審問地として選択し、この場合、当事者にとっては時間と費用の節約にもなる。

しかし、この傾向は COVID-19 により変化した。多くの仲裁機関は概ね平常どおり運営されている一方で、在宅勤務やオンライン審問³を導入した。仲裁手続きを継続して実施することへの期待から、オンライン審問を含むデジタル技術の利用に焦点が当てられている。COVID-19 への対応として取られた世

¹ AAA-ICDR® COVID-19 Resource Centre : https://go.adr.org/covid-19-resource.html?utm_source=website&utm_medium=featurebox&utm_campaign=website_covid19-resource-icdr

² SIAC COVID-19 Updates SIAC COVID-19 Frequently Asked Questions : <https://www.siac.org.sg/faqs/siac-covid-19-faqs>

³ シンガポールでは、Bluejeans や Zoom 等のビデオ会議アプリケーションを用いることが多い。

界的な措置は、審問手続の準備、管理、及び審問を容易にするためのデジタル技術の使用がもはや任意の選択肢ではないことを示している¹。このような状況を受け、多くの仲裁機関が、物理的な対面での審問をオンラインでの審問に転換する方法を検討している当事者や仲裁廷に向けて、具体的なガイダンスを公表している。

COVID-19により、仲裁関係のコミュニティは、中長期的な課題に迅速に対応する必要に迫られており、オンライン形式の審問は今後ニューノーマルとなると考えられる。ただし、小規模な審問はオンライン形式に変化する一方、オンライン形式での審問による弊害が懸念されるため、大規模な審問は変わらずオフライン形式で開催されるものと考えられる。

（2）COVID-19による課題

オンライン形式の仲裁手続きにおいて、当事者と法廷がどのようにして申立手続の機密性を確保し、電子的に交換又は記録されたデータを保護するか、また、正当な手続き上の懸念²が課題として挙げられる。それぞれの課題及び対応策の案を以下に示す。

課題	対応策（案）
機密性の確保	- パスワードで保護されたプラットフォームを使用し、それぞれのオンライン審問ごとに自動生成される会議 ID を利用する - セキュリティで保護されたインターネット接続のみを使用する。 - 参加者の登録を管理するホストを指名し、審問の前に参加者のリストをホストに提供する - 会議の説明において、当事者の身元を明らかにするような情報を使用しない - セッションが記録される条件を無効化又は正式化するプラットフォームに適用されるサービス条件について認識する - 録音を共有する場合、安全なファイル共有プラットフォーム又はクラウドストレージを使用し、ファイルは、パスワードで保護されたリンクから数日以内にダウンロードしなければ、クラウドから削除する - 公式記録以外の審問の音声、ビデオ又はスクリーンショット等の記録を禁止する
口頭証拠の完全性の確保	証人が証拠を提出する時、権限のない者が存在しないことを確認するため、カメラを向け、部屋の全体でなくとも、合理的な部分の視界を提供し、仲裁廷がいつでもウェブカメラの向きを 360°変えられるよう証人に求めることを可能にする

¹ 特に当事者が COVID-19 の終息を待ちたくない、又は待てない場合に顕著である。

² 例えば、証人がスクリーンの外で誰かに指導されていないこと、インスタント・メッセージで指導されていないこと、あるいはスクリーン上には見えない資料に注釈をつけていないことを、反対側の弁護士と仲裁廷がどのようにして確認できるのか、という点である。また、一方の当事者が先駆けて事実審理に参加した場合や、審理の途中で当事者の接続が切断された場合等、仲裁廷と当事者間の通信をどのように防止するかが課題である。

	- 証人は空いている机又はテーブルに座って証拠を提出すべきであり、また、証拠を提出する際に証人が印刷された文書を参照する必要がある場合、弁護人は証人に一切の注釈がない資料を提供し、その資料は審査にあたって初めて開封される封印された封筒に入れておくべきである - 証人が注釈を付けていないことを確認するために、仲裁廷が証人に対し、証人が言及している一連の文書及び／又は証人の陳述書を提示するよう要請することを認める - 証人がリアルタイムの記録（transcript）にアクセスできないようにする - 証人に、証言中に権限のない者からの連絡又はいかなる種類の助言も受けていないことを確認するよう求める - 各証人が利用できるように事前に合意した基本規則（ground rules）を準備する
仲裁廷との当事者間の通信の防止	- オンライン・プラットフォームで使用可能なプライベートチャット機能を無効にする - 待合室や安全な休憩室等、仮想プラットフォームのセキュリティ機能を活用する - すべての承認された参加者が参加した後、主催者が他の人が入れないように審問をロックすることを認める
技術的な問題	- 審問の前にテストを行う - 代替の仮想プラットフォーム等の バックアップオプション、又は音声のみの会議等の低テクノロジーオプションを用意する - 可能な場合には技術者を待機させる - 迅速に解決できない技術的な中断又は障害がある場合に従うべき手続き・手順について事前に合意する

4.1.6 中国（CIETAC）

オンラインでの仲裁手続きについては、技術や設備の他、情報の非公開性も課題となるが、各仲裁機関は技術者を雇用し、オンライン設備の整備に対応している。香港及び中国での実務経験のある弁護士によると、仲裁機関の中で最も効果的に対応していると考えられるのは、CIETAC であり、仲裁手続きの多くがオンラインで処理できるようになっている。その他にオンライン化に迅速に対応している仲裁機関としては、SCIA（深圳国際仲裁院）、SCC（ストックホルム商工会議所）が挙げられる。

CIETAC は「COVID-19 パンデミック下における仲裁振興のためのガイドライン」において、仲裁当事者に以下の内容を推奨している¹。

- オンライン形式での仲裁申立て及び書類提出の推奨

¹ CIETAC launches Guidelines on Proceeding with Arbitration Actively and Properly during the COVID-19 Pandemic （Trial）： <http://www.cietac.org/index.php?m=Article&a=show&id=16919&l=en>

- ・ 感染拡大阻止のための措置の実施
- ・ 効率的な運営のため、争点の要約を作成
- ・ 事前証人尋問の実施
- ・ 鑑定の必要性について検討
- ・ 仲裁廷の審議におけるオンライン形式の推奨
- ・ 調停の推奨
- ・ 文書のみによる審理（documents-only case examination）の検討
- ・ ビデオ通話等を用いた証人尋問の検討

4.1.7 香港（HKIAC）

HKIAC では、COVID-19 の対応について、以下の措置が取られている¹。2020 年 4 月及び 5 月に実施された審問のうち、85%は部分的なものも含めオンライン形式の審問手段を利用した²。

- ・ オンライン、郵送等の非接触型手段を用いた仲裁申請
- ・ 効率的な審議のために紛争内容の要約を作成
- ・ 音声／ビデオによる事前口頭尋問の実施
- ・ 書類のみを証拠に用いた仲裁の推奨
- ・ オンラインの証人尋問の実施を推奨
- ・ 仲裁廷の審議について、オンライン形式の採用が可能

香港の弁護士事務所へのヒアリングによると、COVID-19 感染拡大以降、テレビ電話を用いた審問は増加している。一方、オンライン仲裁手続きの障害の一つは機密性である。中止手続において Zoom を利用することが多いが、Zoom に関しては通信の機密性（ハッキング）の問題の他、中国本土とのコネクションができないといった問題があるが、全く問題のないアプリケーションというものは存在しない。また、ニューヨーク条約では、「当事者は、合理的で完全な主張の機会が与えられる」とあるが、オンラインではこの条件が満たされないという意見もある。ただし、オンライン化により、仲裁に係る費用、期間、複雑性が軽減されたことは事実であり、各国は、オンライン仲裁手続きの制度化を進めるべきとの意見もある。

4.1.8 韓国（KCAB）

KCAB では、COVID-19 の対応として、審問施設であるソウル国際紛争解決センター（SIDRC）は、検疫対策の上で通常どおり営業することに加え、ビデオ会議の環境も提供している³。また、オンライン形式のセミナーを開催している。

¹ Precautionary measures at HKIAC in response to Covid-19

<https://www.hkiac.org/content/precautionary-measures-hkiac-response-covid-19>

² <https://www.hkiac.org/news/virtual-hearings-hkiac-services-and-success-stories>

³ COVID-19 Information for KCAB INTERNATIONAL Users :

http://www.kcabinternational.or.kr/user/Board/comm_notice_view.do

4.2 アフターコロナ時代の仲裁機関

※本項では、特に断らない限りオンラインでの各国の有識者からの聞き取り調査による記述である。

紛争発生形態、仲裁件数が増加する分野、仲裁手続き方法、仲裁機関の在り方等については、以下のとおり。

4.2.1 ドイツ

仲裁条項を定めてから紛争が発生するまで一般的に数年を要するので、COVID-19 が仲裁地の選択等に与える影響は現時点では未知数である。他方、COVID-19 の影響により、書類の授受にテレビ電話や電子メール等のオンライン手段を用いるようになっており、今後もコミュニケーションの手段として利用されると予想される。仲裁機関は、資料をオンラインで安全に共有する手段¹、安全なオンライン／オフラインの審問の設備等の環境を整える必要がある。具体的な問題点としては、証人のヒアリングを行う際に、証人が第三者から指示を受けながらオンラインで証言をしている可能性があるが、それを確かめる方法がないといった点が挙げられる。このように、オンライン形式の審問では、証人が嘘の証言をしていることを見抜くこと、仲裁手続きにおいて係争相手と対話することが対面よりも難しい点が課題である。

ドイツの裁判所においてはこれらのデジタル化が進んでいるが、裁判所と比較すると仲裁機関はこれらの点において対応が遅れており、今後、仲裁機関はそれらのデジタル技術を制度化する必要がある。

4.2.2 フランス

2020 年 3 月以降、ICC や LCIA は仲裁当事者に書類をオンラインで提出するよう提案している。COVID-19 の蔓延により、オンライン形式での審問が行われているが、これはコロナ後も多くの審問において継続すると考えられる。オンライン形式の審問のためには、情報の非公開性を今後保証する必要がある。

4.2.3 英国

本項目については、英国の弁護士事務所へヒアリングを試みたものの、該当する情報が得られなかった。

4.2.4 米国

COVID-19 感染拡大以降、すべての仲裁関係者が対応を迫られており、ICDR もガイドライン等を作成して対応した。また、バーチャル審問は増加したものの、ロジスティクス面での課題が残っている。

なお、実務家の中には、相手方の態度や表情がバーチャルでは分かりにくいので、オンライン審問を好まず、ポストコロナでは対面式に戻るケースも想定される。

COVID-19 感染拡大当初、ビジネスコミュニティの存続が重要だったが、経済的不安が深刻化し、夏

¹ ドイツの弁護士事務所へのヒアリングによると、2021 年 1 月現在、オランダの仲裁機関である TAMARA が唯一これを導入している。書類がアップロードされると、通知が来るようになっている。

以降は legacy dispute が増加した。

4.2.5 シンガポール

COVID-19 の経済的影響により、契約が期待された水準で履行されない、又は履行されなくなったことで、より多くの紛争が積みあがることが予想される。このため、世界各国の経済が萎縮し、財政危機に見舞われるにつれ、紛争は増加するものと予想される。

COVID-19 禍は、国際仲裁の実施方法を根本的に変えた。必然的に、COVID-19 時代の国際仲裁は、完全に、又はほとんどがオンラインで行われている。ポスト COVID-19 の世界では、当事者、弁護士、仲裁人が Zoom、Webex、その他のビデオ会議プラットフォームを使用し、オンライン形式での会議や審問を行うことに慣れ、一般的に熟練していることが新しい変化となると考えられる。

一部の仲裁機関は、当事者や仲裁廷がオンライン仲裁を行うことを支援する指針を公表している。例えば、2020 年 4 月、ICC は「COVID-19 によるパンデミックの影響を緩和するための可能な措置に関する指針」を発行した。SIAC は 2020 年 8 月 31 日に「オンライン審問に関する指針」を発表し、ICDR もビデオ会議によるオンライン審問のモデル命令と手続きを作成した。これには、オンライン審問を実施するためのベスト・プラクティスに関する詳細な規定案が含まれている。他の仲裁機関も同様の指針を公表している。

COVID-19 禍が終息したとしても、このような動きがなくなると考える理由はない。むしろ、オンライン会合や審問がより広く普及し、仲裁実務に深く根付いていくにつれ、オンラインに係る手順はさらに発展し、洗練され、形式化されることが期待される。このような手順は、最終的には、機関の規則やガイドラインといった恒久的な文書となる可能性が高く、当事者及び／又は仲裁廷がオンライン手続を実施すべきと決定する際には、いつでも使用されるようになる。

仲裁機関は、より多くのガイダンス資料を発行するか、オンライン仲裁の実施¹を規定する指示を含めるように規則を改訂することが期待される。また、仲裁機関は、COVID-19 禍関連の商事紛争や投資家対国家紛争から生じる申立の増加に備えなければならないと推察される。また、複数のケースを同時に効率的に管理するためのリソースと設備を確保する必要がある。

したがって、オンライン仲裁を促進するため、仲裁機関はオンライン仲裁の実施に関する具体的なルールを追加して、規則を改正することが必要である。現在、ほとんどの規則では、紛争の公正、迅速、経済的かつ最終的な解決を確保するために、仲裁廷には、当事者と協議した上で適切と考える方法で仲裁を行う裁量権のみが与えられている²。

また、仲裁機関は、SIAC が行っているように、オンライン仲裁やオンライン審問の実施方法に関する指針を公表することができる。2020 年 8 月 31 日、SIAC は、オンライン審問に関する指針を公表した。この指針には、以下のような、オンライン審問を計画する際に考慮すべき事項の一覧と勧告が記載されている。

- 論理的及び法的事項：オンライン審問の必要性、当事者の所在地、並びに当事者の契約又は準拠法上のオンライン審問の可否及び進行方法に関する解釈等を考慮した上で、オンライン審問、又

¹ 例えば、証拠収集、事実調査、専門家、証人、オンライン審問等の問題等

² 2016 年 SIAC 規則の Rule 19.1 等

はオンライン審問とオフライン審問の組み合わせによる審問が実施可能かどうか。

- 当事者が審問のために適切なオンライン審問プラットフォームを選択したかどうか。
- 証拠はどのように提示されるべきか、異なる法域下における証人と弁護人との間のやり取りはどのように管理されるべきか。
- ヒアリングの方法、スケジュール、手順に関する当事者間の合意があるかどうか。
- オンライン審問の円滑な実施を確保するための技術的準備及びテスト。

また、本指針には、当該事案に適したヒアリング・プラットフォームの選択に関して考慮すべき事項のリスト（附則 A）、当事者及び仲裁人がオンライン審問の実施を管理する手続き上の命令を作成する際に使用するチェックリスト（附則 B）、リモートでの審問の作法に関連する多くの関連事項（附則 6）等が含まれている。

なお、COVID-19 以降、調停、特に遠隔又はオンライン調停は仲裁よりもメリットがあると考えられており、ADR による調停件数が増加している。遠隔又はデジタルの調停（tele-mediation）は、COVID-19 の制限が解除された後も長く続く可能性が高い。COVID-19 禍は、裁判所の申立手続きや仲裁手続きに大打撃を与えた一方、調停手続は、司法手続と仲裁手続のいずれにおいても、ある程度は必要であれば、直接の参加を必要としない。

調停手続では、最初に当事者同士で非常に短いセッションを行うほか、調停人が各当事者と 1 対 1 でミーティングを行い、当事者の主張又は抗弁の長所と短所を現実的に認識するために、それぞれの立場を伝える。このような手続は、会議室を行き来するのではなく、実際には電話会議を介して実施する方が効率的である。

オンライン／デジタル調停には、次のような利点がある。

- 調停人が会議室ではなく、スクリーン間を移動できるため、プロセス全体をより短時間で効率的に完了させることができる。
- 移動時間とコストを削減できる。
- 当事者は、オフィスであろうと自宅であろうと、スクリーン上で調停人の登場を待つことなく、よりリラックスし、より焦点を絞り、慣れ親しんだ環境に囲まれた状態で解決策をより積極的に見つけようとする。

シンガポール政府も調停や他の ADR を支援しており、多くのマーケティング活動が実施されている。シンガポール政府は SIAC や Singapore Business Federation と緊密に協力して活動している。また、SIAC は投資仲裁と国際調停用の規則を設けている。ただし、政府が仲裁機関の業務に介入していることを公言することは避けられる傾向にある。

4.2.6 中国

ポストコロナにおいて、仲裁機関はオンラインでの仲裁手続き、オンライン形式の審問の整備を着実に進めていかななくてはならない。特に、リアルタイムで手続きを行い、コミュニケーションギャップが起こらないようにする必要がある。

4.2.7 香港

HKIAC に限らず、仲裁機関、裁判所もデジタル化に取り組んでおり、デジタル化はニューノーマルと言える。仲裁はいわば「非現地化（de-localized）」され、ヒアリングは仲裁地とは離れて実施することが可能となった。例えば、仲裁地をシンガポールとして、当事者 A は米国ニューヨーク法人、相手方当事者 B はオーストラリア、それぞれの代理人はシンガポールだが、判事は英国、シンガポール、日本、ヒアリングに同席する同時通訳者はまた別の国にいるというケースも起こり得る。仲裁のローカル性は重視されない状況になっていく可能性もある。

今後、仲裁機関にはオンラインの審問に対応する設備拡充が求められる。例えば、中国では Zoom が利用できないため、それ以外のツールを導入する等、幅広いニーズに対応する必要がある。Zoom 等の専門家が必要であり、第三者に委託することが考えられる。HKIAC やアジア国際仲裁センター（AIAC、マレーシア）は、民間企業である EPIQ 社から設備を導入している。

また、ポスト COVID-19 において、裁判外紛争解決手段（ADR）の中で調停の取扱件数が増加すると考えられる。COVID-19 禍による不景気で、今後各国は保護主義的になると予想される。そのような状況下において、効率的で迅速に紛争解決が可能な調停が主流となる可能性も示唆されている¹。

4.2.8 韓国

KCAB では COVID-19 の影響を受け、2020 年 2～3 月は混乱していた。大規模な仲裁の審問が 2020 年 3 月にソウルで開催される予定であったが、仲裁人が訪韓することができなかったため、協議の結果、同年 12 月に延期された。一方、中規模の仲裁においてはビデオ電話等を利用したオンライン審問（Microsoft、Cisco 等）が利用されている。

国内の仲裁においては、文書だけでなく当事者の表情、態度、口調等の非言語的な情報が必要という観点から対面式の口頭審理が重要視されており、COVID-19 が感染拡大している状況下でも、参加人数の制限等の対策を講じた上で、対面型で行われた。

オンライン審問で印象的だったのは、原告側が韓国企業、被告側がベトナム企業の仲裁案件である。5～6 月に審問が予定されていたので、仲裁廷はオンライン仲裁を推奨した。韓国企業は肯定的だったが、ベトナム企業は以下の 2 つの理由から否定的であった。1 つ目は言語の点である。英語が不得手なことから、対面形式の審問でより視覚的な情報を用いることを希望した。2 つ目は、ベトナムではインターネットの整備が遅れているため、通信接続に懸念があった点である。最終的には、オンライン審問とすることにベトナム企業が同意した。

前年と比較して 2020 年は国内仲裁の件数が減少したため、仲裁件数が数十件ほど減少した。国内仲裁が減少した理由は、COVID-19 の今後の状況が見通せないことから、仲裁を利用するよりも当事者間で交渉した企業が多かったためと考えられる。なお、国際仲裁の件数は変化していない。

¹ 香港の弁護士事務所へのヒアリングより（2021 年 1 月）

5 各国の国際仲裁振興施策

※本項では、特に断らない限りオンラインでの各国の有識者からの聞き取り調査による記述である。

各国が国際仲裁振興施策（国際商事仲裁、国内仲裁、投資仲裁、国際調停等）を実施する理由（企業へのメリットや経済波及効果）等については、以下のとおり。

5.1 ドイツ

ドイツは国際仲裁地としての評判を獲得しておらず、仲裁件数は増加していない。しかし、係争額がより高く、紛争がより複雑に、国際的になってきていることから、裁判と比較して仲裁件数は増加している。また、ドイツでは裁判官の不足により裁判が長期化する、裁判の判決に満足できない等の裁判制度の質が低下への不満が発生していることが、国際仲裁が増加する理由のひとつであると述べる実務家も存在する。

ドイツへ仲裁を招致する利点としては、仲裁関連の経済効果に加えて、法的紛争を解決する場所としての評判を獲得できる点が挙げられる。国際仲裁において企業を呼込む上で、仲裁法の下で裁判所が過度に仲裁判断に干渉しないよう保証することが重要であることから、ドイツの仲裁法は適切に整備されているといえる。

なお、ドイツの連邦政府は仲裁を積極的には支援していないとされるが、ドイツの弁護士事務所へのヒアリングによると、過去にドイツ連邦政府は振興策を実施している。判例法である英国が契約法等の法体系を東欧に輸出して成功¹したことに対し、快く思わなかったドイツ連邦司法省は約 10 年前に「Law Made in Germany」と題したドイツの法体系（大陸法）を輸出する振興策を打ち出し、その中にはドイツにおいて国際仲裁を振興することも含まれていた。政府が関与することで、当該施策が重要なものであるというメッセージを社会に浸透させることができると考えていたとされる。同施策の主な対象は、中東、アジア、アフリカであったが、成功を収めたとは言い難い。その原因については、議論があるところであるが、徐々に政策に関与する主体が多くなり、国内の意見を纏めて実行に移していくことが困難になったという面が理由の一つとして考えられる。

5.2 フランス

フランスにおいて、①仲裁に関する法律が、裁判所が干渉する権利を制限していること、②フランスでは控訴院が仲裁を監視するが、20 年間仲裁手続きに干渉していないことの 2 点により、フランスは国際仲裁地としての評判を獲得している。このように、フランスは間接的に国際仲裁のプロモーションに貢献している。

なお、フランス政府は、ICC 本部がパリ内で移転する際の移転先を紹介し、新しい家具等の購入費用、賃料のほとんどを負担した。間接的な補助金によって、フランスは国際仲裁を振興している。

¹例えば、ロシアにおいては、英国の契約法が実務上支配している（ドイツの弁護士事務所へのヒアリングにより）。

仲裁機関を誘致する利点は、仲裁に関連して多くの法務専門家を誘致できることである。第一次世界大戦以前から、フランスには米国の法律事務所が存在し、他にも世界各国の法律事務所が集まったが、その理由の一つはパリに ICC が存在するからである。加えて、パリで審問が行われることで、ホテル、レストラン、会議場、通訳業務等の経済効果を見込むことができる。仲裁は自国にビジネスをもたらすため、政府にとっても重要な投資対象となっている。

また、フランスでは調停への支援制度があり、弁護士や裁判官等の人員が割かれているが、成功しているとは言い難い。

フランスでは、COVID-19に関連した紛争の増加により、仲裁件数が増加している。裁判の件数は増加していない一方、仲裁件数が増加している理由は、情報の非公開性への需要が増えたからだと考えられる。また、貿易の規模が拡大していることも仲裁件数増加の理由と考えられる。

大陸法の国、特にフランスでは、大規模な紛争において、当該産業分野の知識を有した仲裁人が、十分な時間（各々1週間程度）を費やし、証拠の確認や証人尋問を行う。この手厚さも仲裁が選ばれている理由の一つである。

5.3 英国

本項目については、英国の弁護士事務所へヒアリングを試みたものの、該当する情報が得られなかった。

5.4 米国

米国において仲裁は完全に独立した民間の産業であり、米国政府による AAA/ICDR への支援はない。また、経済界からの直接的な支援もない。さらに、米国では、仲裁が既に確立した紛争解決分野であるため、あえて政府が振興のためにマーケティングをしているという動きもない。

5.5 シンガポール

シンガポールはマーケティングによって知名度を上げている。SIAC がまだ有名でなかった頃、法務省（Ministry of Law）が国内の法律事務所を周り、仲裁条項をドラフトするコーポレート弁護士達に SIAC の説明を行った。法務省は弁護士達に対し、仲裁地をシンガポールにするよう要請し、さらに、可能であれば仲裁機関を SIAC にするよう依頼したことが功を奏し、契約書にシンガポールを仲裁地として記載するようになった。

その後、法務省はプロモーション活動のため、シンガポールの弁護士を他国の法律事務所やビジネス界に派遣している。特にインドは、当初、自国の仲裁機関がなかったため、プロモーション先として特に注力していた。当時、インド企業の多くは LCIA を仲裁機関として利用していたものの、シンガポール法務省としては、LCIA を指定した場合であっても仲裁地としてシンガポールを指定して欲しいと依頼した。その理由としては、SIAC は無名であったため、仲裁機関に関係なく、まずはシンガポールを仲裁地として指定してもらうことを政府は最優先事項としたためである。このような地道なマーケティング活動から、現在のような地位を築くために 20～30 年の年月が必要であった。

国際仲裁を支援するための法的フレームワークは 2010 年、2012 年に改正され、政府の支援により仲

裁施設である Maxwell Chambers が 2010 年に設立された。2019 年までには、Maxwell Chambers は現在の規模である 3 倍にまで拡張された。司法制度は、仲裁廷への干渉を最小限とする法律を定めた。シンガポールにおける国際仲裁案件の増加は、同国を国際仲裁のハブとして発展させることを意図した政府の施策に大きく起因する。

また、シンガポール政府だけでなく、法律事務所も共同で振興を行っている。コーポレート弁護士を訪問し、仲裁地をシンガポールに、また仲裁機関を SIAC に選ぶように営業活動を実施した。コーポレート弁護士は、シンガポール企業に止まらず担当の多国籍企業に対して、SIAC の利用を勧める。法務省は外国（特にインド）に出張を行った。以前インドは LCIA を利用していたが、距離が近いことをアピールしてプロモーションを実施した。インドにプロモーションを実施した理由は、当時仲裁機関がなかったからである。

政府の努力は、司法や地元の弁護士の努力と相まって、シンガポールの国際仲裁における名声の高まりを支援してきた。仲裁産業は、シンガポールを「仲裁地」として関わるシンガポールの弁護士の法律業務や、仲裁機関（主に SIAC）が SIAC を選択する当事者から受け取る管理料等、大きな収入を生み出している。したがって、シンガポール政府は、シンガポールをビジネスと国際貿易の中心地として維持するために懸命に努力しており、今後もシンガポールを仲裁に友好的な国として売り込んでいくと考えられる。

また、SIAC 自身が税制の優遇措置を実施しているものではないが、仲裁人がシンガポールで行う作業に対し、シンガポール税務当局が実施している仲裁人に対する税制優遇措置がある。また、免罪申請を SIAC がサポートする制度もある。シンガポールは国内での資源や市場が限られているため、海外市場での需要を確保することが重要と考えている。

2020 年 10 月 6 日、シンガポール議会は改正国際仲裁法を可決した。新法はシンガポールの仲裁ハブとしての地位を高めると期待されており、以下の 2 つの改訂が行われた。

- 同法は、IAA に新たな第 9 条 B 項を導入し、複数当事者間の紛争に対してデフォルトで仲裁人を任命する仕組みを定めている。
- 同法は、秘密保持に関連する義務（両当事者間で適用される）を執行する裁判所と仲裁廷の権限を明確に規定している。

なお、ビジネス全般に関し、シンガポール国籍の弁護士を一定数雇用する必要がある等の条件があるものの、シンガポールの法制度は外資系国際弁護士事務所に対して友好的である。

5.6 中国

中国では、中央政府ではなく地方政府が支援していると考えられる。

5.7 香港

香港の仲裁振興は、1980 年代英国領時代の香港政庁がアジアにおける仲裁地を育てるべく仲裁制度の整備に力を入れたことに始まる。

1980 年初頭、当時アジアにおける仲裁拠点がなかったため、香港に新たにアジアの仲裁拠点を作り上げるべく、英国領香港政庁が仲裁法の改正と仲裁機関の設立に向けた準備を開始。1985 年には香港

政庁と民間が協力して HKIAC を創設。1990 年には、UNCITRAL モデル法に則った仲裁法を導入。

1997 年の主権返還後も、一国二制度のもと、従来の仲裁制度を維持。2005 年頃、香港政庁内に仲裁促進の強い意識が醸成され、2007 年、香港政庁の行政長官が、施政方針演説で仲裁振興策に言及する。その後、HKIAC は政府から一等地のビルを 1HK ドルで借り受け、hearing room（審問室）、会議室のスペースを整備し、世界有数の仲裁施設を確保する。2012 年には需要の増加を受け hearing room、会議室のスペースを倍増、2017 年には香港政庁が HKIAC のみならず各国の仲裁機関や仲裁実務家の法律事務所（barrister の chamber 等）も入居できる ADR センター（建物）の建設を予定している。

香港政庁の仲裁振興策は、香港の成長戦略と深く結びついている。仲裁振興策の根拠は以下 3 点にある。第一に、ニューヨークやロンドン、シンガポールと並ぶ世界の金融ビジネスの中心地としての香港の地位を確保するために、私的自治の尊重、強固な司法インフラの確立が重要で、そのために仲裁制度の普及振興が不可欠である。第二に、香港が仲裁地となることで、香港のリーガルサービス収入が増加するのみならず、ホテル業、飲食業、観光業等、仲裁に関連する産業が潤う。とりわけ香港は中国本土に関連する仲裁が盛んだが、中国本土に進出する企業に関わる仲裁が香港で盛んになることにより、中国本土に進出する企業が香港に拠点を置くようになる。このように香港が仲裁地となることによる波及的経済効果は大きい。第三に、裁判外の紛争解決手段である仲裁が盛んになることで裁判所の負担を減らし、ひいては香港財政の負担の軽減にもつながる。

シンガポールを初め、アジア各国が国際仲裁の振興に力を入れる傾向にあるが、アジアの経済成長、とりわけ中国本土の巨大な市場に鑑み、今後アジア地域における仲裁に関するパイは一層増えてくことが見込まれる。香港政庁は、国際仲裁のパイを増やすための健全な国際競争を促進するとともに、香港の特質を活かしながら官民連携して仲裁地としての国際競争力を一層高める方針である¹。

行政による宣伝活動としては、律政司（司法省）が仲裁政策を主導し、司法省のトップ（行政長官、司法長官ら）が、国民に対し、仲裁の重要性を説くことで、一般国民の意識改革を図っている。また、政府要人が積極的に仲裁関連行事に出席し、世界の仲裁関係者に、香港仲裁の良さ、政府としての協力姿勢をスピーチすることで好ましい仲裁地としての香港を内外の user にアピールしている²。

また近年、香港において国際仲裁の件数は増加している。その理由は、①香港は英語でサービスを提供していること、②香港の司法制度が仲裁に友好的であることの 2 点が挙げられる。仲裁判断の承認・執行は、香港の裁判所の国際仲裁に国際商事仲裁に関する専門性を有する裁判官によって英語で行われる。また、裁判官のリストも存在する。

香港の仲裁機関の改革に関してはいくつかの研究 がなされており、政府からのトップダウンか、企業等のビジネス界からのボトムアップかという点が注目される。香港の場合は両者の混合型であったが、特に後者の役割が重視され、ビジネス界の人材を仲裁機関のコミュニティに参加させ、意見や要望を反映させることが牽引要素であり、政府支援（すなわちトップダウン）は補助的なものだったとする意見もある。HKIAC は、ステークホルダーであるビジネス界が担う役割が大きく、ビジネス界のサポート

¹ 日本仲裁人協会「ICSID 条約第 13 条に基づく仲裁人及び調停人の指名に向けた調査・分析に関する委託調査報告書」（平成 26 年 3 月 31 日）

² 日本仲裁人協会「ICSID 条約第 13 条に基づく仲裁人及び調停人の指名に向けた調査・分析に関する委託調査報告書」（平成 26 年 3 月 31 日）

がなければ仲裁機関の発展は困難である。

具体的には、香港仲裁人機関（HKIAB）がビジネス界を巻き込み、定期的に仲裁人等が集まり仲裁に関する議論を行ったり、仲裁に関する講義を提供したりする等、ビジネス界に対する仲裁の認知度を向上させる活動を行っている。また、仲裁人の技術向上にも貢献している。

香港では政府の支援もあり、現職は著名な国際仲裁人であり、前任の律政司司長（Secretary of Justice、3 番目に影響力を有する人物）は、各国で香港の仲裁制度を宣伝し、香港の仲裁振興に尽力した。

元官僚が HKIAC 理事会のメンバーとなることもあるが、常設の役職ではない。また、HKIAC は、政府から独立した機関であることを対外的に示そうとしている。

香港では、シンガポールと比較しても、国内仲裁や国際調停の宣伝を高い頻度で行っている。宣伝は繰り返し行い、さらに英語で実施する必要がある。香港及びシンガポールは人口が少ないため、対外的に宣伝をしなければ、仲裁の振興は困難である。域内のロースクール生も卒業後に国内の仕事のみで十分ではないことを分かっており、国際的なキャリアを形成しようと考えている。

5.8 韓国

KCAB（韓国商事仲裁協会）と政府の関係について、KCAB は法務省（Ministry of Justice）から補助金を受けており、その補助金が政府のガイドラインに則って使用されているかについて監査を受ける。そのため、法務省の高官 1 人が KCAB 理事会（Board of Directors）のメンバーであり、また KCAB は毎年 2 月に財務情報を公開している。当該高官の基本的な役割は、当該監査を行うことにあり、それ以上の政府の介入はない。

なお、かつては KCAB の院長は退職した官僚が務めていた。同慣習は韓国内で一般的に受入れられているため、国内仲裁がメインであれば問題なかったものの、国際仲裁振興のためには、より国際的な経験が必要と考え、ICSID（投資紛争解決国際センター）の院長を務めた経験を有する Hi-Taek Shin 教授を院長に迎えている。KCAB は、国際仲裁において著名な人物をトップに迎えることは、仲裁機関の宣伝において有効であると考えている。

韓国は、2017 年 8 月に Arbitration Industry Promotion Act of Korea を施行した。同法は、韓国を国際仲裁のハブにすることを旨とする。同法は、紛争解決施設、仲裁実務家、仲裁制度等のインフラを整備することを奨励するものである。同法成立の背景には、香港の成功例がある。香港が国際仲裁の活性化を国家戦略として掲げ、2009 年にアジアで初めて ICC Reginal Office を開設できたこと等が、その後の航空業、観光業の活性化に貢献したといわれている。香港やシンガポールを仲裁地とすることが、より多くの外国法律事務所の参入を招き、関連する様々なサービス業の成長を促したと考えられている。

この振興法は、内容としては所管庁等、政府の努力義務を定めたもので、具体的な法的拘束力には乏しいところがある。この振興法の真の趣旨は、所管庁を法務省として明確に位置付けるためであり、その背景には仲裁実務家の発言力を反映するための積極的な働きかけがあったと言われている。明文上、仲裁実務に関する基本方針の策定が定められているが、ではどのようにして仲裁実務家の声を反映するか、明らかではない。なお、KCAB と法務省との間で人的交流及び会議が常時行われており、法務省に

よる基本計画の策定はすなわち KCAB の意図を色濃く反映したものとなっている¹。

国際仲裁に対する韓国政府及びソウル市による積極的なキャンペーンや宣伝活動はとくに認められない。基本的には法務省やソウル市によるソウル国際紛争解決センター（SIDRC）への財政的・人的援助という民間企画への受動的姿勢が貫かれており、ソウル国際紛争解決センター（SIDRC）を通じて国際仲裁に関する宣伝活動がなされている。もっとも、法務省は、UNCITRAL Regional Centre for Asia and the Pacific（UNCITRAL RCAP）・MOJ（法務省）・大韓商事仲裁院（KCAB）の年次総会の主催、Foreign Direct Investment International Arbitration Moot（FDI Moot：国際投資模擬仲裁）アジア地域予選や、香港で開催される William C. Vis International Commercial Arbitration Moot（Vis-Moot）期間中のプロモーションイベントを共同開催する等の活動を行っている。なお、KCAB は SIAC のマーケティングを模倣しているため、基本的に SIAC と同様のアプローチを取っている²。

なお、韓国では、2017 年に仲裁促進法（Arbitration Promotion Act）が施行され、仲裁活性化を政府が後押ししており、KCAB のウェブサイト上においても、ソウルを仲裁地とするメリットの一つとしてアピールしている。

5.9 その他

イタリアのミラノでは、国際仲裁振興のプロモーション活動を数年間実施したものの、仲裁件数は増加しなかった。仲裁は 100～200 人程度の仲裁人によって構成されるニッチな分野であり、一般的に大都市に集まる。加えて、イタリアの裁判所は時間がかかり、複雑であるため、仲裁判断の承認には適さないと考えられることがミラノの振興策が成功しなかった理由と考えられる。また、イタリアの裁判所は積極的に仲裁に干渉する権利がある点も懸念されており、仲裁が伸びない要因の一つである³。

¹ 日本国際紛争解決センター「日本における国際仲裁の活性化に向けた施策に関する調査研究」（2019 年 3 月 1 日）

² 日本仲裁人協会「ICSID 条約第 13 条に基づく仲裁人及び調停人の指名に向けた調査・分析に関する委託調査報告書」（平成 26 年 3 月 31 日）

³ ドイツ弁護士事務所及びフランス弁護士事務所へのヒアリングより（2021 年 1 月）

6 企業の仲裁地及び仲裁機関に係る選定基準及び課題

6.1 企業の仲裁地及び仲裁機関に係る選定基準

※本項では、特に断らない限りオンラインでの各国の有識者からの聞き取り調査による記述である。

6.1.1 ドイツ

ドイツ企業が仲裁機関を選定する際の基準は、国際仲裁の実績（件数）である。ただし、①非欧州企業との仲裁、②EU 加盟国間の仲裁、③ドイツ国内の仲裁は区別される。ニューヨーク、ロンドン、パリ、ジュネーブ、ウィーン、シンガポールは、仲裁地として評判を獲得しており、アクセスも容易である。②の場合は上記に加えて、両当事者にとって便宜的な地が仲裁地として選ばれる場合もある（例：スウェーデン企業とスペイン企業が仲裁地としてフランクフルトを選定する等）。

ドイツ企業同士の紛争又は小規模な案件であれば DIS が選ばれる。片方の当事者が非ドイツ企業で、DIS での仲裁を拒む場合又は係争額が大きい案件については、ICC が選ばれることが多い。なお、当事者がドイツ企業と非ドイツ語圏企業の場合、ドイツだけでなく同じドイツ語圏であるスイスやオーストリアもまた仲裁地として選ばれないことが多い。

契約形態による相違については、特定のニッチな産業において、評判を獲得しており有力な選択肢となる仲裁機関がある。例えば、ドイツのハンブルグは海事紛争において主要な仲裁地である。金融に関する紛争であれば、フランクフルト、ニューヨーク、ロンドンが有名である。また、投資仲裁であればワシントン D.C.が有名である。なお、ロンドンは第三国の同じ国同士の仲裁（例：ロシア企業同士等）でも利用される。

ドイツの裁判所や DIS が利用できない場合、LCIA（ロンドン国際仲裁裁判所、商品取引（Commodity dispute）に関する経験が豊富）、SCC（ストックホルム商工会議所、東欧・西欧間の仲裁に関する経験が豊富。なお、VIAC も東欧・西欧間の仲裁経験が豊富である）、知的財産権に関する場合は WIPO（世界知的所有権機関）等が用いられる。また ICC は、組織構成的にも各国出身の職員がいて国際的に中立であるという評判が高く、取り扱う分野の広さ、実績、仲裁判断に至るまでの綿密な調査・スキルの高さといった点から選ばれており、国際機関であるという点からも選好されやすい。

ドイツ企業は中東地域で積極的に活動しているが、中東の企業は DIAC（ドバイ国際仲裁センター）を好む。アジアではシンガポール、香港が利用されることが多いが、香港については現在の政治情勢に鑑み減少することが想定される。また、中国企業との取引であれば CIETAC（中国国際経済貿易仲裁委員会）も利用されることもある。近年はマレーシアも増加傾向にある。

ドイツ企業は、アジアの企業との取引であれば、第三国仲裁を意識する。例えば、中国企業との契約であれば、シンガポールや香港が考えられる。なお、2019 年の民主化運動の影響から、中立性の観点においてシンガポールが優れていると考えられるようになっているが、中国企業は台湾を選定することも多い。アジア企業とのビジネス機会が増加すれば、その分、アジアの仲裁機関の利用頻度も増えることになる予想される。

仲裁地を選ぶ基準は、①仲裁地の仲裁法、②現地裁判所の能力／適性¹、③仲裁国が仲裁に友好的であるかの3点である。また、仲裁地の選定においては、中立性も尊重される。事案や諸般の事情によるが、中立性（バイアスがかかっていないこと、一方当事者の国に近接していないこと、言語、法体系等）が重要である。ロシア企業同士が判例法体系の英国や大陸法体系のドイツ等、両方の法体系を仲裁地として利用していることから、法体系や言語は重要ではない。

例えば、裁判所に国際仲裁の専門性を有する人材を配置している国（シンガポール、香港等）があるが、紛争が発生してから仲裁地を選定する場合は、こうした要素が仲裁判断に安定性を与えていると考えられる。ただし、契約手続きの仲裁地決定において考慮されることはない。

なお、大陸法と判例法の違いについては、仲裁判断の認定の観点から影響を与える可能性はあるが、主要な要因ではないと考えられる。ドイツは輸出国であり、ドイツ企業にとって、一番望ましい紛争解決はドイツの裁判所を指定することである。取引先がそれを拒否する場合、国際仲裁は両者が妥協した解決策として提案される。国際仲裁となった場合、ドイツ企業としては、自国の優位性を確保するために、可能な限り仲裁地をドイツとし、仲裁機関をDISとする。

仲裁地と審問地については、両者がより便利と考える場所がある場合を除き、仲裁地と審問地は同一であることが一般的である。ただし、必ずしも仲裁地において審問を行う必要はないので、COVID-19でオンライン審問等が増加したとはいえ、仲裁地の選定に影響を与えているとは言い難い。

仲裁条項を交渉する際、重要な点は、仲裁地、仲裁機関、審問地である。中立性、仲裁人の人数（1人か3人）もよく議論される。また、緊急救済が認められるか、それが仲裁か裁判のどちらでカバーされるかも重要である。

企業が仲裁において重視するのは、自国の優位性（home advantage）である。また、DISであればコストが低く抑えられる。DISにとっての競合はICCである。ICCは世界においても、最も中立的な機関の一つとして有名だが、コストが高く、手続きが官僚的である等のデメリットが挙げられ、DISはこれらの点においてICCより優れている。ただし、複雑な案件については、DISが選ばれる可能性は減る。

加えて、DISは仲裁人が当事者に和解を勧める傾向にあり、これにより、早期に、安価に紛争を解決することができる。ドイツ国内の裁判においては、裁判所が和解の提案をすることが通常であり、その歴史は100年以上と長いので、ドイツの当事者は紛争解決手続にそのような期待も持っている。DISはドイツの当事者が持つこうした期待に応えており、DISは和解に関するルールを導入している。和解勧誘を行うことが制度化されているかは不明だが、VIAC（ウィーン国際仲裁センター）も同様に和解を勧めるという話もある。なお、通常、仲裁人は中立的に判断をする立場にあるため、判例法の国々では仲裁人が和解を勧めることはないと考えられる。

¹ ドイツでは、高等裁判所が仲裁案件を担当する。ドイツの裁判所は、仲裁法の下で干渉が可能。したがって、仲裁合意の有効性や、執行に際して仲裁判断をどう判断するかといった点をみる。

6.1.2 フランス

仲裁機関の選定において、仲裁機関の実績（仲裁件数）は重要である。また、コストも重要であり、ICC は高すぎるとの不満の声が大きい。ICC のコストが高くなる理由は 2 つあり、一つ目の理由は、係争額が大きいことである。高額の紛争案件では当事者は高い専門性を有する仲裁人を好むため、コストがかさむ傾向にある。二つ目の理由は、ICC は仲裁手続きが適切に行われているかを管理するために多くの人員を割いていることである。一方の当事者が意図的に手続きを遅延させている場合、ICC 事務局が指導する。また、仲裁判断が決定された際、仲裁人は ICC に仲裁判断のドラフトを提出し、ICC はこれレビューする。50%以上のドラフトは ICC からのコメントを付される。こうした制度が、ICC の仲裁制度の質を担保し、ICC が選ばれる理由となっている。これらの手続きは、ICC が各国に有する事務所の仲裁廷において、弁護士が担当する。

欧州では、一般的にマドリード、ベルギー、ミラノ、アムステルダムは仲裁地として選ばれることが少ない。判例法の国の企業は英国の LCIA を選ぶ傾向にあったが、近年は Brexit の影響を受け、英国の裁判所が仲裁判断を承認しても、ブリュッセル条約下において他の EU 加盟国には承認されなくなることが懸念されている。なお、海事紛争であればロンドンが最も有名である。

仲裁地の選定については、当事者や仲裁人は、裁判所が仲裁に干渉することを望まないため、適用される仲裁法が重要である。フランスでは、裁判所が干渉する余地が制限されている。英国では、20 年程前までは最高裁が仲裁手続きに干渉する権利を有していたが、その権利が制限された後に世界的な仲裁件数が増加した事例がある。

大陸法と判例法の違いについては、判例法体系の国の企業同士の場合、仲裁機関や仲裁人が判例法体系の国となることが非常に多い。大陸法同士の場合は、大陸法を選ぶ傾向がある。両者の主要な違いは、ディスカバリー制度、証人尋問があるか否かである。ただし、最近 10 年ほど大陸法に基づいた仲裁であっても、ディスカバリー制度、証人尋問を一定程度実施するようになっている。

仲裁地と審問地については、ICC 規則第 18 条では、適切な任意の場所で審問等を実施できると明記しており、異なる場合もある。

なお、仲裁条項は仲裁専門の弁護士ではなく、一般の企業弁護士によって決定されることが多い。仲裁条項の交渉においては、情報の非公開性も重要である。近年、仲裁において情報の非公開性が判断基準となる余地は小さくなっているが、一方の当事者が違反した場合、もう一方の当事者は容易にその責任を求めることができる。

6.1.3 英国

本項目については、英国の弁護士事務所へヒアリングを試みたものの、該当する情報が得られなかった。

6.1.4 米国

仲裁地を選定する際、最も重要な要素は「利便性」である。仲裁地の選定において、米国企業は基本

的に既存の契約書をモデルにコピーして使用しているため、弁護士のアドバイスに依るところが大きい。場所、距離、証人がどこにいるのか等の要素を考慮する。また、必要なインフラが揃っているのか（審問施設、翻訳サービス等）、渡航に就労ビザが必要か、等を勘案して決定する。

仲裁機関の選定にあたって重視しているのは、①費用、②知名度である。例えば、①費用に関し、ICCは仲裁費用が高いと認識しているが、JCAAは安いと聞いている。②知名度について、実際問題として仲裁機関にそこまで大きな差異はないと感じているが、事務手続きやコミュニケーションがスムーズに行われることが重要だと考えている。また、仲裁規則が国際的なスタンダードを満たしているかどうかとも考慮すべきポイントである。

なお、仲裁地と審問地は必ずしも同じ場所でなくともよいと考えられている。ただし、当該国の仲裁法や裁判制度が仲裁に友好的であることが重要である。例えば、UNCITRAL 国際商事仲裁モデル法を採用しているか、NY 条約に加盟しているかという点を重視する。

6.1.5 シンガポール

（1）仲裁合意について

仲裁地の選定は、①仲裁手続きが準拠する法律（仲裁法）、②仲裁判断の撤回の可否及び仲裁の執行可能性、③仲裁合意の有効性等の法的意義が重要である。また、仲裁地は仲裁判断が成される場所（仲裁判断の国籍）となるため、仲裁についてどの国の裁判所が監督管轄権を持つのか、また敗訴当事者が仲裁判断に異議を申し立て、取消をする際、どの国の裁判所に行く必要があるかを決定する要素となるために重要である。

審問地とは実際に審問が行われる場所であり、仲裁地と混同してはならない¹。審問地の選択は、仲裁地のような法的効力を有するものではなく、一般的に、会議室、通訳サービス、議事録作成サービス等、仲裁を円滑に行うための設備を基準に選択される。また、交通の便、弁護士や仲裁人、外国人に対する非合理的な入国制限がないこと等、安全性やアクセスのしやすさも考慮される。また、食事や旅行等、レジャーを兼ねて審問地を選択する当事者も存在する。

仲裁機関の選定において、当事者は当該仲裁機関の仲裁規則を採用し、その仲裁機関が仲裁合意に基づき仲裁を運営し監督することについて合意する。仲裁規則は、仲裁人の指名（確認、当事者が合意しない場合の選任方法、忌避等）、仲裁人に支払われる費用、一時預かり金の徴収と仲裁人への支払いの監督、審問施設に対する支援（審問室、証言録取書（transcripts）サービス）について規定する他、仲裁判断のドラフトの有効性に関する精査等について規定していることもある。

一般的に、シンガポール企業が競争力を有していれば、シンガポールを勧めるが、有さない場合は、HKIAC 又は ICC を勧める。審問地は、証人等にとってアクセスのよい場所とする。

¹ シンガポールのケース「BNA v BNB and Anor [2019] SGCA 84」では、仲裁地と審問地の違いに焦点があてられた。仲裁合意には「上海における仲裁では SIAC（シンガポール国際仲裁センター）」と規定されていた。仲裁廷とシンガポール高等裁判所の多数派の意見は、シンガポールが仲裁地であり、「上海における仲裁」という文言は上海が仲裁地という意味ではなく審問地に過ぎないというものであった。しかし、シンガポール控訴裁判所は「上海における仲裁」の文言は上海が仲裁地であると判断し、仲裁廷と高等裁判所の解釈を覆した。

(2) 企業の国籍による違いについて

企業の国籍は、仲裁機関、仲裁地、審問地、言語等の選択に影響を与える可能性が高い。例えば、シンガポール企業は法制度に馴染みのあるシンガポールを仲裁地とし、仲裁機関を SIAC、審問地もシンガポール、仲裁言語は英語に指定するが多い。なお、仲裁地がいずれかの当事者の国となることは少なく（例えば、片方の当事者がシンガポール企業である場合、仲裁地としてシンガポールを指定するのは難しい）、交渉力の強さによって最終的には決定する。

なお、企業が大陸法に馴染みがある場合は、大陸法体系の国を仲裁地とすることを希望する可能性もある。

(3) 契約の種類による違いについて

建設プロジェクト等の長期にわたる高額の大規模契約と、短期で低額な小規模契約の間において典型的な違いが見られる。通常、長期の契約では、仲裁を開始する前に、一定程度の交渉や調停を試みる期間を設けるよう明記されることが多い。これにより、当事者は時間と費用のかかる仲裁手続きに進むか、紛争を回避するために友好的に解決するかを慎重に検討することが可能となる。一方、短期契約では、紛争解決の開始・解決が遅れることを防止するため、段階的な条項は含まれず、直接的な仲裁条項となっていることが多い。

(4) 仲裁地として選定する際に重視する要素

仲裁地を選定する際、①仲裁地の国が、当該国の国境を越える判断の承認及び執行のために必要なニューヨーク条約に批准しているか、②仲裁手続きを規律する法令及び仲裁地の国の裁判所が仲裁に友好的であるかどうか¹という点が重視される。これらの基準を評価するためには、以下の要素が考慮される。

- 仲裁法が明確かつ近代的で、紛争解決の手段として当事者による仲裁地の選択を尊重しているか。
- 仲裁地において下された判断を迅速に承認し執行する仕組みを有しているか。
- 当事者が仲裁による紛争解決に合意している場合、裁判所の介入を当事者が要求した場合に限定しているかどうか。
- 仲裁地が、仲裁人の民事責任の免責を認識しているかどうか。

また、仲裁地の司法が独立しており、効率的で、複雑な商取引や契約に関する仲裁の豊富な経験を有しているか、その他の要素（例：両当事者が仲裁合意において特定の言語を指定しなかった場合、仲裁手続きに使用する言語、交通、通信、ホテル、サービス、インフラ等のいずれかの場所を選択する際の利便性及び費用等）も考慮されるポイントとなる。

(5) 企業が仲裁機関を選定する際に重視する要素

仲裁機関の選定は、仲裁機関の評判や当事者の個人的な経験等、当該案件の状況に依存する。商工会議所に関連する多数の仲裁機関が存在しており、また近年、仲裁機関の数は増加している。しかし、国際仲裁の多くは、シンガポール、ロンドン、パリ、ストックホルム、香港、ニューヨーク、ワシントン

¹ 差止請求の実行可能性、その他の司法上の救済措置、仲裁判断の執行可能性、裁判所による仲裁判断の再審理の選択肢があるか等

D.C.といった、一般的な仲裁地で、SIAC、ICC、ICSID（国際投資紛争解決センター）、LCIA、HKIAC、SCC（ストックホルム商工会議所仲裁機関）、ICDR（紛争解決国際センター）等、古くから知られた仲裁機関が選ばれる傾向にある。

仲裁機関の選定において重要な主な基準は以下のとおり。

- 仲裁規則：主要な仲裁機関の仲裁規則は、執行可能な仲裁判断の決定を効率的に実施できるようデザインされている。例えば、当事者や仲裁人が仲裁手続きへの協力を拒むことで円滑な仲裁手続きを妨害することができないよう保証する条項が挙げられる。また、英語版で仲裁規則が公開されていれば有益である。
- 仲裁機関の関与の程度：例えば、HKIACやLCIAは、当事者の自主性を尊重し、仲裁人に主要な意思決定権限を委ねる「ライトタッチ」アプローチを採用している。一方、ICC等では、仲裁判断の精査においてより積極的に仲裁に関与する。ICCやSIACは、仲裁判断のドラフトを強制的に精査・承認している。ICCはドラフトを精査し、判断の形式に関する修正を行う等、仲裁廷の判断の自由を損なうことなく、仲裁廷が実質的な要点に集中できるようにしている。
- 仲裁費用：ICC、SCC、SIAC等の多くの仲裁機関は、管理費用と仲裁人費用の両方を、従価ベース（係争額に応じた金額）で計算している。一方、LCIAのように単位時間当たりの上限金額でそれらの金額を計算している機関もある。
- 情報の非公開性：SIAC規則とLCIA規則では、仲裁判断、仲裁のために作成されたすべての資料、当事者によって提出されたその他すべての文書の秘密を保持しなくてはならない。他方、ICC規則では、当事者に仲裁判断、資料及び文書の秘密保持は当然には義務付けられず、当事者の要請に基づき、仲裁に関連する手続きの秘密保持、その他の事項に関する命令を発する権限を仲裁廷に与えている。
- ファスト・トラック（Fast-track）仲裁：特定の仲裁機関は、単独の仲裁人の下で文書のみに基づき、仲裁を行う簡易仲裁を提供している。例えば、SIAC規則では合計係争金額が600万シンガポールドル未満である、当事者が合意している、又は例外的に緊急の場合において、簡易仲裁を利用することができる。2021年1月1日以降、ICCでは、新しいICC簡易手続の下、合計係争額が300万米ドル未満の仲裁に自動的に簡易手続が採用される。また、当事者はより高額の場合においても同手続を使用することができる。もし契約当事者がファスト・トラック仲裁の柔軟性を希望する場合は、考慮されるべきである。
- 早期判断：2016年SIAC規則、2017年SCC規則、2018年HKIAC規則、LCIAの2020年規則改正において、紛争の簡易処理及び早期判断の制度が導入された。2017年、ICCは既に一般的な仲裁手続きにおいて可能となっていた簡易棄却申請の手続きを一般的な事務管理規定の下で明確化した。

なお、SIAC仲裁規則の大半は、ICC規則を参考としたものである。また、これらのメリットが周知されていることも重要である。シンガポール政府は、セミナーを開催する等、SIACのプロモーションに多額の資金を費やしている。

（6）大陸法と判例法の相違が与える影響

仲裁地の選定基準は、裁判所及び関係法令が仲裁に友好的かどうか重要である。確かに大陸法体系

下の契約である場合、当事者は大陸法に精通している裁判所を仲裁地とすることを好む傾向にある。ただし、仲裁機関の選定基準は効率的な仲裁手続きができるかどうかの方が重要視される。現在の裁判所は洗練されており、大陸法と判例法の国で大差がない。したがって、仲裁機関の選定において、大陸法と判例法の違いは大きな影響を及ぼさない。もっとも、プロモーションを行う立場としては、対象者の所属国と同じ法体系であることを強調すべきであると考えられる。

6.1.6 中国

中国企業との案件を担当したフランスの弁護士事務所へのヒアリングによると、中国企業は CIETAC での仲裁条項締結を要求する傾向にある。また、中国企業は CIETAC の代替案として、香港の HKIAC を挙げるものの、中立性の観点から欧州企業は懸念を抱くことが多い。ただし、中国企業が南アフリカで事業を行う場合は、中立性を尊重して、第三国仲裁を認めるケースがある。

香港及び中国で実務経験がある弁護士によると、香港企業や中国企業が仲裁機関を選定する際、企業の顧問弁護士の推薦に大きく影響される。顧問弁護士が申立専門の弁護士に対し、どの仲裁機関での仲裁を経験したことがあるかを確認し、仲裁機関を選択することが多い。仲裁地と仲裁機関は同一の国である必要はないので、顧問弁護士が日本の仲裁機関を勧めれば、選ばれる可能性は高まると考えられる。なお、中国企業は、仲裁地を中国、仲裁機関を CIETAC とすることを希望するが、必ずしもその義務はない。

仲裁地を決定する際、仲裁地の裁判所の質、仲裁人の能力、法的な慣習、審問施設が重要である。仲裁人が仲裁を行う言語に堪能であるかという点において、言語は重要である。また、仲裁地と審問地が異なることはあり、そのような事例は増加している。当事者や証人にとっての利便性、審問地が近代的な設備を有しているかどうか等の条件によって、審問地は決定される。

6.1.7 香港

香港の弁護士事務所へのヒアリング¹によると、香港の企業が仲裁機関を選定する上で重要な要素は、仲裁判断の執行可能性であり、仲裁機関のプロモーション材料としても最も有益な手段の一つである。ニューヨーク条約（2020 年 8 月現在加盟国 166 か国）加盟国であれば、一般的に仲裁判断の執行可能性が担保されており、特に現地の司法制度が脆弱である場合、国際仲裁は裁判と比較して優位にある。例えば、日本企業がカンボジアに投資をした場合、多くの場合、紛争となるのはカンボジア企業による義務違反が生じた場合と想定されるが、その際、日本の判決をカンボジアで執行することは難しい。他方、カンボジアはニューヨーク条約の加盟国であることから、仲裁判断をカンボジアで執行することは、日本の判決を執行するよりも容易である。

なお、日本企業は和解を好む傾向にあるが、一定の限度があり、不公平な対応を取り続けた場合、日本企業も徹底的に戦う姿勢を見せる。加えて、執行可能性ほどの優先度はないかもしれないが、仲裁の非公開性という点において、企業は裁判よりも仲裁を選好する傾向にある。

また、香港企業が仲裁機関を選ぶ基準として、仲裁地の司法制度が仲裁判断を尊重するか否かが挙げ

¹ 香港の弁護士事務所へのヒアリングより（2021 年 1 月）

られる。仲裁手続きは仲裁地の仲裁法の下で進められ、仲裁地の裁判所は、仲裁が誤った手続きで行われている場合等において、仲裁に干渉することができる。民主化運動の後、香港の企業の間では、香港における司法の独立性について懸念が生じていることから、今後は香港が仲裁地として避けられる可能性もある。このように、仲裁地が仲裁に友好的であるか、司法が十分な仲裁の知識を有するか、仲裁地の仲裁法が適切かという「仲裁地の廉潔性（integrity of seat）」と呼ばれる3点が重要である。

6.1.8 韓国

仲裁地として重要なことは、①安全であること、②裁判制度が整備されていること（good court system）、③良い仲裁法があることの3点である。ヒアリングを実施した韓国の弁護士によると、これらの条件を有しているアジアの都市はシンガポール、香港、ソウル、東京のみであり、他の都市においてはリスクがあると認識していた。例えば、ある仲裁案件の仲裁条項では、バンコクが仲裁地と定められていたが、弁護士がタイの弁護士資格を有していないために仲裁人を務めることができない等、タイの法律には仲裁を行う上で多くの障害と国の介入があったため、実際に仲裁を行う際にシンガポールに変更したことがあるとのことである。

また、韓国企業は、仲裁条項の作成において、特に準拠法に関し中立性を重視する傾向にある。例えば、建設業界や海運業界では、判例法が国際的であるという一般的な認識があるために判例法系の国が仲裁地として選ばれることがある。また、準拠法を第三国とする場合、その準拠法に基づいて契約を解釈するために現地で新たに弁護士が必要だという認識がある。一方、仲裁地が第三国となること自体に問題はない。

なお、2019年～2020年の香港の民主化運動により、韓国企業の間で香港の司法の独立性に懸念が生じている。香港を仲裁地としていた韓国企業は、デモ活動のため香港で仲裁を行うことができず、代替として韓国で行った。今後、そのような韓国企業の間で仲裁地としての韓国の評価が高まれば、将来的に韓国の仲裁件数は増加するとも考えられる。

6.2 海外の仲裁実務家から日本への示唆

※本項では、特に断らない限りオンラインでの各国の有識者からの聞き取り調査による記述である。

6.2.1 ドイツ

ドイツ企業にとって、日本は地理的に遠いため、取引先である日本企業が非常に重要である場合を除いて、日本となる可能性は低い。さらに、ドイツのGDPの80%～90%は、家父長的な経営形態の中小企業であり、その経営者は保守的であることが多く、日本の仲裁機関を利用するとは考え難い。一方、若年層は国際的な教育を受けているため、今後、変化する可能性はある。他の機関にはないものを提供する必要がある。シンガポールは中国や東南アジア企業との妥協点としての役割を果たしている。日本も同様の役割を果たせるのではないかと考えている。

JCAAが利用されない理由は、周知されていないためである。シンガポールや香港は歴史的に貿易の中継地であり、中立であるというイメージがある。他方、ドイツや日本は製品の製造・輸出国であるので、中立であることが重要な国際仲裁を発展させることは難しい。例えば、欧州では、一般的に中立と認識されているオーストリア、スイス、スウェーデンの仲裁機関が盛んに利用されている。なお、中立

でないにも関わらず CIETAC が利用されている理由は、中国企業と取引したいドイツ企業が多く、中国企業が優位的な交渉力を有しているためと考えられる。

6.2.2 フランス

仲裁地が他国である場合にも、証人が日本にいる場合は日本で審問を行うメリットがある。また、日本には優れた通訳者が多い。

日系企業と海外企業の契約において、海外企業が JCAA を選定しない理由のほとんどは誤解に基づく否定的な JCAA に対する認識である。したがって、日本の中央省庁や法律事務所が JCAA の評判を高めるようプロモーションを実施することは有意義である。

欧州の仲裁実務家の間では、外国人弁護士が日本において仲裁の代理人を務めることに制約がある、手続きや証拠の提出を日本語で行う必要がある等の誤った認識が広まっており、日本を仲裁地として選ぶ上での障害となっている。加えて、JCAA に登録されている外国人弁護士が少ないと考える欧州の仲裁実務家は多い。

アジアで現在仲裁の中心地となっている香港、シンガポールは判例法の国である一方、日本は大陸法の国であるため、日本が仲裁地としての評判を獲得すれば、日本と同様に大陸法体系を採用する欧州各国の企業から選ばれる可能性はある。

また、日本の裁判所が仲裁判断を覆すのではと懸念している欧州の実務家が多い。そのため、日本の手続法に準拠していない場合は仲裁結果が承認されない等、フランスと比較して裁判所の介入余地が大きく、法改正が求められる。

広報におけるターゲットとしては、国際法曹協会（IBA）が毎年開催する「国際仲裁の日（the International Arbitration Day）」を東京に招致し、日本の仲裁システムを参加者に紹介することが有効と考えられる。IBA には、世界中から 400 名ほどの弁護士が集うため、日本をアピールするチャンスとなる。

欧州では、政府の支援ではなく、弁護士事務所、仲裁機関、大学教授等によって国際仲裁が発展してきた歴史がある。したがって、こうした仲裁実務家や研究者が参加する会議に日本の教授や実務家が参加し、日本の仲裁の制度や現状を紹介しネットワークを広げることが重要である。また、国際司法アカデミーの仲裁の講義等において、日本の実務家が講演を行うことで、将来の仲裁人である若い実務家に対し、日本の国際仲裁制度を周知させることが可能と考えられる。

6.2.3 英国

本項目については、英国の弁護士事務所へヒアリングを試みたものの、該当する情報が得られなかった。

6.2.4 米国

米国弁護士事務所へのヒアリングによると、日本を仲裁地とすることのメリットは、（日本企業にとっては）証人が移動しなくてもよい、仲裁規則が現代的である、ビザが不要という点である。また、アジア圏では、シンガポールや香港が競合となるが、仲裁制度に課題の残るタイよりは日本を選定するメリットがあるとしている。

米国企業は、日本における仲裁に関し、①英語で実施できるのか、②仲裁人を選べるのか、③執行可能性は確保されるのか、という点を質問されたことがある。日本はこれらの条件について、実務的に問題はないと考えている。

日本の仲裁を振興するためには、日本企業が仲裁についてさらに認知する必要がある。また、企業が契約において仲裁条項に日本を規定しておくことも重要である。また、仲裁人よりも当事者（企業）に対し、日本での仲裁コストが他機関よりも低く、事務手続きがスムーズで、仲裁判断までの時間が効率的であるという点をアピールする必要がある。

2019年時点では、1991年頃の日本における仲裁は効率的ではなかったという昔の印象が海外の実務家にはまだ根強く残っており、それがスティグマになっていた。2021年現在は1991年当時とは全く違うのだということを海外に知らしめる必要がある。

仲裁振興に関し、日本は国際的な基準を満たしているが、他国の国際機関と連携する等、より国際的なプロモーションが必要である。

日本の国際仲裁に関する課題は、システム等のインフラや場所の問題ではない。例えば、言語能力も課題の一つである。英語で仲裁廷のレポートを出す、仲裁人だけでなく、サービスを提供する仲裁機関のスタッフにもネイティブレベルの英語が話せるスタッフを雇用する等の対策が必要である。

また、日本には国際的な弁護士事務所がまだ少ないとも感じている。日本の弁護士事務所も英語人材を確保し始めているが、ネイティブレベルの英語人材、高い専門性を持つ人材がさらに必要である。

地理的な要因として、日本は東洋と西洋の中間点にあり、米国にとってはシンガポールよりも飛行機の移動時間が8時間短い等、メリットがある点も米国企業にアピールできる点である。

6.2.5 シンガポール

日本の仲裁規則は周知されていないので、効率的かつ透明性が確保されていることをアピールすべきである。また、日本を仲裁地とすることには多くのインセンティブがあり、例えば、以下のような点について利用者にアピールが可能である。

- 日本は近代的かつ効果的な仲裁法を有しており、紛争の公平かつ公正な解決を促進し、裁判所の介入を制限し、機密性と透明性の適切なバランスをとるための枠組みを提供している。
- 日本は、国際仲裁において独立し、専門性を有する能力を持った、洗練され、高い評価を受けた司法制度があり、裁判所は紛争を仲裁で解決するという当事者の決定を尊重する。
- 日本はニューヨーク条約加盟国であり、仲裁合意及び仲裁判断の実施に優れた実績を有する。
- 日本は、公的な法的基盤を有し、中立かつ公平な法制度を有する、仲裁に適した国である。また、日本の裁判所は、腐敗がなく信頼でき効率的である。
- 日本は、仲裁人、当事者、証人及び弁護人（特に改正された外弁法）の入国又は仕事に不当な制約を課すことなく、仲裁人、当事者及びそれらの法律顧問が容易にアクセスできるようにしている。
- □ 日本は安全で整然としており、ビジネスや審問の実施に混乱が生じるリスクは最小限である（例：自然災害、抗議、暴動）。

また、企業がJCAAを仲裁機関に選ぶインセンティブとして以下の点が挙げられる。

- JCAAの評判、JCAAの仲裁判断の質、仲裁人の専門性に関する評判の向上

-
- 他仲裁機関と比較して安価な仲裁費用
 - 迅速な仲裁判断
 - 効率的に仲裁を実施するための世界基準の仲裁規則
 - JCAA 規則において、仲裁の機密性が非公開、守秘義務の規定で担保され、迅速仲裁が既に規定されていること
 - 快適で近代的な審問施設と優れた技術

当事者は、日本での仲裁について言語の壁をもっているかもしれないが、当事者らがより便利であると感じるように、規則等の訳出が必要である。また、マーケティングは重要であり、特に費用面について他国の仲裁機関よりも安価であることをアピールすべきである。

プロモーションの方法について、まずは仲裁機関を周知する必要がある。仲裁規則についても知られていないため、英語版の仲裁規則をプロモーションする必要がある。海外の企業、法律事務所に赴き、具体的に当該規則の利点（透明性、費用、効率性）について説明する。仲裁機関が仲裁自体に介入しないことも利点として挙げられる。この点については、HKIAC が特に強調して宣伝しているが、SIAC も宣伝した。

なお、シンガポールには日系企業をクライアントにもつ弁護士事務所も多く存在するが、当該事務所は日本の弁護士に対して良いイメージを持っている。

6.2.6 中国

仲裁地、仲裁機関の選定において重要な要素となるのは、中立性と各々の企業の交渉力である。日本や JCAA が仲裁において利用されうるのは、以下の場合が考えられる。

- 日本企業が海外に投資する場合：日本企業が投資する場合、投資先企業に対して交渉力を有しているため、日本を仲裁地に指定することが容易だからである。貿易の中継地である香港やシンガポールと異なり、日本、中国、韓国は自国に大きな産業があり、このような戦略が可能である。
- モンゴル、韓国、中国等の企業の国際的な契約（例えば中国企業と韓国企業）の場合：右に挙げた国は日本と同じ大陸法系であり、おそらく法的な慣習も近く、中立的な仲裁地として日本を挙げる可能性が考えられる。

また、日本や JCAA は、日本企業に自国の仲裁機関を利用したり、自国を仲裁地としたりする様説得すべきである。仲裁地と仲裁機関の両方を日本で合意できない場合でも、例えば仲裁機関は ICC（国際商業会議所）で仲裁地は日本とする、又は仲裁機関は JCAA で仲裁地は中国とする等の、いずれかを日本とする戦略も有効である。

6.2.7 香港

日本は優れた仲裁法を有しており、仲裁に詳しい判事もいるが、海外では一般的に知られていない。プロモーションの方向性としては、例えば、シンガポール国際商業裁判所（Singapore International Commercial Court）は、仲裁に関する知識が豊富であること、英語での手続き進行ができること、16 人の国際判事を有しており、国籍的な偏り（impartiality）がないこと等を対外的にアピールしている。

パリの裁判所でも英語で対応できる特別な部門が設置されている。

また、HKIAC は香港以外を仲裁地とすることを認めており、韓国企業であれば韓国を、中国企業であれば中国を仲裁地とすることができる柔軟性が利点のひとつであるが、JCAA はこの柔軟性に乏しいと思われる。

日本は経済的に自立しており、香港やシンガポールとは状況が異なるものの、人口減少にあることは考慮され得る。日本は先進的な国であり、法の支配（rule of law）が根付いているという伝統を仲裁振興の局面でもアピールできる。例えば、日本は香港やシンガポールとは異なり国内経済基盤が十分にあるが、法の支配が根付いている伝統もあり、世界における紛争を解決する役割を担いたいと考えていることを仲裁振興の際に、メッセージとして伝えることも考えられる。

分野としては、日本人の仲裁人は小規模な仲裁案件で経験を積むことができることから、日本は海事仲裁に対してプロモーションをする余地がある。

2020 年に日本では外弁法が改正され、今後、外国人弁護士が来日せずに日本の仲裁を担当するケースも想定される。近年、第三者による申立当事者への資金提供（TPF：Third Party Funding）が広まっているが、日本で仲裁を行い、一方の当事者がバーチャルで参加し、TPF を利用した場合、どのように処理されるか注目される。日本では TPF について、法的な位置づけに議論があると考えられるが、外国の TPF を利用する場合、日本法がそもそも関わる余地がないという可能性もある¹。

2019 年に JCAA の仲裁規則に導入された「インタラクティブ仲裁規則」は革新的である。また、JCAA の仲裁費用は主要な海外仲裁機関に比べて低めに設定されていると考えられる。そのため、経験値の高い仲裁人からは敬遠される可能性がある。他方で、若年の仲裁人が JCAA の仲裁人リストに登録し、自らを宣伝し、経験を積むことが可能と考えられる。

シンガポールや香港と同様、日本が仲裁のハブになるためには 20～30 年が必要であり、仲裁件数を呼び込むことと同時に、次世代の仲裁人を育成することが重要であり、経験と実績を積まなくてはならない。例えば、若手の日本人仲裁人が英語と日本語の両方で実務がこなせるように訓練する必要がある。また、日本では、弁護士の合格率が 13% と低いが、外弁法を改正したことで外国人弁護士も増え、外国の弁護士事務所と日本の弁護士事務所が協業する機会も増加すると考えられる。

広報に関し、SIAC、HKIAC はカンボジア、ミャンマー等の東南アジアの裁判官と対話をしている他、セミナーを開催し、裁判官に自国の仲裁に関する最近動向についてレクチャーをしている。他国の裁判官に対する働きかけはセンシティブな、偏った働きかけをしているのではないかという問題はあるものの、セミナーという形にして、任意で参加し、質問してくる裁判官に対して回答する、情報提供を求めに応じて行う、という方法であれば問題が生じにくい。

このセンシティブな問題に関連して、日本は独自の貴重な立場があるのでそれを活用する余地がある。日本でも国際協力機構（JICA）が東南アジアにおいて、政府開発援助（ODA）の一環として法整備支援を行っており、仲裁廷の立て方等の技術支援をしている。これは他国とは異なるアプローチとして役立てることができるのではないかと。

なお、中国の一带一路政策の対象国に対して、日本の仲裁利用可能性を働きかけることの有効性は不

¹ 香港の弁護士事務所へのヒアリングより（2021 年 1 月）

明であるが、いつでも宣伝することをやめる理由はなく、成功すれば、66 か国が対象となっていることによる効果は大きいと考えられる。

また、デジタル化によって仲裁費用が削減したことを公表することも有益である。仲裁の非公開性から具体的な金額等の情報収集は難しいと考えられるが、渡航しないでヒアリングができているのであれば、明らかに仲裁費用は減少していると考えられる。日本、スイス、大陸法的な国等、裁判手続きで遠隔の尋問を行うことが手続法上難しい国にとっては、尋問をオンラインでできる仲裁の価値が特に上がっていると言える。仲裁については、当事者が合意したことが適法性の基礎になるため、オンラインでの尋問も適法性の問題を生じることなく実施できると考えられる。

6.2.8 韓国

日本は、(仲裁弁護士ではなく)一般的な企業の顧問弁護士や企業の法務部に対し、日本や韓国で仲裁を行うメリットを啓発する必要がある。仲裁条項は、一般的に「3 AM Clause」と呼ばれて、十分な検討を経ずに欧州の仲裁地、仲裁機関が選ばれることが多いが、欧州を選ぶ場合はコスト、文化的な違い、時差等で負担が大きいことを認識すべきである。特に英国は日韓と異なり判例法であり、商習慣も異なる。例えば、日本企業が書類を作成する際に十数人もの社員の承認が必要であることを欧米側は理解できないだろう。また、仲裁廷での文書において日本企業は「益々の発展をお祈り申し上げます」の様な挨拶を入れることが多いが、相手への批判に終始する欧米の文化圏に属する仲裁人からすると、異質であろう。アジア出身の仲裁人であれば、これらのアジア的な文化に理解がある。法律分野において、英語圏では言葉の使い方 (**wording**) そのものが重要である一方で、日本ではその文章の文脈や解釈が重要である。また、日本企業は仲裁における交渉 (**negotiation**) 段階において証拠を示そうとするが、判例法系の仲裁人は(仲裁手続きにおいて認められているが)拒否することがある。したがって、仲裁地の選定は非常に重要である。

また、日本企業の仲裁を日本に呼込むために、主要な法律事務所の企業弁護士を啓発し、仲裁条項について交渉する習慣を広めるべきである。シンガポール、香港、ソウル、東京以外のアジアにおいて、仲裁を問題なく進めることは難しく、また、米国の仲裁機関は主に消費者保護を取扱っているので、商業仲裁は得意ではない。Kim 弁護士は韓国及びニューヨーク州で弁護士の資格を有しており、米国ではニューヨーク州に加えてカリフォルニア州で仲裁の経験がある(カリフォルニア州裁判所に適用免除措置 (**Waiver**) を提出することで仲裁を行うことができる)。米国では、州ごとに独自の仲裁法があるものの、州法が連邦法と抵触する場合¹、仲裁を行うことにリスクがある。Kim 弁護士が ICCA (国際商事仲裁協議会) の事務局長を務めていた際に各国の法制度について調査したところ、米国は多くの仲裁分野の弁護士を有しているにもかかわらず、法制度は十分に整備されているとは言い難かった。

日本の企業弁護士は、仲裁地を選定する際に、アジアの大陸法系の国か少なくとも漢字文化圏を検討するべきだろう。この文脈では台湾も候補に挙がるが、ニューヨーク条約の批准国ではない点が懸念される。

¹ 連邦法と州法との関係については、最高法規条項 (**Supremacy Clause**、合衆国憲法第 6 編第 2 項) により、連邦法の州法に対する優位が定められており、連邦法と州法とが黙示的に抵触する場合においても、専占 (**preemption**) の法理により連邦法が州法に優位する。(H21 経済産業省「諸外国の訴訟手続における営業秘密保護の在り方等に関する調査研究報告」TMI 総合法律事務所)

仲裁条項の作成において妥協する必要がある場合は、準拠法よりも仲裁地を重視すべきである。当然、準拠法は重要だが（例：タイの仲裁法には仲裁に友好的でない内容が含まれる）、仲裁地の裁判所が仲裁手続きを尊重することの方がより重要である。

日本企業及び韓国企業は、仲裁条項の作成において中立性を重視する（特に準拠法に関して）。また、建設業界や海運業界では、判例法が国際的であるという一般的な認識があるために判例法系の国が仲裁地として選ばれることがある。準拠法を第三国とする場合、その準拠法に基づいて契約を解釈するために現地で新たに弁護士が必要だという認識がある。一方、仲裁地が第三国となること自体に問題はない。

日本及びJCAAが第三国仲裁において利用されるためには、政府の支援や日本における国際仲裁のコミュニティの役割が重要である。海外企業が国際仲裁において日本を選択しないのは、日本を避けているのではなく、検討していないからである。多くの中国企業と米国企業、中国企業と韓国企業等の取引において、中立性の観点から香港やシンガポールが選ばれているが、東京をプロモーションして中立的な仲裁地としての認知度を高めるべきである。法制度が近似している、同じ漢字文化圏である、地理的に近い等の優位性が東京にはある。

特に香港では、2019年～2020年の民主化運動により、司法の独立性に懸念が生じている。香港を仲裁地としていた韓国企業は、デモ活動のため香港で仲裁を行うことができず、代替として韓国で行った。そのような韓国企業の間で、今後、仲裁地としての韓国の評価が高まれば、将来的に韓国の仲裁件数は増加するだろう。日本も同様の戦略をとるべきである。

日本/JCAAが第三国仲裁地/機関として利用されるためには、日本企業がより積極的に仲裁を利用することが不可欠である。韓国と比較して日本の経済規模は大きいですが、ICCにおいて日本企業の件数は韓国企業よりも少ない。まずは日本企業がJCAAを利用して、その実績を他国の企業に示すことが求められる。

また、JCAAは2020年に「インタラクティブ仲裁規則」という主要な仲裁機関には見られない革新的な規則を導入した。同規則自体は優れており、経済界から歓迎されると思われる。しかし、仲裁機関は利用者に快適に利用してもらうことが重要であり、（新しいアイデアであるため）同規則の内容が十分に伝わらないまま受け入れられない可能性がある。他の仲裁規則と手続上、大きな違いがないこと等、積極的に利用者にアピールする必要があるだろう。

6.3 日本企業が国際仲裁を行う上での課題

これまでの企業へのヒアリング調査や他機関の類似調査によると、日本企業が国際仲裁を行う上での課題（第三国仲裁を含む。）として、以下のような点が指摘された。

- 仲裁制度自体に対する情報・認識不足
- 国際仲裁を含む国際紛争を解決する国として、日本の競争力の低さ（言語、施設、人的キャパシティ等）
- 国際紛争における日本の競争力の低さ
- 仲裁手続きに対する情報発信の不足
- 取引当事者間におけるパワーバランスの不均衡

特に、仲裁制度に対する日本企業の認識不足は深刻である。下図は、日本企業の国際仲裁に関する認知度につき、海外進出・国際取引に關与している企業と關与していない企業に分けて調査したものであるが、国際取引に關与している企業であっても約 1 割 5 分に周知が足りていない。また、日本政府の「国際仲裁の活性化に向けた取組」については、国際取引に關与している企業でも、5 割近くに周知が足りておらず、關与していない企業に至っては、7 割近くが認知していない状況である。



図 16：日本企業の国際仲裁に関する認知度

（出典）法務省「日本における国際仲裁の活性化に向けた施策に関する調査研究」（2019 年 3 月）日本国際紛争解決センター

7 日本が今後取るべき戦略（提案）

今後、日本が国際仲裁活性化に向け、取るべき戦略として、（１）基礎基盤に関する取組、（２）日本企業による国際仲裁利用の活性化、（３）第三国仲裁地としての日本の可能性の３つに焦点を当て、そのこれまで指摘されてきた主な課題点と、ヒアリング調査によって指摘された課題内容、日本の強みについて挙げ、それらに対する考察と解決に必要な取組を以下に述べる。

なお、本項に掲げる課題として指摘された点は主にヒアリング調査に基づくものである。ヒアリングで課題として指摘された点について事実関係の調査を加えた結果、課題の指摘が事実と異なる場合があることから、その場合は事実関係を追記している。

7.1 基礎基盤に関する取組

7.1.1 課題として指摘された点と事実関係

①仲裁制度／仲裁制度／仲裁人

- 中堅・中小企業の中には、仲裁手続の概要、仲裁代理人の候補者等の情報へのアクセスが容易でないとの認識がある（なお、JCAA のホームページは 2020 年 4 月に刷新され、申込手順¹、管理費用²がより明確化されているため、同認識を改めるためのより一層の周知が必要と考えられる）。
- 仲裁人・仲裁代理人だけでなく、仲裁機関事務局のスタッフについて、米国の弁護士から、ネイティブレベルで英語を扱える人材が不足しているとの指摘があった他、HKIAC からは国際仲裁の振興にはスタッフの多国籍化が重要であるとの発言があった。
- 香港の弁護士の発言において、日本における仲裁振興のためには次世代の人材の育成が重要であり、特に英語で実務を行うことができる日本人仲裁人の充実が必要との指摘があった。
- フランスの弁護士から、日本は多言語で仲裁手続を取り仕切ることができる仲裁人が少ないという発言があった（なお、実際には、JCAA の仲裁人リストには多くの外国人仲裁人が登録されている³。したがって、同認識を改めるためのより一層の周知が必要と考えられる）。
- フランスの弁護士から、欧州の仲裁実務家の間では、日本人仲裁人は外国語が不得手である、英語で仲裁手続を進めることが困難であるといった、日本の仲裁について誤った認識が広まっており、加えて JCAA に登録されている外国人仲裁人の数が少ないとの指摘があった（なお、JCAA に登録されている仲裁人約 350 人のうち 200 人程度は外国人である⁴。したがって、同認識を改めるためのより一層の周知が必要と考えられる）。
- 国際的な仲裁案件を取り仕切ることができる仲裁人が日本にもいることが周知されていない（なお、JCAA のホームページでは日本国籍及び外国籍仲裁人の「仲裁人経験者リスト」として、各仲裁人の仲裁案件経験数が言語別で明示されている⁵。したがって、同認識を改めるためのより一

¹ JCAA 仲裁手続の流れ “<https://www.jcaa.or.jp/arbitration/flow.html>”

² JCAA 費用 “<https://www.jcaa.or.jp/arbitration/costs.html>”

³ JCAA 仲裁人候補者 “<https://www.jcaa.or.jp/arbitration/candidate.html>”

⁴ JCAA 仲裁人候補者 “<https://www.jcaa.or.jp/arbitration/candidate.html>”

⁵ JCAA 仲裁人候補者 “<https://www.jcaa.or.jp/arbitration/candidate.html>”

層の周知が必要と考えられる)。

- 日本の仲裁人の英語能力が周知されていない（なお、JCAA の日本人候補者リストにおいて、JCAA に登録されている日本人仲裁人候補者の対応可能言語が明記されている¹。したがって、同認識を改めるためのより一層の周知が必要と考えられる）。

②仲裁コミュニティ

- 香港の弁護士、韓国の弁護士から、特にアジアの仲裁機関の発展においては政府からの支援、ビジネス界の人材を仲裁機関に参加させる等の、国際仲裁を取り巻くコミュニティ（ビジネス界、法曹、国内外の仲裁実務家等）の充実の必要性が指摘されている。

③マーケティング

- アジアの仲裁機関を中心に、海外企業や国内企業に対して積極的にプロモーションを実施している。特に SIAC や HKIAC ではマーケティングを専門とする人材を雇用していることから、マーケティングの重要性が伺える。

7.1.2 ヒアリングで指摘された具体的内容

①仲裁制度／仲裁制度／仲裁人

- 香港の弁護士から、HKIAC は香港以外を仲裁地とすることを認めており、韓国企業であれば韓国を、中国企業であれば中国を仲裁地とすることができる柔軟性が利点のひとつだが、JCAA はこの柔軟性に乏しいとの指摘があった（なお、JCAA 規則では当事者の合意の下、自由に仲裁地を指定できる²ため、誤った認識が広まっている可能性がある。したがって、同認識を改めるためのより一層の周知が必要と考えられる）。
- フランスの弁護士の発言において、フランスと比較して日本では仲裁結果に対する裁判所の介入余地が大きいことから、日本の裁判所が仲裁判断を覆すのではと懸念している欧州の実務家が多いとの指摘があった。
- 香港の弁護士の発言において、JCAA の仲裁費用は、他国の主要な仲裁機関と比較して低めに設定されている可能性があり、仲裁費用が安価となるため利用促進が見込まれる一方、経験値の高い仲裁人からは敬遠される可能性があるとの指摘があった。

②仲裁コミュニティ

- 海外の仲裁実務家の中には、日本の仲裁人は多様性に欠けるとの誤った認識を持っている場合があり、中立性に欠けるとみられている可能性がある（なお、実際の JCAA 仲裁人リストには多くの外国人仲裁人が登録されており、国籍の多様性は確保されている³。したがって、同認識を改めるためのより一層の周知が必要と考えられる）。

¹ JCAA 仲裁人候補者 “<https://www.jcaa.or.jp/arbitration/candidate.html>”

² JCAA 仲裁規則 “<https://www.jcaa.or.jp/arbitration/rules.html>”

³ JCAA 仲裁人候補者 “<https://www.jcaa.or.jp/arbitration/candidate.html>”

- ・ ヒアリングにおいて、SIAC はイベント開催のために訪日する際、仲裁が発生しやすい建設業界や商社等の個別の日本企業を訪問することがあるが、日本では企業の個別訪問を行っていないので参考となるだろうとの示唆があった（なお、近年 JCAA は JETRO や商工会議所と協力してオンラインセミナーの実施等の広報活動に注力している¹。したがって、JCAA や JIDRC が広く情報発信を行っていることについて周知が必要と考えられる）。

③マーケティング

- ・ 中国の弁護士から、他の仲裁機関が行っている施策（例：免税措置等）から学ぶことが重要であるとの指摘があった。特に、日本が第三国仲裁を誘致するためには、国際貿易、日本の貿易や対外投資において重要な分野（一般的には交通、インフラ、IT、知財権等）は何かという点に着目する必要がある。

7.1.3 日本の強み

①仲裁制度／仲裁制度／仲裁人

- ・ 日本は優れた仲裁法を有しており、仲裁に詳しい判事も存在する。
- ・ 日本の仲裁法、裁判制度は非常に安定しており、仲裁判断が不当に取り消されるリスクは限定的であると認知されている。
- ・ 他国の仲裁機関に比較すると数は少ないものの、日本には優れた通訳者が多いということについて、実際に日本での仲裁経験のある他国の弁護士は認識している。
- ・ 日本では 2020 年に外弁法を改正したことで外国人弁護士も増加している。
- ・ JCAA は仲裁人と当事者の密接な情報交換を通じ、効率的で迅速な仲裁を目指し、他の仲裁機関では見られない革新的な「インタラクティブ仲裁規則」を導入している²。
- ・ 多くの仲裁機関が COVID-19 禍を契機にオンライン審問に関する規則を改正したが、JCAA 規則は COVID-19 禍以前からオンライン審問を可能としている³。

②仲裁コミュニティ

- ・ 日本の仲裁コミュニティ（法曹）や商工会議所は仲裁の重要性について認識しており、広報活動や啓発活動も近年積極的に行うようになってきている。
- ・ 海外の法律事務所や仲裁機関においてインターン経験を積む等、国際仲裁の経験を持つ若手実務家は着実に増加している。

③マーケティング

- ・ 日本の国際協力機構（JICA）は、東南アジアにおいて政府開発援助（ODA）の一環として法整備支援を行っており、仲裁廷の立て方等の技術支援をしている。これは他国とは異なるアプローチであり、国際仲裁振興に役立つ可能性がある。

¹ JCAA セミナー&イベント “<https://www.jcaa.or.jp/seminar/>”

² JCAA 仲裁規則 “<https://www.jcaa.or.jp/arbitration/rules.html>”

³ 商事仲裁規則・インタラクティブ仲裁規則第 50 条第 3 項

7.1.4 考察

①仲裁制度／仲裁制度／仲裁人

- 国際仲裁の活性化のため、仲裁人・仲裁代理人のみならず、仲裁機関事務局のスタッフを始めとする周辺人材にネイティブレベルで英語実務や多言語で実務が行えるように新たな人材を雇用したり、多国籍化を図ったりすることが有益である。
- シンガポールや香港が仲裁のハブとなるまで 20～30 年を要したことから、日本も長期的な視点で仲裁件数を呼び込むと同時に、仲裁案件を数多く経験し、また英語での実務遂行等が可能な次世代の仲裁人を育成し、経験と実績を積むことが重要である。
- ICC 等と比較し、日本では相対的に仲裁件数をこなした仲裁人が少ないことは否定できないが、豊富な経験を有する仲裁人が日本のリストにも多く存在し、少なくとも現在の年間仲裁件数を処理する以上の人的な余力が日本にはあることを示していると推察される。したがって、仲裁人名簿の内容、質等を機会がある度にユーザーに対して示し、人的なキャパシティの存在を広報に役立てることが必要であると考えられる。
- 他国の仲裁実務家の間では、外国人弁護士が日本において仲裁の代理人を務めることに制約がある、手続きや証拠の提出を日本語で行う必要がある等の誤った認識が広まっており、日本を仲裁地として選ぶ上での障害となっているが、実際には JCAA の仲裁人名簿には数多くの外国人仲裁人が登録されており、また 2020 年に外弁法を改正したことで外国人弁護士も増えていることから、外国の弁護士事務所と日本の弁護士事務所が協業する機会も増加する可能性がある。
- また、国外の当事者は、日本での仲裁について言語の壁を感じている可能性があるため、当事者らがより便利であると感じるように、規則等の訳出の存在をアピールする必要がある（現在、JCAA のホームページには日英の二言語で仲裁規則が公開されている）。

②仲裁コミュニティ

- アジアの仲裁機関の成功例にあるように、仲裁振興にはステークホルダーであるビジネス界のサポートが重要である。例えば、ビジネス界の人材を仲裁機関のコミュニティに参加させ、意見や要望を反映させること（ボトムアップ）が牽引要素となった事例があり、政府支援（トップダウン）と共に重要な要素である。
- ビジネス界を巻き込み、定期的に仲裁人等が集まり仲裁に関する議論を行ったり、仲裁に関する講義を提供したりする等、ビジネス界に対する仲裁の認知度を向上させる活動が必要である。

③マーケティング

- 日本が仲裁で対応する必然性の高い分野を見極めることも重要である。例えば、日本への信頼性が高い IT・テクノロジー分野、海事仲裁委員会（TOMAC）のある海事分野等は第三国からの案件獲得を含め、件数を伸ばす良い試金石になる可能性がある。
- 海事仲裁は比較的小規模（大規模なものでも 10 万米ドル程度）、かつアドホック仲裁の割合が高い。日本人の仲裁人は小規模な仲裁案件で経験を積むことができることから、日本は海事仲裁に対してプロモーションをする余地があると考えられる。

7.1.5 必要な取組

① 仲裁制度／仲裁制度／仲裁人

- ワンストップサービス（仲裁、調停、裁定、ドメイン名等の紛争解決手段を包括的に提供する）として提供されている具体的な他国仲裁機関のサービス内容を確認し、確認結果次第に必要な制度変更又は広報活動を検討する。
- これまでの仲裁規則、仲裁法等の改訂により、海外企業にとっても利用上問題がないことの直接の外国企業等への発信及び日本企業への説明を拡充する。
- 口頭審理における同時通訳の機能や当事者の控え室等を完備した設備を整備する等、仲裁施設を拡充する。
- 仲裁人・仲裁代理人のみならず、仲裁機関事務局のスタッフを始めとする周辺人材が英語で実務が行えるように教育することや、多国籍化を図る。
- 国際司法アカデミーの仲裁の講義等で、日弁連、日本仲裁人協会（JAA）、JCAA 等から、日本の実務家が現在よりも高い頻度で講演を行うことで、将来の仲裁人である若い実務家に対し、日本の国際仲裁制度を周知させる。
- 人材育成を拡充する（国際仲裁を熟知した人材の育成、事務局スタッフ・周辺人材の育成、専門分野の知見を有する仲裁人材の育成、若手実務家の育成等）。
- 国際的に著名な仲裁人を招致し、国外に周知することで国際性をアピールする。
- 大学等とも連携し、日本の仲裁制度や JCAA 規則に精通した将来の仲裁人候補を養成する事業を実施する。
- 当事者や国外の仲裁人に対し、事務的手続きや税務手続きへの支援サービスを提供する。例えば、シンガポールでは、仲裁人の報酬等について税制上の優遇措置があり、我が国でも同様の措置が可能かどうか日本政府で検討する余地はある。
- 英語や多言語で対応できる特別な部門を設置する。
- 若手仲裁人が JCAA の仲裁人リストに登録し、自らを宣伝し、経験を積むよう促進する。
- 日本政府及び JCAA は、仲裁に関する知識が豊富であること、英語での手続き進行ができること、国際判事を有しており、国籍的な偏りがないこと等を対外的にアピールする。
- JCAA 規則はオンライン審問を可能としており、さらに JIDRC に必要な設備が充実していることから、自宅等からオンライン審問に参加する際、安全性やネットの安定性への懸念がある場合は、JIDRC の施設を利用するよう推奨する¹。

② 仲裁コミュニティ

- 国際仲裁を取り巻くコミュニティ（ビジネス界、法曹、国内外の仲裁実務家等）を含めた国際仲裁に対応できる人材をさらに拡充する。
- イベント開催をする際は、官公庁、弁護士事務所、商工会議所等の他、個別の現地企業への訪問も検討する。

¹ JCAA 審問施設 “<https://www.jcaa.or.jp/arbitration/hearing.html>”

③マーケティング

- 国際仲裁の各種情報、情勢、トレンド等を把握する。
- JCAAをはじめとする日本国内における各仲裁機関及び調停機関等において、国別担当窓口を設け、現地の法律事務所、企業、大学等とネットワークを構築する。
- セミナーを開催し、現地の法曹関係者に自国の仲裁に関する最近動向についてレクチャーをする。
なお、他国の裁判官に対する働きかけはセンシティブな部分があるが、セミナーという形にして、情報提供を行う、という方法であれば、問題が生じにくいと考えられる。

7.2 日本企業による国際仲裁利用の活性化

7.2.1 課題として指摘された点と事実関係

①仲裁制度に関する認知度

- 裁判や和解以外に仲裁というオプションがあることが企業に認知されていない。
- 中堅・中小企業には海外での仲裁に耐えうる人材に乏しい。

②日本で仲裁をすることのメリット

- 仲裁地が日本であったとしても、利便性以外の点で仲裁に有利に働くことがないと認識されている。
- 日本からでもリモートで対応できるため、審問地が海外であることはリスクと考えていない。

③日本の仲裁地としての中立性

- そもそも日本企業や実務家には、日本の仲裁機関の利用を相手方に提案すること自体、中立性を欠くので控えるべきと考える者が多く、その発想を変えていく必要がある。

④契約書における仲裁条項の優先度

- 紛争解決条項は、その他のビジネス条項と比較すると優先度が低く、必ずしも仲裁地及び仲裁機関を日本にしなければならないという認識が低い。
- 中堅・中小企業は取り扱う案件の金額が少額であることが多く、コストに見合わないことから法的紛争解決を選択しないことが多い。

⑤日本企業の交渉力

- 自社に交渉優位性がない場合には、債務履行地が日本である等の事情がない限り、日本を仲裁地とするような交渉ができない。

7.2.2 ヒアリングで指摘された具体的内容

①仲裁制度に関する認知度

- 日本企業は和解を好む傾向にある。
- ビジネスの継続性を考えると係争に至る前に収めてしまいたいと考える。
- 一つの事件に時間をかけることは、手間を要するため面倒であると考ええる。
- 国際仲裁の手続きに詳しくないため、知らないことには手を出したくないという意識がある。
- 仲裁、裁判、調停の違い等、仲裁自体をよく理解できていない。
- 仲裁条項は仲裁地と仲裁機関のみを記載し、審問地は記載していないケースがある。ヒアリング企業の中には、審問地の概念を知らなかった企業も存在する。
- JCAA の HP も確認し、仲裁機関の規約も HP で確認したが、実際に利用する際のフロー（申し込み方法、仲裁の手続き、金額）が分かり辛い、裁判と比較してどの程度コストが低いのか不明であったと回答した中堅・中小企業も存在した。しかし、JCAA のホームページは 2020 年 4 月

に刷新され、申込手順¹、管理費用²がより明確化されているため、頻繁に HP を確認していない可能性が高い。

②日本で仲裁をすることのメリット

- 海外仲裁機関において準拠法を日本法にすることも可能だが、海外仲裁機関は日本法に詳しくないため、日本法に準拠しても優位性がないと考えている企業が存在する。

③日本の仲裁地としての中立性

- 日本は多国籍企業を多数有する世界的な輸出国であるため、海外企業から仲裁地として中立的とはみなされ難い。
- 日本企業は、仲裁条項の作成において中立性を重視する（特に準拠法に関して）。また、建設業界や海運業界では、判例法が国際的であるという一般的な認識があるために判例法系の国が仲裁地として選ばれることがある。準拠法を第三国とする場合、その準拠法に基づいて契約を解釈するため、現地で新たに弁護士が必要だという認識がある。
- 交渉において中立性をアピールする必要があるが、契約交渉を行う営業部門がアピールできるかどうか疑わしい。口頭で説明しても説得力がないので、資料があれば有益と考えられる。

④契約書における仲裁条項の優先度

- 中堅・中小企業では、金額が少額であれば保険で処理するケースが多く、仲裁で争ってコストを増やすことを志向しない場合がある。
- 契約相手国の裁判制度が信用に足らない場合、商取引の際に保証金を設定して対処しておくため、仲裁まで至らないケースが多い。
- 契約が少額であれば、交渉して時間がかかることを避け、妥協することが多い。他方、契約金額が多額であれば、よりコストを割いて交渉する可能性がある。

⑤日本企業の交渉力

- 仲裁において件数の多い建設業界は、多くの場合、海外に拠点を有しているため、JCAA を選ぶインセンティブは小さく、JCAA は機会を逃している可能性がある。
- 海外の建設依頼主は自国の仲裁機関を希望するため、JCAA を指定することが難しい。
- 今後のビジネス関係を継続させるため、契約手続きを紛糾させたくない、長期化させたくないとの理由から妥協することがある。

7.2.3 日本の強み

①仲裁制度に関する認知度

- 顧問弁護士・法律事務所の影響が大きく、裁判では実効性の担保が難しい、長期化が懸念される等の点を考慮し、仲裁がより現実的であるというアドバイスを受けて契約書を修正した企業も存

¹ JCAA 仲裁手続の流れ “<https://www.jcaa.or.jp/arbitration/flow.html>”

² JCAA 費用 “<https://www.jcaa.or.jp/arbitration/costs.html>”

在する。

- 知的財産権に関連する際は紛争解決手段を整備することが重要と認識しており、仲裁に修正した企業も存在する。
- 国外の仲裁機関であっても、日本人の仲裁人がいれば心強いと考える企業は多い。言語の点よりも法制度と文化（日本の商習慣）の相違を不安視する企業もあり、商習慣等が原因のトラブルでは、他国の仲裁人では解決が難しいのではないかと考えている。
- 仲裁における議論が理解できるという点において、日本人仲裁人がいればメリットを感じると回答する企業も存在する。

②日本で仲裁をすることのメリット

- JCAA は仲裁人の費用を削減しており、欧州等の仲裁機関よりも安価である。
- 法律事務所、弁護士、当事者のいずれかが日本に所在する場合は、日本が仲裁地又は審問地として選択される際のアドバンテージとなりうる。
- JIDRC の審問施設は先進的なオンライン審問システム、複数のカメラを用いて複数のアングルから監視できる証人室が用意されていること等が評価されており、利用依頼も増加している。

③日本の仲裁地としての中立性

- 仲裁地としてではなくとも、日本で審問を行うことができれば費用や時間の節約となりメリットを感じる企業も存在する。
- 日本は安全で整然としており、ビジネスや審問の実施に混乱が生じるリスクは最小限である（例：自然災害、抗議、暴動）。

④契約書における仲裁条項の優先度

- これまで、紛争解決条項は企業弁護士が契約交渉の最終段階にのみ言及する、いわゆる「midnight clauses」として、多くの労力や議論のための時間は割かれなかった。しかし最近では、仲裁条項が不適切であることから生じる不利益が考慮されるようになり、弁護士は仲裁条項を適切に検討し作成することの重要性を益々認識するようになっている。
- かつて、少額の売買では個別契約で対応するケースが多かったが、リスク管理や知財管理が必要な販売基本契約等では、基本契約を結ぶ機会が増えている。単純な売買に関する個別契約では仲裁条項に留意する機会は少ないが、売り手、買い手、メーカー、中間業者等との複雑な契約については、紛争解決条項は重要度を増すと考えられる。

⑤日本企業の交渉力

- 日本企業が投資する場合、投資先企業に対して交渉力を有しているため、日本を仲裁地に指定することが容易である。
- JCAA の仲裁割合として売買契約に基づくケースが多いが、これは、製造業者の日本企業が海外企業と販売基本契約を結ぶ際、日本企業が交渉力を有しているため、JCAA を仲裁機関として設定しやすいことが要因として考えられる。

7.2.4 考察

①仲裁制度に関する認知度

- 日本の企業は和解を好む傾向にあるが、一定の限度があり、不公平な対応を取り続けた場合、日本の企業も徹底的に戦う姿勢を見せる。他方、そもそも中堅・中小企業を中心に仲裁まで至るケース自体が少なく、仲裁の迅速性、有効性等のメリットが企業にとっては未知数なものとなっている。
- 企業が自社で裁判管轄や準拠法について調べる際、裁判は執行可能性が低い場合があると認識したため、仲裁を契約書に入れるようになった企業もあり、仲裁のメリットを理解する企業も増えつつある。
- 既に仲裁の重要性を認識している仲裁弁護士ではなく、一般的な企業の顧問弁護士、国際取引、ライセンス、M&A、ジョイントベンチャー等の契約を取り扱う弁護士、企業の法務部担当者等に対し、そもそも裁判と比較して国際商事仲裁を利用するメリット、更には日本で仲裁を行うメリットと具体的な条文案について、啓発する必要がある。仲裁条項は、一般的に十分な検討を経ずに当事者が一見して合意しやすい双方当事者にとって知名度の高い欧州、米国、他のアジアの仲裁機関の規則及びその所在地を仲裁地とされることが多いが、選定にあたっては、コスト、審理の進行方法等の違い、商習慣の相違等の文化的な違い、時差等で負担が大きいことを認識する必要がある。

②日本で仲裁をすることのメリット

以下の内容は、企業が JCAA を仲裁機関に選ぶインセンティブとなる。

- (ア) JCAA の評判、JCAA の仲裁判断の質、仲裁人の専門性が高い評価を得ること。
- (イ) 日本の裁判所の判断が国際商事仲裁に基づく仲裁人の判断に対して特段否定的なものとなっていないこと。
- (ウ) 他仲裁機関と比較して安価な仲裁費用であること。
- (エ) 迅速な仲裁判断が下されること。
- (オ) 効率的に仲裁を実施するための世界基準の仲裁規則を有していること。
- (カ) JCAA 規則において、仲裁の機密性が非公開、守秘義務の規定で担保され、迅速仲裁が既に規定されていること。
- (キ) 快適で近代的な審問施設と優れた技術を有すること。
- (ク) 国際都市としてのインフラが整っていること。

なお、上記の (イ)、(キ) 及び (ク) の項目は、JCAA に限らず、ICC 等の仲裁機関での仲裁を日本で行うことのメリットにもなり得る。

③日本の仲裁地としての中立性

- 仲裁人による仲裁判断を日本の裁判所が審査し、無効とすることができる場合が客観的に明確であり、仲裁判断に対する法的安定性が確保されている。
- 国際取引の当事者となる外国企業の地理的な中間地点となる場合がある（例：米国企業と東南アジアの企業等）。

- 香港、シンガポールは判例法を法体系とする国である一方、日本は成文法（大陸法）を法体系とする国であるため、日本が仲裁地としての評判を獲得すれば、日本と同様に成文法（大陸法）体系を採用する欧州その他の国の企業から選択される可能性がある。

④契約書における仲裁条項の優先度

- 日本企業、特に中堅・中小企業は紛争解決においてコストと時間を考慮するため、国際仲裁よりも早期解決が可能な保険処理を優先する場合がある。他方、個別契約が多い中堅・中小企業であっても、今後は海外との基本契約が増加する可能性があるため、法務担当にセミナーへの参加等を通じて情報収集させたいという企業も存在する。また、中堅・中小企業の中には、欧米企業との取引は賠償が高額となる場合があり、仲裁条項の整備等の対策の必要があると考えている企業もある。

⑤日本企業の交渉力

- 中堅・中小企業の中には、仲裁制度や「仲裁地」と「審問地」の違いが理解できていないことがあるが、日本を仲裁地にするメリットが周知されれば、制度の内容への理解も深まり、契約先と交渉しやすくなる。
- 大きな産業を持つ日本は、貿易の中継地である香港やシンガポールと異なり、他国の投資先企業に対して交渉力を有しているケースも多いため、まずは日本企業に日本を仲裁地と選定するようプロモーションすることで利用促進を図ることが可能と考えられる。
- 中堅・中小企業は、一般的に仲裁条項を自ら作成した経験がなく、政府や弁護士事務所等が作成したモデル条項をそのまま流用している。したがって、JCAA は現在 HP 上のモデル条項を中小企業に周知し、利用促進を図れば、中小企業において JCAA の利用が広まる可能性がある。

7.2.5 必要な取組

①仲裁制度に関する認知度

- 国内の意識啓発・広報を拡充すること（国際仲裁のメリットのさらなる周知、中堅・中小企業への啓発活動の拡充等）。
- 主要な国内の法律事務所の企業弁護士に理解を深めてもらい、仲裁条項について交渉する習慣を広めること（具体的には、日本企業が当事者となる取引において、日本での仲裁を行うことが相手方にとって不利益でないことを説明できるようにする等）。
- 中堅・中小企業であれば商工会議所等を通じて対話し、仲裁の認知度を高める（具体的には、中堅企業・中小企業が仲裁を利用するために、①必要な契約条項のサンプルを準備・公表する、②取引先から別の仲裁地を主張された場合の想定 Q&A 集が作成されるよう促す、等）。
- 弁護士事務所だけではなく、実際に仲裁を利用する企業に直接コンタクトをする。
- 現状では、場所のみで仲裁機関を比較している中堅・中小企業が多く、仲裁機関ごとのサービス内容を比較できる情報提供が必要である。
- 日本政府が中小企業向けに仲裁を利用する際の資金援助スキームを検討する。

②日本で仲裁をすることのメリット

- 日本政府は、利用支援策を拡充する（中堅・中小企業向けの情報提供の拡充、コスト負担の軽減等）とともに、JCAA や JIDRC が実施している利用支援サービスについて広く情報発信を行っていることを国内外に周知するよう支援する。
- 大陸法体系の多くの国では、裁判手続きで遠隔の審問を行うことが手続法上難しい国があり、そのような国にとっては、審問をオンラインでできる仲裁の価値が昨今特に上がっていると言える。そのため、デジタル化によって仲裁費用が削減したことを公表することも有益である可能性がある。

③日本の仲裁地としての中立性

- 市場の特性を把握した上でのマーケティングを行い、利用者に仲裁機関の透明性、政府／裁判所からの独立性、信用性を外国企業にアピールする。

④契約書における仲裁条項の優先度

- 主要な契約は相手国に譲る場合であっても、付随的な契約（サブコントラクト）は日本にするよう交渉することを企業に勧めることを検討する。

⑤日本企業の交渉力

- 提案しやすい仲裁条項モデル、日本の仲裁が他国と遜色がない旨をまとめた資料等をウェブサイトで公表する。
- 仲裁地と仲裁機関の両方を日本で合意できない場合であっても、例えば仲裁機関は ICC だが仲裁地は日本とする、又は仲裁機関は JCAA で仲裁地は中国とする等、仲裁地と仲裁機関のいずれかを日本とするケースを検討する。

7.3 第三国仲裁地としての日本の可能性

7.3.1 課題として指摘された点と事実関係

①仲裁制度／仲裁制度／仲裁人

- 海外の実務家や企業に日本は仲裁人の多国籍化が進んでいないと認識されている（なお、JCAA に登録されている仲裁人約 350 人のうち 200 人程度は外国人である¹。したがって、同認識を改めるためのより一層の広報が必要と考えられる）。
- 日本の裁判所が仲裁に友好的ではないと認識されている。
- JCAA は仲裁地を他国に設定できない等、柔軟性に欠けると誤解されている（なお、JCAA 商事仲裁規則 2019 第 39 条 1 には「仲裁地は、当事者間に別段の合意がない限り、[…] 仲裁申立書を申立人が提出した JCAA の事務所の所在地とする。」とあり、仲裁合意に仲裁地の指定があれば、その指定は尊重されると解釈される。したがって、同認識を改めるためのより一層の広報が必要と考えられる）。

②プロモーション方法

- 日本の仲裁機関の知名度、あるいは仲裁地としての知名度が乏しい。
- 情報発信の機会が十分でないと認識されている（なお、近年 JCAA は JETRO や商工会議所と協力してオンラインセミナーの実施等の広報活動に注力している²。したがって、同認識を改めるためのより一層の周知が必要と考えられる）。

7.3.2 ヒアリングで指摘された具体的内容

①仲裁制度／仲裁制度／仲裁人

- 欧州の仲裁実務家の間では、外国人弁護士が日本において仲裁の代理人を務めることに制約がある、手続きや証拠の提出を日本語で行う必要がある等の誤った認識が広まっており、日本を仲裁地として選ぶ上での障害となっている。
- フランスの弁護士からは、日本の仲裁法は、手続法に準拠していない場合は仲裁結果が承認されない等、フランスと比較して裁判所の介入余地が大きく、法改正が求められるとの指摘があった。

②プロモーション方法

- 他国の仲裁機関も、近年の JCAA や JIDRC の積極的な広報活動を認識しているが、日本を仲裁地として周知させるためには、より多くのプロモーションが必要であると指摘している。
- 海外企業が JCAA を選定しない理由のほとんどは誤解や否定的な JCAA に対する認識である。
- 海外企業が国際仲裁において日本を選択しないのは、日本を避けているのではなく、検討していないことが理由として考えられる。

¹ JCAA 仲裁人候補者 “<https://www.jcaa.or.jp/arbitration/candidate.html>”

² JCAA セミナー&イベント “<https://www.jcaa.or.jp/seminar/>”

7.3.3 日本の強み

①仲裁制度／仲裁制度／仲裁人

- 日本は 2020 年に外弁法を改正しており、今後、外国人弁護士が来日せずに日本の仲裁を担当するケースも考えられる。
- 日本は近代的かつ効果的な仲裁法を有しており、紛争の公平かつ公正な解決を促進し、裁判所の介入を制限し、機密性と透明性の適切なバランスをとるための枠組みを提供している。
- 日本は国際仲裁において独立し、専門性を有する能力を持ち、洗練され、高い評価を受けた司法制度があり、裁判所は紛争を仲裁で解決するという当事者の決定を尊重する。
- 日本は NY 条約加盟国であり、仲裁合意及び仲裁判断の実施に優れた実績を有する。
- 日本は公的な法的基盤を有し、中立かつ公平な法制度を有する仲裁に適した国である。また、日本の裁判所は、腐敗がなく信頼でき効率的である。
- 日本は仲裁人、当事者、証人及び弁護士（特に改正された外弁法）の入国又は仕事に不当な制約を課すことなく、仲裁人、当事者及びそれらの法律顧問が容易にアクセスできるようにしている。

②プロモーション方法

- 仲裁地としての日本は周知されていないが、親日的な国も多く、例えばシンガポールには日系企業をクライアントにもつ弁護士事務所も多く存在するが、当該事務所は日本の弁護士に対して良いイメージを持っている。

7.3.4 考察

①仲裁制度／仲裁人

- シンガポール政府は、セミナーにおいて SIAC 仲裁規則のメリットをアピールする等、プロモーションに尽力している。現在、日本の仲裁規則は他国では周知されていないので、効率的かつ透明性が確保されていることをアピールする必要がある。

②プロモーション方法

- 海外企業が国際仲裁において日本を選択しないのは、日本を避けているのではなく、検討していないことが理由である。例えば、中国企業と米国企業、中国企業と韓国企業等の取引において、中立性の観点から香港やシンガポールが選択される傾向にあるが、法制度が近似しており、同じ漢字文化圏であり、地理的に近い等の優位性がある東京を仲裁地としてプロモーションする余地はある。
- 日本が第三国仲裁地として、又は JCAA が仲裁機関として利用されるためには、日本企業がより積極的に仲裁を利用することが不可欠である。例えば、韓国と比較して日本の経済規模は大きいですが、ICC において日本企業の件数は韓国企業よりも少ない。まずは日本企業が JCAA を利用して、その実績を他国の企業に示すことが求められる。
- 企業は顧問弁護士が申立専門の弁護士に対し、どの仲裁機関での仲裁を経験したことがあるかを確認した上で仲裁機関を選択することが多いため、顧問弁護士が日本を仲裁地・仲裁機関として勧めれば、選択される可能性は高まると考えられる。

- 日本の仲裁地としての知名度は低いですが、同じく相対的に知名度が高くない仲裁機関（DIS等）と仲裁機関同士の連携を強化することで、既に仲裁としての利用が確立している国の仲裁（フランス、イギリス、米国、シンガポール等）と異なる選択肢があることを相互の国に示すことができる可能性がある。
- 欧州では政府の支援ではなく、弁護士事務所、仲裁機関、大学教授等により国際仲裁が発展している。したがって、これらの国の人々が参加する会議では、日本の教授や実務家も積極的に参加し、日本の仲裁の制度や現状を紹介しネットワークを広げることが重要である。

7.3.5 必要な取組

①仲裁制度／仲裁制度／仲裁人

- 日本の国際仲裁の規則、手続き、仲裁機関ウェブサイト等の多言語化を促進する。
- 日本の仲裁地としての実績という観点では、確かにJCAAのみの取扱い件数は少ないものの、国土交通省の建設工事紛争審査会の建設工事紛争取扱状況件数も計上する等、日本の仲裁実績数をより強くアピールする方法も考えられる。

②プロモーション方法

- ユーザーとして優先度の高い国（例：地理的に距離の近い韓国、中国、台湾、フィリピン、ロシア等）を重点国として設定し、特に積極的なプロモーションを実施することを検討する。
- 日本と同じ大陸法系であり、法的な慣習も近いアジア諸国（例：モンゴル、韓国、中国等）の企業の国際的な契約（例えば中国企業と韓国企業）において、中立的な仲裁地として日本を推奨するようプロモーションを進める。
- 第三国企業向けの広報等、海外の意識啓発・広報の一層の拡充（仲裁地としての日本のメリットの情報発信等）。
- 東京をプロモーションし、中立的な仲裁地としての認知度を高める。
- 欧州企業のように日本から地理的に遠い企業へプロモーションをする場合、他の機関にはないもの（大陸法系の国に対しては同じ法体系であること、観光地としての日本等）を提供する必要がある。
- 日本の中央省庁や法律事務所が仲裁地としての日本や、仲裁機関としてのJCAAの評判を高めるよう、国外の省庁、仲裁機関、弁護士事務所、個別企業等へのプロモーションを実施する。
- 国際法曹協会（IBA）が毎年開催する「国際仲裁の日（the International Arbitration Day）」を東京に招致し、日本の仲裁システムを参加者に紹介する。

8 まとめ

8.1 仲裁件数の増加に関する仲裁機関の取組

伝統的に英米法系の仲裁機関として指定されてきた LCIA は、仲裁件数の増加に成功しているものの、公開情報上は多言語化にも対応しておらず、積極的な広報活動を展開しているとは言い難い。他方、日本企業による利用も多い ICC、SIAC、HKIAC は、仲裁規則や仲裁手続きをウェブサイト上において多言語で発信し、インド等の新興国企業の誘致をターゲットに積極的な海外広報活動を行っている。また、近年、国際仲裁機関として存在感を増している CIETAC、KCAB 等の中国や韓国の仲裁機関も、ウェブサイトや仲裁規則の多言語化、仲裁人の多国籍化等を進めている。

上記仲裁機関の広報活動の現状から、国際仲裁件数を増加させるにあたり、仲裁機関の知名度が低い時点では、まず仲裁機関自体について周知する必要があるといえる。また、仲裁機関の知名度が低い場合、当該機関の仲裁規則も周知されていないと考えられるため、英語版の仲裁規則準備の上、周知する必要がある。

例えば、SIAC は、プロモーションにあたり、海外の企業、法律事務所に赴き、具体的に SIAC の仲裁規則の利点（透明性、費用、効率性等）について説明をしており、また、シンガポールに拠点を置く国内外の法律事務所、国内外の企業、商工会議所に対して、マーケティング活動とプロモーションを実施している。後者について、具体的には、セミナーを行ったり、議論の場を設けたりして、当該法律事務所、企業及び商工会議所の属する産業に関連する仲裁の事案を説明している。また、国際会議や出版物を利用して海外に向けて積極的な広報活動を行っている。

なお、貿易の中継地として発展してきたシンガポールや香港とは異なり、日本、ドイツ、韓国等のように自国に大きな産業があり、多国籍企業を多数有する世界的な輸出国は、海外企業から、仲裁地として中立的でないと捉えられる場合が多い。そのため、国際取引における一方当事者がかかる世界的な輸出国の企業である場合、中立性の観点から、かかる当事者が所在する国の仲裁機関による、又は当該国を仲裁地とする仲裁合意は、困難である場合も多い。もっとも、このように当該企業が仲裁機関又は仲裁地を自国とすることが相手企業との交渉上難しい状況においても、契約実務において多々見られるように交渉の当初から第三国での仲裁を提案すべきではない。第三国を仲裁地とする仲裁を最初から提案した場合、相手企業は自国での仲裁を主張し、第三国仲裁さえも難しくなる場合がある。そのため、日本企業としては、まず自国の仲裁機関の利用又は自国での仲裁を主張し、日本の仲裁機関の利用又は日本での仲裁が相手企業にとって不利益とはならないことを含めて、一度説得を試みることが重要であり、かかる交渉を通して、日本での仲裁件数の増加を図ることができるものと考えられる。

8.2 今後の国際仲裁の動向について

今後の国際仲裁の動向について、各国の仲裁機関において近年取り扱われた件数を分野別に考察すると、地域ごとの特徴がみられる。欧州の ICC と LCIA ではエネルギー分野が多い。北米の AAA/ICDR では、大規模な仲裁案件としては科学分野やヘルスケア分野での案件が伸びている。東南アジアの SIAC と HKIAC ではコーポレート、貿易、海事分野の案件が多い傾向にあり、アジア地域での国際仲裁のセ

ンターの役割を担ってきた背景が取扱案件の傾向に反映されている。なお、近年、国際仲裁において存在感を高めている中国、韓国は貿易だけでなく、電子機器や IT 関連の案件が増加していることが特徴である。日本においても、今後、国際仲裁の需要が高まる分野や日本が国際的に強みを有する分野について把握し、当該分野を専門とする仲裁人のリスト化等の対応が求められると考えられる。実際、AAA/ICDR は専門分野別の仲裁人パネルを設置し、企業の細かいニーズに応えようとしている。

他国の仲裁機関や政府の取組を含めたアプローチ方法については、特定分野への支援を行っていない国が多いものの、多くの仲裁機関において案件数が多い建設分野について対策を行っている国も存在する。例えば、KCAB では、建設及びエネルギー産業が国内仲裁を含めた仲裁件数の 3~4 割を占めており、戦略上非常に重要であることから、韓国政府の国土交通部や実務家に対し、同産業の専門性を有し、仲裁を行う能力があることをアピールしている。

8.3 新型コロナウイルス感染症拡大による影響

新型コロナウイルス（COVID-19）感染症拡大による影響について、各国が渡航制限や外出禁止措置を実施する中、ほとんどの海外の仲裁機関が、仲裁手続きのオンライン化や、機関内のリモートワークを推進させている。また、広報活動において、対面式でのセミナー等の実施が困難であることから、ICC や LCIA では、2020 年度は TV 会議システムを用いたオンラインセミナー等も積極的に実施している。

仲裁手続きのオンライン化に応じて、各仲裁機関は、オンライン審問のための仲裁規則の Protokol（附属規定書等）の作成、ウェビナー等での定期的なイベント開催等にも取り組んでいる。オンライン審問の可否については、各仲裁機関で事情が異なり、例えば JCAA は仲裁規則自体にオンライン審問の条項が含まれていたため、Protokol を作成せずとも可能である一方、SIAC 規則には、オンライン審問実施の可否は記されておらず、SIAC におけるオンライン審問の可否は、当事者の意思と仲裁人の判断に委ねられている。なお、ICC 規則においてもオンライン審問の可否が不明瞭であったが、Protokol を発表することで可能であることが明確化された。

新型コロナウイルス感染症拡大により、仲裁関係のコミュニティは、中長期的な課題に迅速に対応する必要に迫られており、オンライン形式の審問は今後ニューノーマルとなると考えられる。オンライン形式の審問は、仲裁地として知名度のある国を仲裁地として指定する必然性を低減させる方向に作用する。また、これまで知名度が低かった仲裁機関にとっても、技術的にオンライン形式での仲裁を公正・円滑に行えるような体制を備えていれば、知名度を上げる機会になる。ただし、小規模な審問はオンライン形式に変化する一方、オンライン形式での審問による弊害が懸念されるため、大規模な審問は変わらずオフライン形式で開催される傾向に戻るといった意見もある。また、新型コロナウイルス感染症拡大で多用されるようになったウェビナーについては、気軽にアクセスできる利点がある一方、登録者数と実際の参加者数の相違がある。オフラインのように参加者間でのネットワーク構築が期待できないことから、新型コロナウイルス感染症収束後はオフラインのセミナーも再び増加すると考えられる。

8.4 企業の仲裁地及び仲裁機関に係る選定基準及び課題

近年、仲裁機関の数も新興国を中心に増加しているが、国際仲裁の多くは、シンガポール、ロンドン、パリ、ストックホルム、香港、ニューヨーク、ワシントン D.C. といった、一般的な仲裁地で、SIAC、ICC、ICSID、LCIA、HKIAC、ストックホルム商工会議所の仲裁研究所（SCC）、ICDR 等、古くから

知られた仲裁機関が選ばれる傾向にある。仲裁機関の選定は、仲裁機関の評判や当事者の個人的な経験等、当該案件の状況に依存する。例えば、仲裁地の仲裁法が執行可能な仲裁判断の決定を効率的に行うことができるようにデザインされているか、当事者の自主性を尊重し、当事者が選定した仲裁人に意思決定権限を委ねているか、費用対効果が高いか、迅速な仲裁判断が下されるか、情報の非公開性が高いか等が企業の判断基準となっている。これらの観点から仲裁機関のメリットを周知することも重要で、例えばシンガポール政府は、セミナーを開催する等、SIAC のプロモーションに積極的である。日本の仲裁規則も認知度が低いため、効率的かつ透明性が担保された仲裁ができることを対外的にアピールする必要がある。

これまでの企業へのヒアリング調査や他機関の類似調査によると、企業が日本で国際仲裁を行う上での課題として、仲裁制度に対する情報・認識不足、国際紛争における日本の競争力の低さ、仲裁手続きに対する情報発信の不足、取引当事者間におけるパワーバランスの不均衡等が挙げられる。こうした課題への対策として、国際仲裁の制度自体のメリット、日本において国際仲裁を利用することのメリットについて、日本国内の企業に啓発・広報する他、第三国仲裁地として日本を利用することのメリットを海外企業向けにアピールする他、日本の仲裁機関を利用すべきとのアピールをする必要がある。

また、仲裁自体に対する企業の認知度の向上も課題である。特に中小企業では仲裁の認知度は低いものの、ドイツでは企業数の多数を占める中小企業への浸透が重要と考える実務家もあり、商工会議所や弁護士事務所だけでなく、仲裁を利用する企業に直接コンタクトし、仲裁の認知度を高める必要があるとしている。また、韓国では以前は英語のみであった KCAB のウェブサイトを韓国語に翻訳する、契約の際に参考となるモデル条項を示す等、中小企業が仲裁を利用する際のハードルを低くするよう努めている。

8.5 各国の国際仲裁振興施策

欧州では、仲裁機関が政府から独立していることを示すため、アジア諸国と比較すると政府による仲裁振興施策や支援は少なく、また支援公言しないことが多い。

フランスは ICC の本部を有し、国際仲裁地としての評判を獲得しているが、フランス政府による財政的支援はない。しかし、ICC 本部がパリ内で移転する際の移転先の紹介、家具等の購入費用、賃料の一部負担等、間接的な補助金によって、フランスは国際仲裁を振興している。

フランスの ICC と比較すると、ドイツの DIS は国際仲裁を扱う件数が少なく、規模においても小さいといえる。また、ドイツでは政府による財政的・物理的支援はないものの、仲裁法の下で裁判所が過度に仲裁判断に干渉しないよう保証されている。国際仲裁において企業を呼び込む上で必要な安定性が確保されている。なお、DIS が法務省とイベントを共催する等の協力関係は存在する。

国にとって仲裁機関を誘致する利点は、ホテル、レストラン、会議場、通訳業務等、仲裁の審問を国内で行うことに伴う経済効果を見込むことができる他、仲裁に関連して多くの法務専門家を自国内に継続して執務するよう、誘致できることである。また、仲裁関連の経済効果に加え、法的紛争を解決する場所としての評判を獲得できる点が利点といえる。仲裁は自国にビジネスをもたらすため、政府にとっても重要な投資対象となっている。

8.6 日本が取るべき戦略

8.6.1 国内企業に対する戦略

本調査により、国内企業に関し、国際仲裁のメリットの認知不足であること、既に国際仲裁を利用している大企業においても、日本を仲裁地とすることを始め、仲裁をさらに利用するための方策が不十分であること、仲裁地の重要性、日本を仲裁地とすることのメリット等について認識が弱いこと、特に中小企業では紛争解決条項の重要性、仲裁制度への理解不足が課題として挙げられる。

そこで、認知度を向上させるため、まずは外国仲裁判断の承認及び執行に関する条約により、裁判に比べて外国における執行が容易であること等、メリットと共に仲裁自体を周知する必要がある。対象としては、企業関係者や経済団体の他、企業の契約に対するアドバイスを行う弁護士（特に企業の契約条項に対する影響力の強い企業弁護士）等に対し、仲裁の意義や、各業界の商習慣や契約実態に応じた紛争解決条項の定め方のノウハウ等についての啓発をする必要がある。

また、国外の法律事務所へのヒアリングを通じ、仲裁の振興には国からのトップダウン的なアプローチだけではなく、ビジネス界からのボトムアップ的な介入の重要性が説かれている。ビジネス界のアプローチとしては、経済団体連合、日本商工会議所、在日本の各国商工会議所等の意向及びニーズを確認するだけではなく、大中小様々な個別企業への直接的なアプローチも重要である。

また、海外展開する日本企業が直面する国際紛争に対して適切に対応することができるよう、企業に対する紛争解決条項のノウハウ等を分かりやすく知らせるツールが必要である。ヒアリングでは、実際に仲裁条項について交渉する企業の法務担当が日本を仲裁地とし、又は日本の仲裁機関を指定する際、日本における仲裁のメリットや中立性、公平性、利便性を相手企業にアピールできる資料が欲しいとの声も聴かれた。

さらに、企業（特に紛争解決に係る実務経験の少ない中堅・中小企業）が仲裁をより身近に感じられるような事例（仲裁を利用した成功事例、適切な仲裁条項を入れなかったことにより損失を被った事例等）を紹介し、具体的なイメージを示すことも重要である。

したがって、国内企業への効果的な広報活動の具体的な手法としては、外国仲裁判断の承認及び執行に関する条約により、裁判に比べて外国における執行が容易な場合が多いこと、手続の迅速性、手続の非公開性によって、企業秘密が保たれる点等の幅広い意識啓発・広報を積極的に行う必要がある。

また、世界的には認知度の低い日本の仲裁制度が、安定的な仲裁判断を認めるものであり、国際的な水準に見合う審理の質を有していること、したがって、外国企業にとっても公平・安定的な手続を提供していることの認知度を向上させ、日本企業が国外企業との契約においても、日本を仲裁地として選択できるような土壌づくりが求められる。また、仲裁を身近に感じられるような具体的な事例（仲裁を利用した成功事例、適切な仲裁条項を入れなかったことにより損失を被った事例等）を発信（冊子の作成、ウェブサイトへの掲載等）したり、日本企業が外国企業に日本を仲裁地とすることに合意することができた事例等を共有したりすることにより、契約交渉時のツールとして活用することも期待される。

広報活動の対象としては、企業向け講演、国際貿易の専門家向け講義等を通じた広報活動、特に企業の法務や経済団体、企業弁護士等に対する仲裁の意義や、各業界の商習慣や契約実態に応じた紛争解決条項の定め方のノウハウ等についてのセミナー、シンポジウムの開催等が考えられる。また、在京の各国大使館、経済団体連合、日本商工会議所、在日本の各国商工会議所（在日本米国商工会議所、在日本欧州商工会議所等）だけでなく、個別企業へも広報活動を広げることが検討され得る。

また、個別企業に対しては、海外展開する日本企業が直面する国際紛争に対して適切に対応することができるよう、企業に対する紛争解決条項のノウハウ等についての周知や相談受付の設置も必要と考えられる。特に仲裁制度に馴染みが薄い中小企業の経営者に対する啓発・広報は重要である。具体的には、セミナーやウェブナーをより頻繁に開催し、仲裁モデル条項等を記載したウェブサイト等を拡充する等が挙げられる。

8.6.2 国外企業に対する戦略

国外企業に対しては、仲裁地としての日本の認知度の低さ、英語をはじめ多言語に対応していないため、仲裁規則や仲裁手続き等が海外からは見えづらいことが課題として挙げられる。

そこで、認知度を向上させるため、日本を第三国仲裁地として発信するに当たり、これまでの在京の各国大使館、在日本米国商工会議所、在日本欧州商工会議所等へのアピールだけでなく、仲裁地としての日本を国外に向けたセミナーを開催する等して現地の法律事務所や個別企業に対してもアプローチを図る必要がある。また、特定の紛争類型や産業について強みを有する仲裁機関が存在することに倣い、例えばテクノロジー分野など日本のイメージに合致する分野において、日本の仲裁の有用性をアピールすることも、より効率的な認知度の向上に資する可能性があるものと思われる。

また、社会インフラが整っていること、観光地として魅力的であること等の理由から、少なくとも仲裁の審問を行う場所としての長所があるほか、仲裁地をどこにしても仲裁管理を行うことができる点がアピールできる。さらに、韓国、中国等の企業に対しては、同じ大陸法系であり、文化的な類似性があることもメリットの一つとして言及され得る。

また、他国の仲裁機関のホームページ上でも行われているように、自国の仲裁規則を英語だけでなく、多言語で発信する等、日本の仲裁制度、仲裁実施機関の実情についても広く発信されるための方策を検討する必要がある。具体的には、仲裁機関ウェブサイト、仲裁規則、仲裁手続きについて、英語だけでなく、地理的に近いアジア言語（中国語、韓国語、ベトナム語、インドネシア語等）、国際的に汎用性の高い言語（スペイン語、フランス語、ロシア語、アラビア語等）で翻訳することが考えられる。なお、コンテンツとしては、仲裁規則、仲裁手続き、仲裁関係の判例等について、日本における仲裁について具体的なイメージが付きやすい情報の充実が望まれる。

地域的なターゲットとしては、当事者になり得る企業等が多く存在する国（日本企業が比較的多く進出している国、及び日本企業の国際取引における商流の経由する地が属する国等）の経済団体、法律事務所等への積極的なアプローチが有効であると考えられる。

また、国外企業への効果的な広報活動の具体的な手法としては、国際仲裁に関連する海外における会議、シンポジウム等に政府関係者が出席する際、日本の仲裁制度、仲裁実施機関の事例や実情を紹介し、当事者になり得る企業等が多く存在する国の経済団体、法律事務所等をターゲットとしたセミナー・シンポジウム等を開催する機会が想定される。

また、仲裁機関としての機能や設備をアピールする一方、長期的な視点からは若手実務家の養成も必須であり、日本人仲裁人を日本企業が多く利用する海外仲裁機関（SIAC、ICC 等）へ派遣する、反対に日本へ若手の外国人実務家を招聘する等、他国の仲裁人との人材交流をより活発に図る必要がある。

新型コロナウイルス感染症拡大以降、ウェビナー形式での広報活動が活発化していることから、海外企業も参加しやすいオンラインセミナーをより頻繁に実施し、仲裁地又は仲裁機関としての日本をアピ

ールする機会を増やす試みが必要である。また、第三国仲裁地として日本を選択する可能性の高い近隣国（韓国、香港等）や、まだ国際仲裁の案件数が少ない国（ドイツ等）の仲裁機関と連携を図り、企業の招致を図ることも検討され得る。